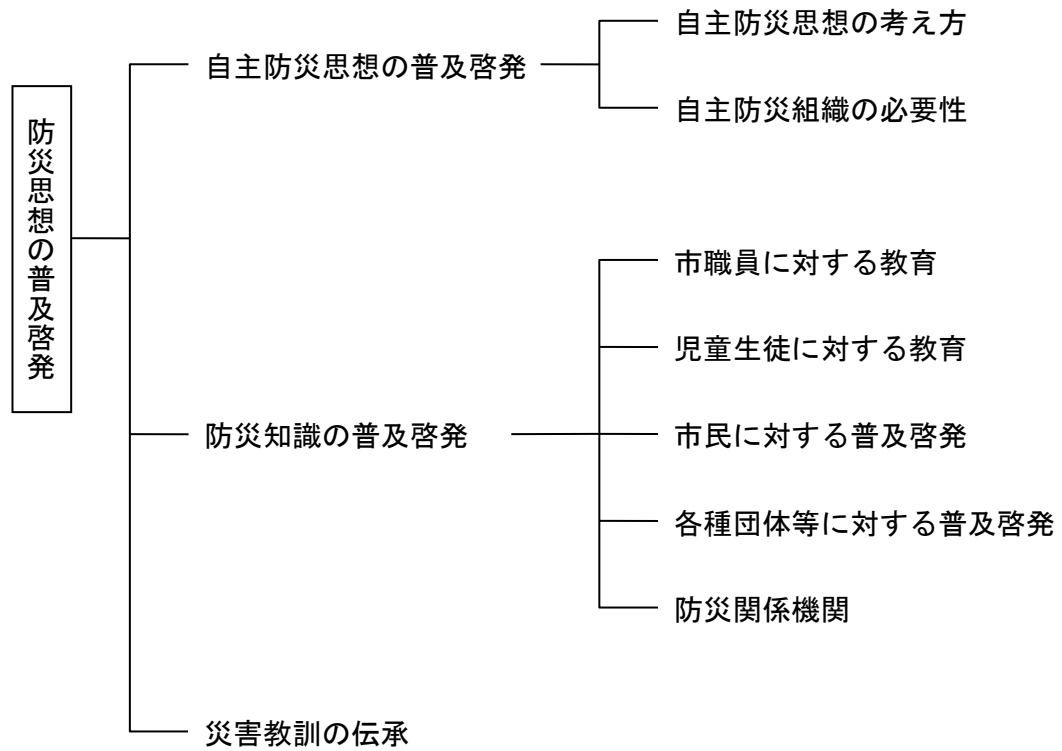


第 2 部

災害予防計画

第2部 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発



第1節 自主防災思想の普及啓発

第1項 自主防災思想の考え方

「自らの身の安全は、自ら守る」という考え方が防災の基本であり、市民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には、まず自分の身の安全を守るよう行動することが非常に重要である。

また、初期消火の実施、近隣の負傷者・要配慮者（高齢者・障害者等）の救助、避難施設での活動、あるいは防災関係機関が行う防災活動への自主的な協力も、被害や混乱の拡大を防ぐ意味で重要である。

このため、市は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するものとする。

第2項 自主防災組織の必要性

市は、地域並びに市民の生命、身体、財産を災害から保護するため、防災活動を実施するが、大災害時には道路が不通になり、ライフライン（電話・水道・電気）が止まり、防災活動に支障をきたすことがある。また、同時に多数の場所で被害が発生し、対応能力を超えることもあり得る。

このような大災害時には、「自らの地域は、自ら守る」という考え方に立ち、市民が協力し合い、地域の防災活動を自ら行う必要がある。

そのためには、日ごろから地域のコミュニティ活動が大切であり、平常時における災害予防活動が非常に重要となる。

第2節 防災知識の普及啓発

第1項 市職員に対する教育

市職員として、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、市（防災危機管理課）は、必要な知識や心構えについて「防災関係課ハンドブック」及び「市職員防災ポケットブック」を作成し、防災知識の普及啓発に努める。また、市（職員課）は、職員研修会の中で防災知識の普及啓発に努める。

- 1 市職員防災心構え
- 2 市地域防災計画に示す火災・事故対策

第2項 児童生徒に対する教育

市教育委員会（学校教育課）は、県教育委員会の防災教育に関する指導計画に基づき、その実施を各校に指導する。

- 1 ホームルーム、学校行事等の教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識及び、災害発生時の対策等の指導を行う。

第3項 市民に対する普及啓発

発災時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害についての正しい知識や防災対応について、市（防災危機管理課、広報広聴課）は、市ウェブサイト等で普及啓発を図る。

また、市（防災危機管理課）は、地域における防災及び減災活動を促進するため、自主防災組織及び事業所等において中心的な役割を担う防災士を育成するものとする。

1 啓発期間

- (1) 防災とボランティアの日 1月17日
防災とボランティア週間 1月15日～21日
平成7年12月15日閣議了解により、広く国民が災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として設けられた。
(平成7年1月17日に阪神淡路大震災が発生した)
- (2) 文化財防火デー 1月26日
昭和24年1月26日に法隆寺金堂壁画を焼損した。これを契機に、国民の遺産である文化財を火災から守るとともに、文化財愛護思想の高揚をはかるために制定された。
- (3) 建築物防災週間 3月1日～7日、8月30日～9月5日
- (4) 山口県山火事予防運動 3月
- (5) 春季全国火災予防運動 3月1日～7日
- (6) 山火事予防運動 3月1日～7日
- (7) 車両火災予防運動 3月1日～7日
- (8) 消防記念日 3月7日
昭和23年3月7日に消防組織法が施行されたのを記念して、消防に関する理解と認識を深める目的で制定された。
- (9) 危険物安全週間 6月第2週
- (10) 国民安全の日 7月1日
昭和35年5月6日の閣議により、産業災害、交通事故、火災等の災害防止を図る目的として制定された。
- (11) 防災の日 9月1日
防災週間 8月30日～9月5日
道路防災週間 8月25日～8月31日
防災の日については、昭和35年6月17日の閣議了解により、台風、高潮、津波、地震等の災害についての認識を深め、これに対処する心構えを準備するために設けられた。
(大正12年9月1日に関東大震災が発生した)
(昭和34年9月26～27日伊勢湾台風による被害が発生した)

防災週間については、昭和57年5月11日の閣議了解により、台風、高潮、津波、地震等の災害について認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するために設けられた。

(12) 救急の日 9月9日

救急医療週間 9月9日を含む一週間

救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るために設けられた。

(13) 国際防災の日 10月13日

「国際防災の10年」の趣旨を広く周知するため、1989年12月、第44回国連総会において毎年10月第2水曜日（後に毎年10月13日となる）を「国際防災の日」とすることが決議された。

(14) 高圧ガス危害予防週間 10月23日～29日

(15) 119番の日 11月9日

自治体消防発足40周年を機に、国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚を図ることを目的として設けられた。

(16) 秋季全国火災予防運動 11月9日～15日

(17) 全国海難防止強調運動（夏期）

2 啓発内容

(1) 自主防災思想及び自主防災組織

ア 住民自らによる災害への備え

各地方公共団体では、大規模災害に備えた様々な応急対策や他の地方公共団体との応援協定の締結等について検討・実施しているが、大規模災害の発生直後には、地域住民自らによる防災活動が大変重要であり、また効果的である。

このため、住民の自主的な防災活動についての理解を求め、積極的な防災訓練への参加など災害への備えを呼びかける。

イ 住民参加による防災まちづくりの推進

地域における防災機能を向上させるためには、住民が主体的に防災まちづくりに取り組む必要がある。

このため、住民の手による先進的な防災まちづくりの事例を紹介しながら、防災まちづくりへの参加について呼びかける。

ウ ふるさとを災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ

ふるさとを災害から守るために、地域における消防団活動の一層の充実を図る必要があることから、青年層等の消防団活動への積極的な参加を呼びかける。

(2) 災害に対する基礎知識

ア 注意報・警報の気象情報について

イ 火災について

ウ 事故等災害について

(3) 災害予防・防災対策

ア 林野火災の防止

2月、3月は、ところによっては「火入れ」なども始まる時期であり、全国的に乾燥注意報、強風注意報がたびたび発令される時期なので、農林関係者や林野周辺の住民等に林野での火気の取扱いについて注意を呼びかける。

4月、5月は、特に林野火災の多発する時期であることから、市民に対し、林野火災の実態の周知を図るとともに、入山者に対し、たばこの投げ捨て禁止など林野火災の予防を呼びかける。

イ 住宅防火対策の推進

(ア) 防火意識の高揚、住宅防火診断の実施、住宅用防災機器等の開発普及の促進、地域における住宅防火対策推進等の必要性について広報する。

(イ) 住宅用消火器は初期消火に欠かすことの出来ないものであり、住宅用スプリンクラー設備は一層効果がある。

また、住宅用火災警報器は、法令改正により一般住宅等に設置の義務化が図られ、火災の早期発見に効果をあげることができる。そこで、住宅用消火器、住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器の設置を呼びかけるとともに、維持管理上の留意点等正しい使用方法について周知を図り、火災に対する備えを呼びかける。

(ウ) 日常使用されているカーテン、衣類等は、大変燃えやすく、これらを防災化することによって火災予防、人命安全の大きな「力」となることを周知させ、防災製品の推進を図る。

(エ) 住宅防火の推進に際しては、建物の内装に関する対策、火気使用器具の安全対策、住宅用防災機器等の普及が不可欠である。

そこで、住宅防火診断を積極的に広報し、これらの対策についての必要性を呼びかける。

(オ) 放火自殺者等を除く住宅火災による死者の半数は高齢者で占められている。高齢者の安全対策について、家族や関係者が日頃から気を付けておくべきことを呼びかける。

ウ 火遊びによる火災の防止

火遊びによる火災は毎年発生しており、その多くは、マッチ、ライターによるものである。火遊びをなくすうえで最も大切なことは、子どもに火の便利さと恐ろしさを理解させることと大人の注意である。そこで、家庭に対して、子どもの火遊びの防止を呼びかける。

エ 花火による火災の防止

夏は花火のシーズンであるが、取扱い上の不注意から火災などの事故がおこる危険性があるので、花火の正しい取り扱いについて呼びかける。

オ 危険物の安全確保について

経済生活において危険物がいかに深く関わっており、これを貯蔵、取扱う施設の安全を確保することが重要であるか認識を深めてもらう。

カ 石油コンビナート災害の防止

石油等の危険物や高圧ガスの集積地帯である石油コンビナート等特別防災区域における災害の周囲に及ぼす影響の重大性を認識し、特定事業者に対して、施設の総点検及び防災体制の再認識を呼びかける。

キ 天ぷら油による火災の防止

天ぷら油を利用して調理する際の心がけ、また、天ぷら油による火災の防止のための安全装置付厨房機器の普及及び天ぷら油による火災の消火に有効な消火器等の普及を呼びかける。

ク 春秋の行楽期における火災の被害防止

春秋の行楽期を迎えるに当たって、旅館、ホテル等を利用する場合の心得を周知するとともに、これらの施設の管理者に対して防火管理についての意識の高揚を図る。

ケ 地震発生時の出火防止

普段から小さな地震でも火を消す習慣を身につけるとともに、万一の出火に備えて、消火器や水バケツなどを用意して出火防止に努める習慣をつけることを呼びかける。

コ ガス機器による火災及びガス事故の防止

ガスによる火災や爆発事故は依然として多く、その多くはガスに対する消費者の注意不足が原因となっている。

このため、ガスに関する知識の普及、ガス器具設備の正しい使用方法、維持管理方法、ガス漏れ時の対応方法について周知する。

サ たき火による火災の防止

たき火による火災は出火原因の上位を占めている。ちょっとした不注意から火災となることが多いので、たき火をするときの注意と火災予防を呼びかける。

シ 放火による火災の防止

放火火災の実態とその防止対策を周知する。

ス 石油ストーブ等の安全な取扱い

暖房器具、特に石油ストーブによる火災は依然として多く発生しており、その多くは取扱上の不注意によるものである。

このため、使い始めの時期に正しい使い方の周知を図る。

セ 消火栓の近くでの駐車禁止

消防自動車や救急自動車の緊急通行時に対する安全の確保及び消火栓や防火水槽等の消防水利の重要性を広報するとともに、消防水利の使用が駐車により阻害されないよう呼びかける。

ソ 電気器具の安全な取り扱い

電気器具・配線の正しい使用法や、電気器具の使用開始時の点検整備の実施等の周知を行い、電気器具からの出火防止を呼びかける。

タ たばこによる火災の防止

毎年、たばこは出火原因の上位を占めている。特に投げ捨てや消し忘れなど喫煙者の不注意によるものが多い。

そこで、たばこの投げ捨て、寝たばこなどによる出火の防止を呼びかける。

チ 防火管理の充実

事業所等における防火管理にあたっては、消防計画を作成するだけでなく、これを適切に運用していくことが重要である。

そこで、それぞれの事業所の実態にあった実行ある自衛消防組織の設置と日常の訓練等の実施を中心として、防火管理の充実を呼びかける。

ツ 防災訓練への参加の呼びかけ

災害が発生した場合の応急救護、安全避難、火の始末、初期消火等について災害時における心得をしっかりと身につけるため、防災訓練へ積極的に参加することを呼びかける。

(4) 住民に対する応急手当の普及啓発

傷病者の救命率の向上のためには、現場付近に居合わせた人が適切な応急手当を行うことが非常に効果的であるため、機会あるごとに応急手当の習得を心がけるよう呼びかける。

(5) 要配慮者対策の推進

家庭や地域における高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者及び社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設に係る防災体制については、全国各地で様々な取り組みがなされているが、災害時の被害の軽減を図るためには、関係団体、周辺住民等の理解と協力が不可欠であることから、その重要性を広く住民に周知する。

第4項 各種団体等に対する普及啓発

市(防災危機管理課)、消防局及び教育委員会は、自治会、女性団体、PTA、青少年団体、高齢者団体等を対象とした各種研修会等を通じて、防災に関する知識と自主防災思想の普及啓発を図る。

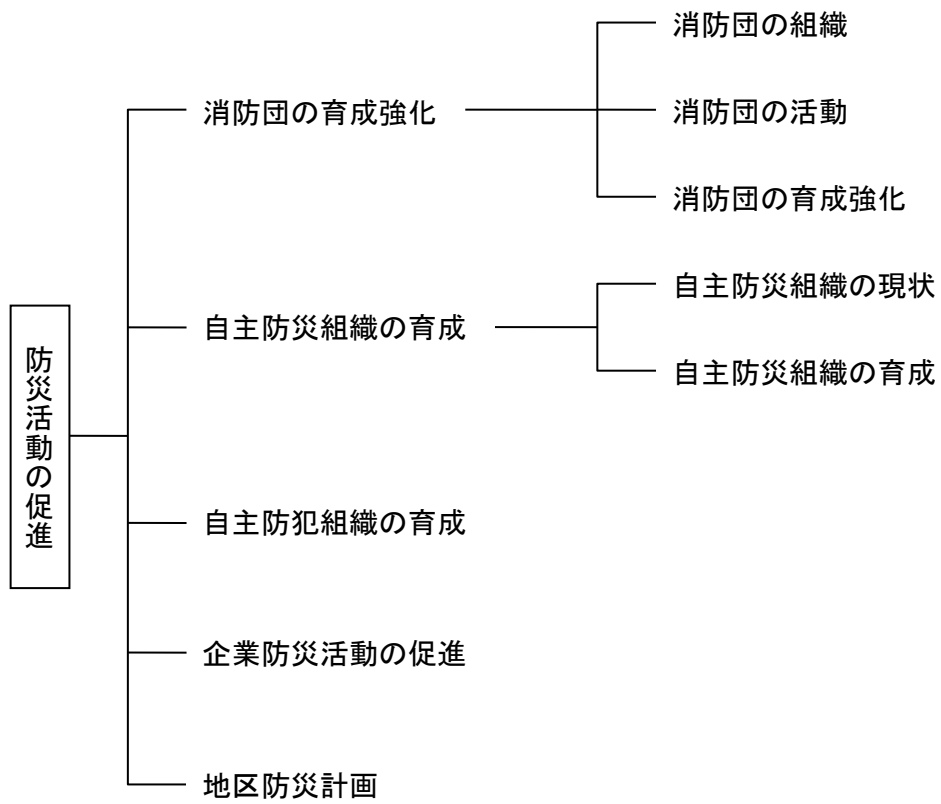
第5項 防災関係機関

防災関係機関は、防災対策を積極的に推進するとともに地域における防災活動を率先して実施するため、職員に対する防災教育を実施する。

第3節 災害教訓の伝承

県及び市は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市はその取組を支援するものとする。

第2章 防災活動の促進



第1節 消防団の育成強化

第1項 消防団の組織

消防団は、消防組織法の規定により設置された消防機関であり、地域社会の防災を担うという使命感に基づく住民により構成された組織である。

[資料] 2-2-1 消防団組織

第2項 消防団の活動

消防団は、常備消防とともに地域の消防防災体制の中核として重要な役割を果たしており、常備消防と連携しながら消火活動、救助活動、水防活動等を行っている。

大災害時には、多くの消防団員が動員され、住民生活を守るために重要な役割を果たしている。

日常においても、各地域での防災訓練や防火防災啓発活動を通じ、住民生活に密着した防災活動を行っており、地域の消防防災の要となっている。

第3項 消防団の育成強化

近年の都市化による住民の連帯意識の希薄化、また地域によっては若年層の減少等により、団員数の減少、団員の高齢化等の課題を抱えている。

防災危機管理課は、青年層等の積極的な入団促進を図るとともに、安心安全で災害に強いコミュニティの形成に消防団が中心的な役割を果たすよう充実強化に努める。

また、消防団の施設、装備の充実強化を推進する。

第2節 自主防災組織の育成

災害に対処するためには、市を中心とした防災関係機関と地域住民による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが重要である。

このため、市民の相互助け合いの精神に基づく、地域住民による自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

第1項 自主防災組織の現状

広い意味での自主防災組織は、施設の自主防災組織と地域の自主防災組織に分けられる。そして、施設の自主防災組織は、さらに自衛消防組織、自衛防災組織、消防クラブ等に分けられる。

1 施設の自主防災組織

(1) 自衛消防組織

自衛消防組織は消防法第14条の4に基づき、所有者、管理者又は占有者が一定規模

以上の危険物事業所や防火対象物に設置しなければならない。市内には約1,400の自衛消防組織がある。

(2) 自衛防災組織

自衛防災組織は石災法第16条に基づき、特定事業者が設置しなければならない。

[資料] 2-2-2 自衛防災組織

(3) 消防クラブ等

幼年期、少年期から防火・防災意識の高揚を図るため、保育園や幼稚園、地域等で結成される消防クラブがある。

[資料] 2-2-3 幼年消防クラブ

[資料] 2-2-4 少年消防クラブ

[資料] 2-2-5 女性防火クラブ

2 地域の自主防災組織

地域の自主防災組織は、地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき自主的に結成する組織であり、地域で防災に関する活動を行っている自治会等とする。

具体的には、以下の事項のいずれかを行っている場合、防災に関する活動を行っているものとする。

(1) 自主防災組織として規約を制定している。

(2) 自治会規約に防災に関する組織等を規定している。

(3) 自ら消防防災活動を行っている。

(事例)

- ・防災訓練、避難訓練、消防防災に関するビデオ上映等の実施
- ・会合などで消防防災に関する呼びかけ、注意を実施
- ・消防防災に関する勉強会を実施
- ・夜回り等の実施
- ・防災巡視、防災点検の実施
- ・防災マップ、防災新聞等の作成・配布
- ・緊急連絡網や情報伝達網の整備
- ・消防防災用の資機材を保有
- ・炊き出し等、災害発生時の体制の整備

(4) 消防防災活動に参加している。

(事例)

- ・県、市町、消防機関等の行う防災研修会や防災訓練等への参加
- ・消防機関の行う予防活動（署員による個別訪問など）や福祉活動（民生委員等による個別訪問）などへの同行

[資料] 2-2-6 自主防災組織

第2項 自主防災組織の育成

消防局は、自衛消防組織と自衛防災組織については、法に基づき指導育成を行う。

また、地域の自主防災組織等については、消防局と市（防災危機管理課）が協力して、自主防災思想の考え方や自主防災組織の必要性を広報誌等で啓発し、市民の自主的な結成を押し進める。

なお、結成についての相談があった場合には、積極的に指導・助言を行う。

第3節 自主防犯組織の育成

警察署と市（市民活動課・防災危機管理課）は、災害時に被災地のパトロールや生活安全情報の提供等を行い、速やかな安全確保ができるよう自主防犯組織の育成を図る。

第4節 企業防災活動の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める。

1 県及び市の役割

県及び市は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

また、災害時においては、県及び市、関係機関等と企業が連携、協力して、迅速・的確な防災対応を行う必要がある。

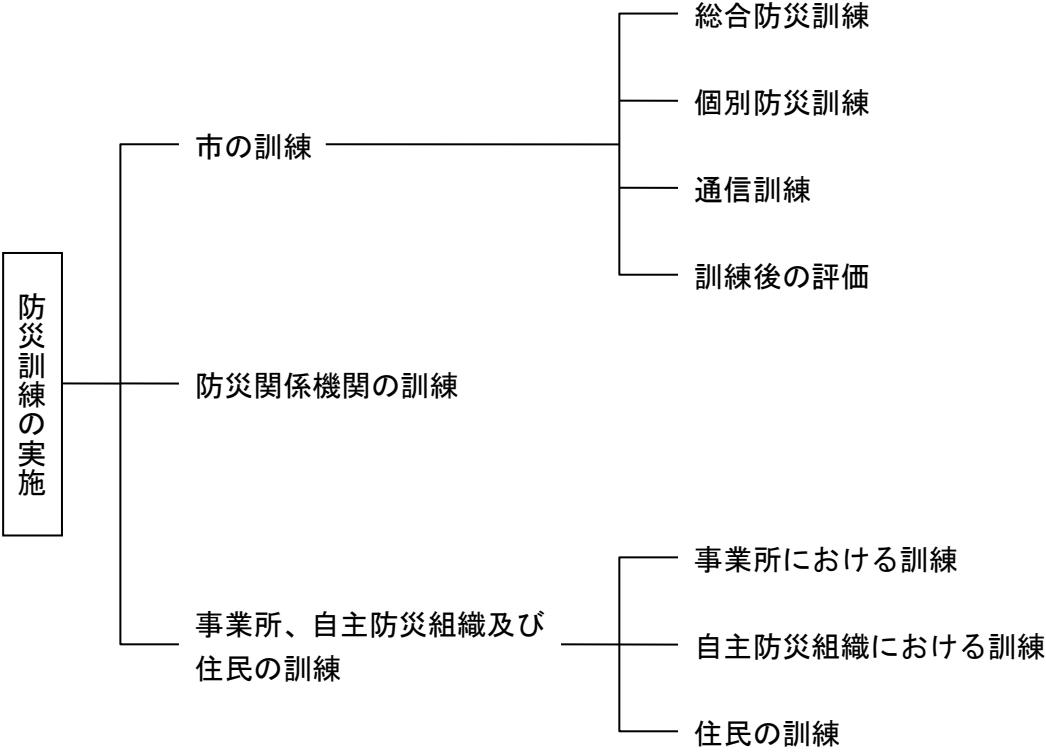
2 意識啓発

優良企業の表彰を行うなどして、企業防災の防災意識の高揚を図る。

第5節 地区防災計画

市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。市防災会議は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3章 防災訓練の実施



第1節 市の訓練

第1項 総合防災訓練

- 1 大規模災害の発生を想定し、市及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。
- 2 訓練内容としては、地域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とし、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定することに努めるものとする。

市	防災関係機関	自主防災組織・住民
<ul style="list-style-type: none">・災害対策本部設置運営・情報の収集伝達・広報・避難誘導・避難所・救護所設置運営・応急受入・緊急交通路の確保 (道路啓開、交通規制)・自主防災組織等の活動支援	<ul style="list-style-type: none">・消火活動・救助・救急・医療救護・ライフライン施設応急復旧・救援物資輸送・情報伝達・広報等	<ul style="list-style-type: none">・初期消火・応急援護・炊き出し・避難・避難誘導・要配慮者安全確保等

第2項 個別防災訓練

- 1 情報の収集、伝達訓練
大規模災害発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、市は県及び防災関係機関等と協力して実施する。
- 2 職員参集訓練
大規模災害を想定した徒歩、自転車及びバイクによる参集訓練を実施する。
- 3 消火訓練
- 4 避難誘導訓練
- 5 救急救助訓練
- 6 給食給水訓練
- 7 応急物資輸送訓練
- 8 その他の訓練

第3項 通信訓練

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、防災行政無線（地上系・衛星系）等を使用して気象予警報の伝達を主体とした通信訓練を定期的実施する。

第4項 訓練後の評価

訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、今後の活動に反映していく。

第2節 防災関係機関の訓練

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等を実施する上で円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

第3節 事業所、自主防災組織及び住民の訓練

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民の協力が必要不可欠である。

このため、市民に対し災害時に的確な行動がとれるよう様々な機会をとらえて訓練を実施する。

第1項 事業所における訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、興行場、デパート等消防法で定められた防火管理者の選任義務のある事業所はその定める消防計画に基づき、避難訓練を実施する。

また、地域の一員として市、消防局及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

第2項 自主防災組織における訓練

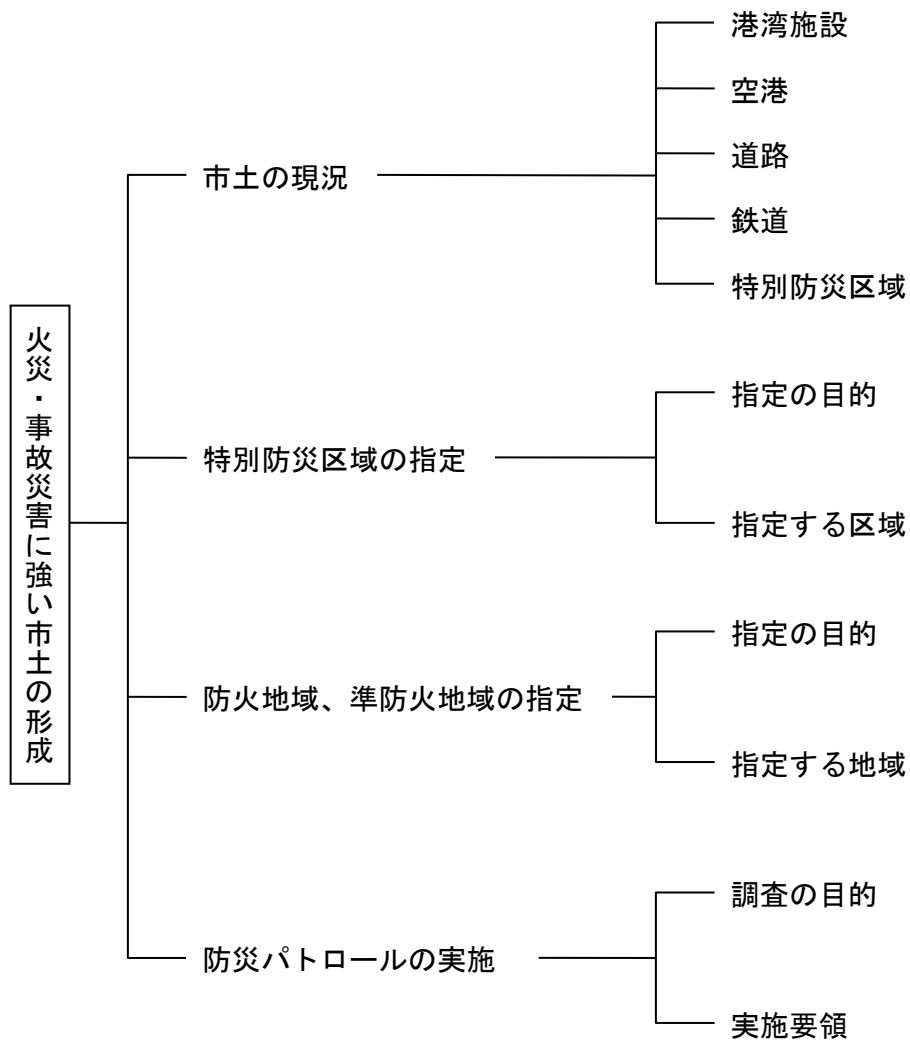
各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市（防災危機管理課）及び消防局の指導を受け、自主的に訓練を実施する。

訓練内容は、初期消火、応急救護、避難、要配慮者の安全確保等について実施する。

第3項 住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市、県、及び各防災関連機関が実施する防災訓練への参加を求め、防災行動の習熟、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るよう努めるものとする。

第4章 火災・事故災害に強い市土の形成



第1節 市土の現況

第1項 港湾施設

宇部港は周防灘西部に位置し、重要港湾として本港及び東港からなる。

[資料] 2-4-1 港湾

第2項 空港

山口宇部空港は、宇部市中心部に程近い瀬戸内海に面した海上空港で、空港周辺に特別な障害物はなく、気象にも恵まれて就航率も高く、利用客の利便性に富む空港である。

空港の位置	北緯33度55分48秒 東経131度16分43秒 標高4.5m
空港の所在	宇部市沖宇部625番地
種類	陸上空港（特定地方管理空港）
着陸帯の等級	B級（長さ2,620m、幅300m）
面積	1,554,781㎡
就航	宇部～東京（1日10便）
管理主体	山口県

第3項 道路

本市の幹線道路としては、国道2号が市の北部を通り、これに通ずる国道190号が海岸線に沿い市街地及び工業地帯にそって東西に貫き、南北には、国道490号、宇部空港線が主幹線をなし、市街地に通ずる県道、市道がそれぞれ主要道として通じている。

高速道路としては、市街地郊外部に山陽自動車道が東西に通じている。

また、事業所専用道路として宇部伊佐専用道路が市の西部を貫いている。

一方、厚東川断面の道路交通容量の確保等が緊急の課題となっていることから、市街地湾岸部においても、宇部湾岸道路の整備が進められ、平成25年3月に西中町ICから東須恵IC間が開通した。

第4項 鉄道

本市の鉄道は、山陽本線、宇部線及び小野田線があり、市民生活において重要な交通機関の一つとなっている。

第5項 特別防災区域

東はテクノUMG（株）宇部事業所から西は西沖干拓地の宇部市と山陽小野田市の市境までの約8.3km約6,659,769㎡にわたる海岸地帯にUBE（株）宇部ケミカル工場東西地区をはじめとする11特定事業所が群立しており、石油類、液安等の物資が多量に貯

蔵取り扱われ、化学工業都市として生産活動が大である。

[資料] 2-4-2 宇部・小野田地区等特別防災区域一宇部市

第2節 特別防災区域の指定

第1項 指定の目的（石災法第2条第2号）

石災法第2条第2項で指定する区域に所在する特定の事業所について、それぞれの災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせるとともに、当該区域について、一体として防災体制を確立することを目的とする。

第2項 指定する区域（石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令）

- 1 東見初町、大字沖宇部字沖ノ山及び港町一丁目の区域のうち主務大臣の定める区域
- 2 大字小串字沖ノ山の区域のうち主務大臣の定める区域
- 3 大字藤曲字昭和開作の区域のうち主務大臣の定める区域
- 4 大字西沖ノ山字西沖の区域のうち主務大臣の定める区域

[資料] 2-4-2 宇部・小野田地区特別防災区域一宇部市

第3節 防火地域、準防火地域の指定

第1項 指定の目的（建築基準法第61条）

市街地の大火災を防止するために、防火地域、準防火地域を指定する。

第2項 指定する地域

- 1 防火地域 — 指定なし
- 2 準防火地域 — 市内の近隣商業地域及び商業地域508haが指定されている
- 3 指定の手続 — 市が都市計画審議会の議を経て県知事の承認を受けて決定する。この場合市は、案の縦覧、公聴会の開催等を行い、住民の意見を反映させるための措置を講じて指定する。また県知事は、都市計画地方審議会の議を経て承認する。

第4節 防災パトロールの実施

第1項 調査の目的

災害に対する地域の特性と実態を把握し、被害の未然防止対策及び応急措置の適切な実施を図るため、防災関係機関が合同して総合的な現地調査を行うものとする。

第2項 実施要領

1 調査時期

毎年、必要に応じて関係機関と協議のうえ計画的に実施する。

2 調査区域

市内の火災、事故分野の重要危険区域等とする。

3 参加機関

- (1) 市（防災関係課、消防団）
- (2) 消防局
- (3) 警察（宇部警察署）
- (4) 県（宇部土木建築事務所、宇部港湾管理事務所）
- (5) 防災関係機関
- (6) ボランティア団体

4 調査の方法

関係機関及び市が把握している危険区域及び新たな危険が予測される区域を調査する。

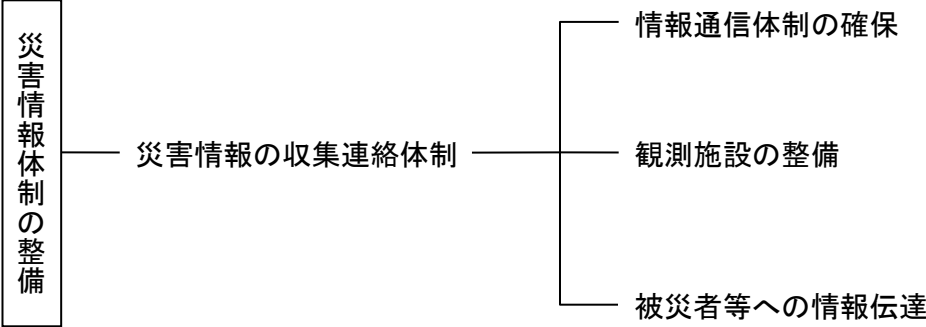
5 調査の内容

- (1) 道路、橋梁、特別防災区域内の施設、港湾、漁港、農業施設等の現況及び災害予防事業の現況と計画の内容
- (2) ヘリポート適地の確認
- (3) 緊急避難場所、避難経路等の確認
- (4) 応急対策資機材の確認
- (5) 各種観測施設設備の状況
- (6) 大規模な火災、爆発により被害が拡大するおそれのある施設設備又は区域の実態
- (7) 過去の災害発生状況

6 結果の公表

市（防災危機管理課）は、調査結果をとりまとめ、各防災関係機関に対し公表するとともに危険区域内の関係住民に公表する。

第5章 災害情報体制の整備



第1節 災害情報の収集連絡体制

第1項 情報通信体制の確保

1 市（防災危機管理課）及び消防局の対策

（1）通信路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図っていくものとする。

（2）非常用電源の確保

自家用発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。

（3）非常通信の確保

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図るものとする。

2 通信網の拡充整備

（1）市（防災危機管理課）及び消防局は、当該地域の被害状況等の把握、被災住民等への情報提供に必要な通信網の整備を進めてきているが、更に整備充実を図る観点から、次のような対策を講じるものとする。

ア 管内防災関係機関、応急対策実施機関等との間に防災用移動系無線（デジタルMC A無線）を整備し移動系防災行政無線を減局

イ 同報系無線網の整備促進

ウ 災害担当職員参集のための連絡手段として職員参集メール（携帯電話）の整備促進

エ 防災相互通信用無線及び消防無線統制波の整備促進

オ 衛星携帯電話の整備

（2）多様な情報収集ルートを確保する観点から、民間企業等（タクシー等の業務用移動系、アマチュア無線等による移動系の活用）、報道機関、住民等からの情報収集ルートについても、整備を進める。

（3）インターネット等による通信手段の整備を進める。

3 情報収集・伝達体制の整備

市（防災危機管理課）、消防局及び防災関係機関は、災害発生時に情報収集・伝達連絡業務に支障を来さないようにするため、体制の整備確立に努める。その際、夜間、休日等においても適切に対処できる体制となるようにするものとする。

（1）情報収集連絡窓口の明確化、責任者、担当者の指定

（2）被災現場での情報収集担当地域及び担当者の指定、情報収集資機材の確保対策等

（3）通信機器の運用計画

（4）災害時に使用する災害応急対策用無線等の効果的活用、運用方法等の習熟

（5）航空機、車両等による機動的な収集活動ができるよう関係防災機関で事前に調整するなど、体制の整備

[資料] 2-5-2 宇部市災害情報体制

4 情報処理分析体制等の整備

(1) 災害情報データベースシステムの整備

市（防災危機管理課）は、日頃から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、防災マップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど災害時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備に努める。

(2) 情報の分析整理

市（防災関係課）は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用できるシステムづくりに努めるものとする。

5 電気通信事業者（NTT西日本）の対策

(1) 電気通信設備の防災計画

ア 被災地に対する通信の途絶防止対策

- (ア) 伝送路のループ化を推進する。
- (イ) 孤立防止対策用衛星電話を設置する。
- (ウ) 特設公衆電話の設置を行う。

イ 異常輻輳対策

- (ア) 災害時優先電話の通信確保を行う。
- (イ) ネットワークの効率的なコントロールを行う。

(2) 災害応急対策を円滑に実施するため、特に、緊急を要する応急復旧資機材、救急用物資及び設営用物資の備蓄状況を常に把握し、定期的に点検する。

(3) 社員等の動員体制

1次動員体制、2次動員体制を定め、迅速的確な対応が実施できる体制を講じる。

(4) 部外機関に対する応援又は協力の要請方法等

災害が発生した場合に、応援の要請若しくは協力を求める必要があることを想定し、必要な体制を整備しておく。

(5) 防災に関する訓練

ア 防災を安全にして円滑かつ迅速に実施するため、電気通信設備等の災害応急復旧及び通信疎通訓練を総括支店内の各事業所と協力して、定期又は随時に実施する。

イ 市防災計画に基づく訓練については、積極的に参加する。

6 自主防災組織の情報体制

自主防災組織は、災害の発生に備え、あらかじめ地域内における防災及び災害に関する情報の伝達及び収集の体制を整備するものとする。

7 市民の情報体制

市民は、災害の発生に備え、あらかじめ気象情報及び防災情報の内容及び入手経路、緊急避難場所、異常発生時の通報先その他必要な事項を把握しておくよう努めるものとする。

第2項 観測施設の整備

1 観測施設

市内に、雨量計、水位計、検潮計、風向風速計等の観測施設を置く。

[資料] 2-5-1 観測施設等

2 施設の整備

気象情報を的確に把握するために、観測施設の整備促進を図る。また、ネットワーク化による気象情報システムをさらに発展させ、総合防災情報システムの構築を図り、インターネットを通じて防災情報を提供し、自主防災意識の高揚を図る。

第3項 被災者等への情報伝達

発災時において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等をはかるためには、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に対して伝達することが必要となる。

このため、情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実を図っていく。

1 情報伝達手段の整備

避難場所等への防災屋外スピーカー、防災用移動系無線（デジタルMC A無線）の整備を推進する。

2 情報伝達体制の整備

被災者の情報ニーズに対応するには、行政の対応だけでは十分ではなく、放送事業者を含めた情報伝達体制の整備が必要となる。

3 被災者に提供する情報の整理

被災者等に提供すべき情報について市（防災危機管理課）は、あらかじめ整理し、住民等からの問い合わせに対応できる体制を整備しておくものとする。

また、大災害時には、NTTが災害時の声の伝言板としての機能が期待される「災害用伝言ダイヤル」を提供するため、被災者の安否確認に対しては、この災害用伝言ダイヤルの利用をすすめるものとする。

(1) 災害用伝言ダイヤル

ア 提供開始

大災害時に、NTTが提供開始、録音件数等について決定し、テレビ、ラジオ等で提供開始や利用方法について発表する。

イ 利用方法

- ① 171にダイヤルする。
- ② ガイダンスが流れる。
- ③ 録音する場合「1」をダイヤルする。
再生する場合「2」をダイヤルする。
- ④ ガイダンスが流れる。
- ⑤ 被災地の安否確認したい人の電話番号をダイヤルする。

⑥録音又は再生する。

ウ 問い合わせ

局番なしの116番又はNTT支店・営業所。

(2) 宇部市防災メール

ア 目的

平成11年台風18号の教訓から、防災情報の伝達・交換や災害情報などの収集・伝達手段の一つとして、平成12年から宇部市防災メーリングリストを開設。平成17年1月15日から、防災情報を配信する「宇部市防災メール」に変更し、平成19年9月から新システムに移行し配信速度の迅速化を図る。

イ 利用手段

電子メール（携帯電話による利用可）

登録・解除は「無料」

ウ 運用

①情報提供

- ・ 気象注意報・警報等
- ・ 雨量等の観測情報
- ・ 災害発生情報
- ・ 被災者支援情報
- ・ ボランティアの募集
- ・ 訓練等の防災啓発行事

②情報収集

- ・ 地域の被災状況
- ・ 避難場所の状況
- ・ ボランティアの要請

③情報交換

- ・ 気象用語や災害用語の解説
- ・ 防災情報、防災知識の共有
- ・ 防災に関する話題

エ 登録・解除方法

市ウェブサイトへアクセスし登録及び解除を行う

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/bousai/bousai/1001208/1001211.html>

(3) エリアメール（NTTドコモ）、緊急速報メール（au、ソフトバンク、楽天モバイル）

「エリアメール、緊急速報メール」とは、気象庁が配信する「緊急地震速報・津波警報」と、国・地方公共団体からの災害時の情報を、対象エリアに同報配信する「災害・避難情報」を合わせたメールサービスの総称である。

「エリアメール、緊急速報メール」を受信した携帯電話は、自動でメッセージが表示され、回線混雑の影響を受けずに受信することができる。（スマートフォンを含む一部対応機種）

ア 気象庁から配信されるもの

- ・ 緊急地震速報
- ・ 津波警報

イ 避難指示等の災害・避難情報

市から、NTT ドコモのエリアメールサービス、au、ソフトバンク、楽天モバイルの緊急速報メールサービスにより配信する。

① 配信対象

宇部市域の電波エリア内の NTT ドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル携帯電話（スマートフォンを含む一部機種）

② 配信項目

- ・高齢者等避難
- ・避難指示
- ・緊急安全確保
- ・警戒区域情報
- ・津波注意報
- ・津波警報（上記 ア 参照）
- ・大津波警報（上記 ア 参照）
- ・噴火情報
- ・指定河川洪水警報
- ・土砂災害警戒情報
- ・東海地震予知情報
- ・弾道ミサイル情報
- ・航空攻撃情報
- ・ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
- ・大規模テロ情報

③ 配信方法

職員が情報を入力し、該当エリア内の NTT ドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル携帯電話（スマートフォンを含む一部機種）に一斉配信

(4) Lアラート

Lアラートとは、避難指示等の防災情報を集約し、多様なメディアを通じて住民に情報配信する全国的な共通基盤システムで、TV・ラジオ・インターネット等を通じて防災情報を発信することが可能。

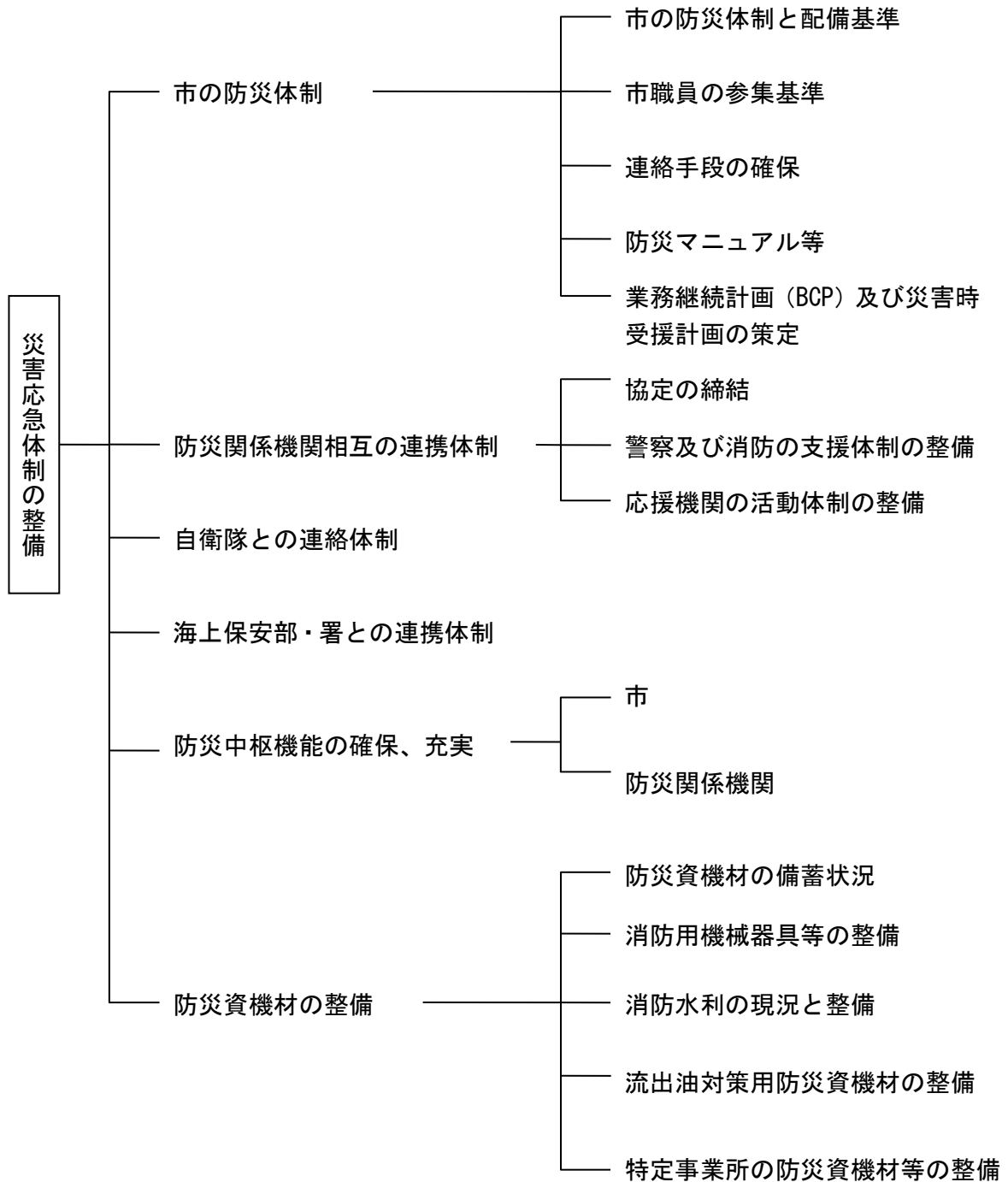
ア 発信する主な防災情報

- ・避難指示等情報（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令等）
- ・避難所の情報（開設・閉鎖した避難所の名称、住所等）
- ・お知らせ情報（災害に関する県民向け情報（罹災証明発行手続、被災者支援等））

イ 配信方法

職員が、県総合防災情報システム経由で情報を入力し、県内の参加メディアに一斉配信

第6章 災害応急体制の整備



第1節 市の防災体制

第1項 市の防災体制と配備基準

市の防災体制と配備基準を次のように定める。

防災体制	配備基準	配備課
<p>第1 警戒体制</p> <p>防災危機管理課による情報収集活動または、防災危機管理課の指示により防災関係課職員の自宅待機等を行う体制</p>	<p>県、警察、消防局から連絡があった場合</p>	<p>防災危機管理課</p>
<p>第2 警戒体制</p> <p>防災危機管理課の指示により、防災関係課による災害予防対策または、災害応急対策を行う体制</p>	<p>防災危機管理課の指示または、消防局から連絡があった場合</p> <p>(配備課については、状況に応じて防災危機管理課が判断し招集する)</p>	<p>防災危機管理課 総務課 職員課 広報広聴課 市民活動課 24センター 地域福祉課 障害福祉課 高齢者総合支援課 健康増進課 地域医療対策室 商工振興課 農林整備課 水産振興課 都市計画課 住宅政策課 公園緑地課 建築指導課 土木河川課 道路整備課 北部地域振興課 教育総務課</p>
<p>第3 非常体制</p> <p>防災関係課を中心とした災害予防・応急対策を実施する体制</p>	<p>相当規模の災害が発生したとき、または発生するおそれのあるとき</p> <p>(例えば、災害の種類が複数発生した場合等)</p> <p>(配備課については、状況に応じて防災危機管理課が判断し招集する)</p>	<p>防災危機管理課 総務課 職員課 広報広聴課 市民活動課 24センター 地域福祉課 障害福祉課 高齢者総合支援課</p>

		健康増進課 地域医療対策室 商工振興課 農林整備課 水産振興課 都市計画課 住宅政策課 公園緑地課 建築指導課 土木河川課 道路整備課 北部地域振興課 教育総務課
第4非常体制 (災害対策本部体制) 市長を災害対策本部長として、 全庁をあげて災害応急対策、ま たは災害復旧対策を行う体制	大規模な災害が発生したと き、または発生するおそれの あるとき (例えば、防災関係課だけで は対応が困難な場合等)	全課等

第2項 市職員の参集基準

- (1) 第1・2警戒体制については、輪番等によりあらかじめ所属長が指名した職員をもって配備にあたる。
- (2) 第3・4非常体制については、所属長等からの連絡により配備にあたる。
- (3) 交通機関等の途絶のため所定の職場に参集できない場合は、所属長にその旨を連絡するとともに最寄りの市民・ふれあいセンター等に参集する。

第3項 連絡手段の確保

職員の連絡手段については防災危機管理課が行うが、夜間・休日等は消防局通信指令課から防災危機管理課等に連絡することにより24時間体制とする。

また、防災関係課職員の連絡手段については携帯電話等を逐次整備を進める。

第4項 防災マニュアル等

各対策部は、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的に訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携等について徹底するものとする。

第5項 業務継続計画（BCP）及び災害時受援計画の策定

市は、大規模災害が発生し、本庁舎が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、平成26年4月業務継続計画（BCP）を策定した。

また、他の自治体や機関からの応援を迅速かつ効率的に受け入れられるよう、平成29年5月に災害時受援計画を策定した。

[資料] 2-6-46 宇部市業務継続計画

[資料] 2-6-47 宇部市災害時受援計画

第2節 防災関係機関相互の連携体制

第1項 協定の締結

1 市における協定の締結

市長（防災危機管理課）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、他の市町村の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。（災対法第67条）

また、市長（防災危機管理課）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は県知事（防災危機管理課）に対し、職員の派遣についてあつせんを求めることができる。（災対法30条）

その他、指定地方行政機関に対しても、職員の派遣を要請することができる。（災対法29条）

しかし、大規模な災害が発生した場合は、他の地方公共団体、公共的団体又は事業者等に対し、迅速かつ的確に協力を要請する又は支援する必要があるため、あらかじめ協定を締結するものとする。また、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。

(1) 県外及び県内各市町による災害時相互応援協定（6協定）

ア 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（55市町）

イ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（77市町村）

ウ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定（20県市町）

エ 宇部市・宇治市災害時相互応援協定（2市）

オ いわき市・宇部市災害時相互応援協定（2市）

カ 持続可能な地域創造ネットワークを構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定（13市町）

(2) 県内各市町による広域消防相互応援協定（4協定）

ア 山口県内広域消防相互応援協定（19市町4消防組合）

イ 山口県消防防災ヘリコプター応援協定（19市町4消防組合）

ウ 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定（10市3消防組合）

エ 県道山口宇部線における消防相互応援協定（2市1消防組合）

(3) 災害応急対策上必要な事項に関する各種団体等との協定 (31 協定)

- ア 集団発生傷病者救急医療対策に関する協定 (宇部市医師会)
- イ 被災者への医療救護、健康管理及び薬剤の提供に関する包括協定 (宇部市医師会・宇部薬剤師会・山口県宇部健康福祉センター)
- ウ 災害時の相互協力に関する覚書 (宇部市内郵便局)
- エ 災害時等における緊急放送に関する協定 (FMきらら)
- オ ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に関する協定 (山口県厚東川ダム管理事務所、山口県宇部土木建築事務所)
- カ 災害時の福祉避難所の運営に関する協定 (宇部市内社会福祉法人等)
- キ 災害時における倒木処理に関する協定 (宇部・小野田植木造園業組合宇部造園研究会の各会員)
- ク 災害時における燃料油の供給に関する協定 (富士商株式会社)
- ケ 船舶による災害時等の協力に関する協定 (西部マリン・サービス株式会社)
- コ 災害時における救援物資の調達及び供給に関する協定 (西中国国分株式会社)
- サ 災害対応型自動販売機の運用に関する協定 (コカ・コーラウエスト株式会社、サントリーフーズ株式会社、アサヒカルピスビバレッジ株式会社、ダイドードリンコ株式会社)
- シ 災害時における情報交換に関する協定 (国土交通省中国地方整備局)
- ス 災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書 (中国電力ネットワーク株式会社)
- セ 災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社)
- ソ 特設公衆電話の設置・利用に関する協定 (西日本電信電話株式会社)
- タ 災害時における協力体制に関する協定 (株式会社COCOLAND)
- チ 災害時における地下水供給に関する協定 (株式会社COCOLAND)
- ツ 災害時避難支援の協力等に関する協定 (地区自主防災会)
- テ 災害時における支援協力に関する協定 (山口県行政書士会)
- ト 災害時における救助物資確保に関する協定 (生活協同組合コープやまぐち)
- ナ 災害時におけるLPガス等の供給に関する協定 (山口県LPガス協会宇部・小野田支部、厚狭支部)
- ニ 災害時における物資供給に関する協定 (株式会社ナフコ)
- ヌ 小野きずなトークを利用した災害情報等の伝達に関する協定 (小野地区コミュニティ推進協議会)
- ネ 災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定 (山口県産業ドローン協会)
- ノ 災害時における物資の調達及び供給に関する協定 (株式会社グッデイ)
- ハ 災害時における物資供給に関する協定 (株式会社ジュンテンドー)
- ヒ 災害時における協力体制に関する協定 (伊藤忠エネクスホームライフ西日本株式会社)
- フ 災害時における電気自動車による電力供給に関する協定 (日産自動車株式会社)
- ヘ 災害時等における宿泊施設等の提供に係る協定 (宇部市旅館ホテル生活衛生同業組合)
- ホ 災害時における物資の調達及び供給に関する協定 (株式会社ミスターマックス・ホールディングス)

マ 災害時の歯科医療救護活動に関する協定（宇部歯科医師会）

（１）

- [資料] 2-6-16 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定
- [資料] 2-6-17 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定
- [資料] 2-6-18 山口県及び市町相互間の災害時応援協定
- [資料] 2-6-19 宇部市・宇治市災害時相互応援協定
- [資料] 2-6-32 いわき市・宇部市災害時相互応援協定
- [資料] 2-6-44 持続可能な地域創造ネットワークを構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定

（２）

- [資料] 2-6-1 山口県内広域消防相互応援協定
- [資料] 2-6-20 山口県消防防災ヘリコプター応援協定
- [資料] 2-6-21 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定
- [資料] 2-6-22 県道山口宇部線における消防相互応援協定

（３）

- [資料] 2-6-2 集団発生傷病者救急医療対策に関する協定
- [資料] 2-6-3 被災者への医療救護、健康管理及び薬剤の提供に関する包括協定
- [資料] 2-6-4 災害時における宇部市、宇部市内郵便局間の相互協力に関する覚書
- [資料] 2-6-5 災害時等における緊急放送に関する協定
- [資料] 2-6-8 厚東川ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に関する協定
- [資料] 2-6-9 今富ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に関する協定
- [資料] 2-6-10 災害時の福祉避難所の運営に関する協定
- [資料] 2-6-11 災害時における倒木処理に関する協定
- [資料] 2-6-12 災害時における燃料油の供給に関する協定
- [資料] 2-6-13 船舶による災害時等の協力に関する協定
- [資料] 2-6-14 災害時における救援物資の調達及び供給に関する協定
- [資料] 2-6-15 災害対応型自動販売機の運用に関する協定
- [資料] 2-6-23 災害時における情報交換に関する協定
- [資料] 2-6-24 災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書
- [資料] 2-6-26 災害に係る情報発信等に関する協定
- [資料] 2-6-27 特設公衆電話の設置・利用に関する協定
- [資料] 2-6-28 災害時における協力体制に関する協定
- [資料] 2-6-29 災害時における地下水供給に関する協定
- [資料] 2-6-30 災害時避難支援の協力等に関する協定
- [資料] 2-6-31 災害時における支援協力に関する協定
- [資料] 2-6-33 災害時における救助物資確保に関する協定（生活協同組合コープやまぐち）
- [資料] 2-6-34 災害時におけるLPガス等の供給に関する協定（山口県LPガス協会宇部・小野田支部、厚狭支部）
- [資料] 2-6-35 災害時における物資供給に関する協定
- [資料] 2-6-36 小野きずなトークを利用した災害情報等の伝達に関する協定
- [資料] 2-6-37 災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定

- [資料] 2-6-38 災害時における物資の調達及び供給に関する協定
- [資料] 2-6-39 災害時における物資供給に関する協定
- [資料] 2-6-40 災害時における協力体制に関する協定
- [資料] 2-6-41 災害時における電気自動車による電力供給に関する協定
- [資料] 2-6-42 災害時等における宿泊施設等の提供に係る協定
- [資料] 2-6-43 災害時における物資の調達及び供給に関する協定
- [資料] 2-6-45 災害時の歯科医療救護活動に関する協定

2 県における協定の締結

- (1) 他都道府県との相互応援協定
- (2) 医療救護活動に関する協定
 - ア 県医師会、県薬剤師会、県歯科医師会、県看護協会及び日本赤十字社山口県支部との協定
 - イ 災害派遣医療チーム(DMAT)指定病院との協定
- (3) 要配慮者支援に関する協定
 - ア 関係福祉団体との協定
 - イ 県旅館生活衛生同業組合との協定
 - ウ (公財)山口県国際交流協会との協定
- (4) 報道機関との協定
- (5) 災害応急対策用車両の確保に関する協定
 - ア 県トラック協会との協定(車両の確保、物流の専門家派遣等)
 - イ 県バス協会との協定
 - ウ 県乗用自動車協会との協定
 - エ 県レンタカー協会との協定
- (6) 災害応急対策用船舶の確保に関する協定
 - ア 県旅客船協会との協定
 - イ 県内航海運組合との協定
- (7) 緊急支援物資等保管先の確保に関する協定
 - ア 県倉庫協会との協定
 - イ 県冷蔵庫協会との協定
- (8) 物資配送等に関する協定
 - 大手運送業者との協定
- (9) 応急対策業務に関する協定
 - ア (一社)山口県建設業協会及び同協会支部との協定
 - イ (一社)山口県測量設計業協会との協定
 - ウ (一社)プレハブ建築協会との協定
 - エ (一社)全国木造建設事業協会との協定
 - オ 警備業者との協定
 - カ 山口県衛生仮設資材事業協同組合との協定
 - キ (一社)山口県LPガス協会との協定
 - ク (一社)山口県産業廃棄物協会との協定
 - ケ 中国地方整備局及び海洋土木関係団体との協定
 - コ (一社)日本建設業連合会中国支部との協定
 - サ (一社)全国クレーン建設業協会山口支部との協定

- シ 県電気工事工業組合との協定
- ス (一社) 山口県電業協会との協定
- セ 県管工事工業協同組合との協定
- ソ (一社) 山口県ビルダーズネットワークとの協定
- タ 山口県建設労働組合との協定
- チ 西瀬戸ビルダーズサロンとの協定
- ツ (一社) 山口県建築協会との協定
- テ (一社) J B N・全国工務店協会との協定
- ト 全国建設労働組合総連合との協定
- ナ 山口県瓦工事業協同組合との協定
- ニ 山口県鳶工業連合会との協定
- ヌ (一社) 日本鳶工業連合会との協定
- ネ (一社) 災害復旧職人派遣協会との協定
- (10) 通信設備の利用に関する協定
 - ア 警察通信設備の使用に関する協定
 - イ J R西日本通信設備の使用に関する協定
 - ウ (一社) 日本アマチュア無線連盟山口県支部との協定
- (11) 食料・飲料水及び生活必需品の供給に関する協定
 - 大手流通業者等との協定

[資料] 2-6-7 災害救助に必要な物資の調達に関する協定締結団体

- (12) 医薬品、血液製剤等の供給に関する協定
 - ア 山口県薬業卸協会との協定
 - イ 山口県製薬工業協会との協定
 - ウ 山口県医療機器販売業協会との協定
 - エ 日本産業・医療ガス協会中国地域本部との協定
- (13) 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定
 - 独立行政法人住宅金融支援機構との協定
- (14) 災害情報の収集に関する協定
 - ア 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 (J A X A)・国立大学法人山口大学との協定
 - イ 国土地理院との協定
 - ウ 山口県産業ドローン協会との協定
- (15) 災害時における避難者支援に関する協定
 - 公益社団法人隊友会 山口県隊友会との協定
- (16) その他災害応急対策上必要な事項に関する協定

第2項 警察及び消防の支援体制の整備

警察及び消防は、全国的に組織された警察災害派遣隊及び緊急消防援助隊の県内援助隊に係る体制及び資機材等の整備を図るものとする。

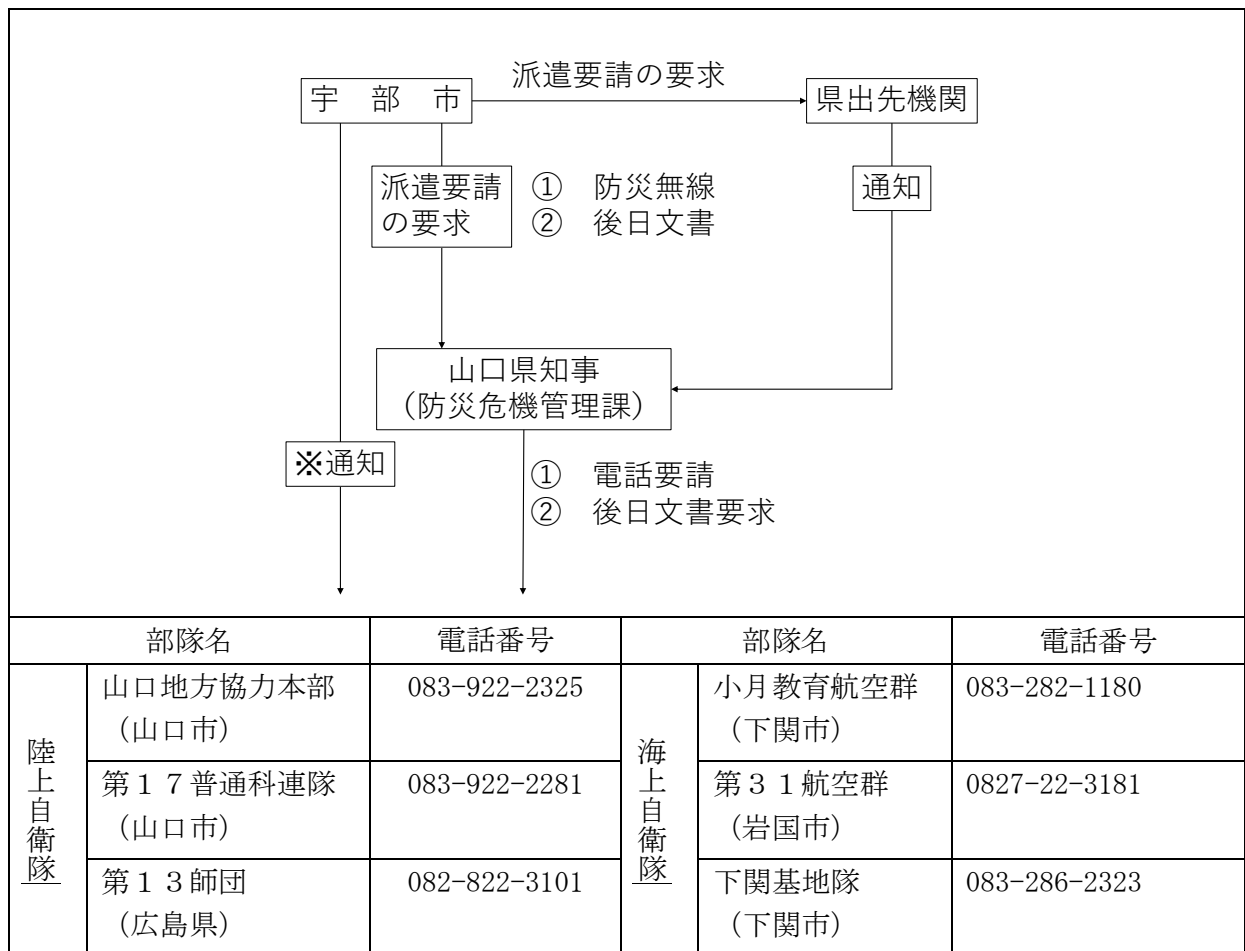
第3項 応援機関の活動体制の整備

- 1 市は、近隣市町（消防本部等）、隣接県等からの応援の受入窓口、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ定めておく。また、救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。
- 2 市及び県は、大規模災害時の多数の救助部隊の活動拠点を確保するため、災害類型等に対応した活動拠点の整理を行うとともに、高潮や津波被害を想定し、新たに内陸部に活動拠点を確保する。

第3節 自衛隊との連絡体制

災害緊急時の自衛隊の派遣要請は、県知事に要求する。市長は、自衛隊の派遣要請をするよう県知事に求めた場合、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。また、県知事が要請出来ない場合においては、市長は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

県の派遣要請にかかる手順及び市長が直接通知を行う場合の連絡先は、以下のとおりとなる。



	中部方面総監部 (兵庫県)	0727-82-0001		呉地方総監部 (広島県)	0823-22-5511
航空自衛隊	第12飛行教育団 (防府市)	0835-22-1950		佐世保地方総監部 (長崎県)	0956-23-7111
	航空教育隊 (防府市)	0835-22-1950	※知事が要請できない場合		
	西部航空方面隊 (福岡県)	092-581-4031			
	第3術科学校 (福岡県)	093-223-0981			

第4節 海上保安部・署との連携体制

県及び市町は、海上保安庁が洋上で救助した傷病者を迅速に医療機関まで搬送できるよう、消防等とヘリコプター離着陸場等を確保しておくとともに、大型巡視船からの救急搬送も想定し、消防防災ヘリ等による着船訓練の実施に努める。

第5節 防災中枢機能の確保、充実

災害発生時において市、県及び防災関係機関が円滑に活動するためには、これらの機関の防災中枢機能の確保が前提となることから、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備等について、安全性の確保及び充実を図ることが望まれる。

このため、次の対策を講じるものとする。

第1項 市

- 1 既存の施設設備にあつては、安全点検を計画的に実施する。
- 2 市庁舎の防災中枢機能が被災した場合に備えた代替機能施設の整備に努める。
なお、代替機能施設は、ときわ湖水ホールとする。
- 3 庁舎等災害応急対策に係る機関が保有する施設設備については、停電時への対応が可能となるよう代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。
- 4 資料の被災を回避するため、免震性及び非常用電源等の確保された市内施設において、各種データの整備保全、バックアップ体制を推進する。

第2項 防災関係機関

各防災関係機関は、防災中枢機能の確保、充実に努める。

第6節 防災資機材の整備

第1項 防災資機材の備蓄状況

防災資機材は、地域防災拠点となる市民・ふれあいセンターから年次的に整備を進める必要があり、その後、各避難予定場所にも、整備が必要である。

第2項 消防用機械器具等の整備

1 消防車等の整備

市街地の進展、都市構造の変ぼうに伴う消防需要の増大に対処するため、消防力の基準に基づき年次計画により、消防ポンプ自動車、救急自動車をはじめ、特殊消防車両の増設整備を図る。

[資料] 2-6-6 消防ポンプ自動車等

2 消防用器具、資材の整備

火災その他の災害発生時における防御活動及び人命救助活動に必要な器具等は消防車両の整備と併せ充実を図る。

3 化学消火剤の共同備蓄

危険物火災に対処するため、市、消防局及び関係企業は、化学消火剤の共同備蓄を行う。

[資料] 2-6-50 化学消火剤備蓄

[資料] 2-6-51 特別防災区域の防災資機材等

第3項 消防水利の現況と整備

本市の消防水利は、公設及び私設の消火栓、防火水槽等を含め、現在2,497か所あるが市街地の周辺部においては、近年住宅が急増し水利の需要に迫られていることから年次計画によって整備充実を図る。

[資料] 2-6-47 消防水利

第4項 流出油対策用防災資機材の整備

海上保安署、県、市、企業等は海上への油流出災害に備えて、それぞれ必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の備蓄を行っている。

[資料] 2-6-48 空ドラム缶

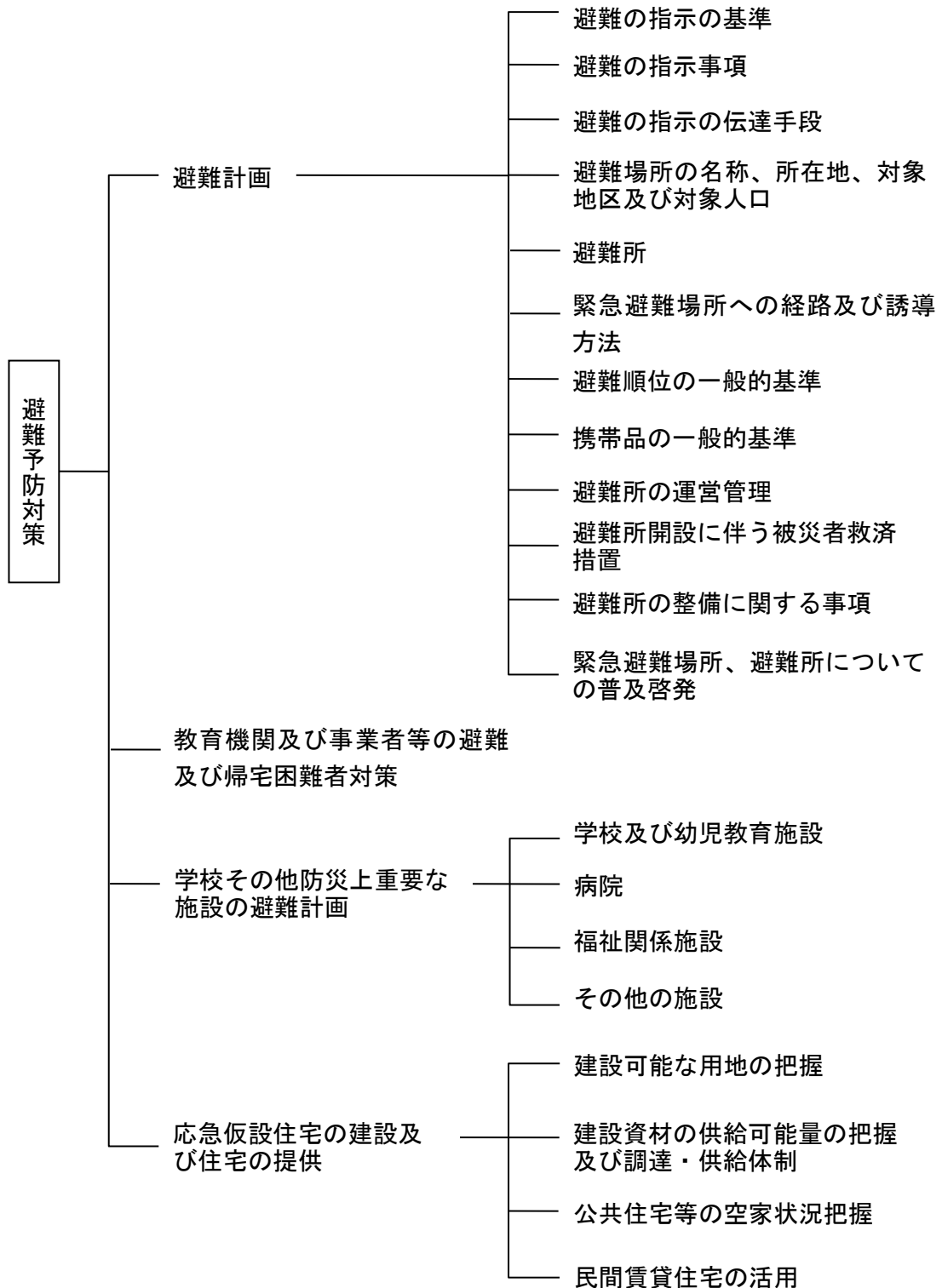
[資料] 2-6-50 化学消火剤備蓄

[資料] 2-6-51 特別防災区域の防災資機材等

第5項 特定事業所の防災資機材等の整備

特別防災区域特定事業所の防災資機材に関しては第2部第17章「石油コンビナート等災害予防対策」第3節参照。

第7章 避難予防対策



第1節 避難計画

第1項 避難の指示の基準

- 1 大規模な火災で、風下に拡大するおそれがあるとき
- 2 大規模な爆発が発生し、または発生するおそれがあるとき
- 3 有毒ガスの流出等突発的事故が発生したとき
- 4 その他危険が切迫していると認められるとき

第2項 避難の指示事項

避難の指示にあたって、混乱を招かないように必要な事項をあらかじめ定めておく。

- 1 避難の指示の発令者
- 2 指示等の理由
- 3 対象地域の範囲
- 4 誘導者
- 5 緊急避難場所、避難経路
- 6 携帯品の制限等
- 7 その他
災害の状況により必要となる事項

第3項 避難の指示の伝達手段

避難の指示等を発令した場合の伝達手段等について、あらかじめ定めておく。伝達にあたっては、地域住民に周知徹底するため、市による対応だけでなく、警察、消防機関、報道機関等の協力による伝達体制を整備しておく。要配慮者については、その円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

- 1 メール、無線、電話及び公共放送等による伝達
防災メール、防災屋外スピーカー、電話、FAX等、テレビ、ラジオ
- 2 広報車、伝達員による直接伝達（警察、消防局、消防団、市防災関係課）

第4項 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

1 緊急避難場所の指定

あらかじめ、避難の予定となる施設を避難場所として設定しておく。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難を図るため、政令で定められた基準に適合する施設又は場所を、地震、津波、土砂災害、洪水、高潮等災害種類ごとに、緊急避難場所として指定する。

緊急避難場所を指定しようとするときは、当該緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。

緊急避難場所を指定したときは、その旨を県知事に通知するとともに、公示するものとする。

2 緊急避難場所の指定基準

(1) 地震以外の災害を対象とする緊急避難場所の指定基準

ア 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

イ 立地条件

災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に緊急避難場所が立地していること。

ウ 構造条件

緊急避難場所が安全区域外に立地する場合には、当該災害に対して安全な構造であることのほか、このうち洪水、高潮、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペース等があること。

(2) 地震を対象とする緊急避難場所の指定基準

上記管理条件に加えて、

ア 当該施設が地震に対して安全な構造であること。

又は

イ 当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

3 緊急避難場所に関する届出

緊急避難場所の管理者は、当該緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市長に届け出るものとする。

4 指定の取消し

市長は、当該緊急避難場所が廃止され、又は指定基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消すものとする。

緊急避難場所を取り消したときは、その旨を県知事に通知するとともに、公示するものとする。

[資料] 2-7-1 緊急避難場所及び避難所一覧

[資料] 2-7-2 特別防災区域及び周辺区域の緊急避難場所及び避難経路

第5項 避難所

1 避難所の指定

市長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定められた基準に適合する施設を、避難所として指定する。

また、指定避難所が使用できなくなる場合も想定し、あらかじめ避難所として利用可能な施設を把握し、協定を締結しておく。

なお、避難所を指定しようとするときの管理者の同意、指定時の県知事への通知、公示、避難所に関する届出、指定の取り消し等、緊急避難場所と同様に行う。

2 避難所の指定基準

(1) 規模条件

被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること

(2) 構造条件

速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること

(3) 立地条件

想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること

(4) 交通条件

車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること

3 福祉避難所

要配慮者で一般の避難所での生活に支障をきたすなど、何らかの特別の配慮を必要な対象者に対し、その対応が可能な福祉避難所を指定するものとする。

第6項 緊急避難場所への経路及び誘導方法

高齢者、障害者等の要配慮者に対する避難誘導（地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導）について考慮した内容に努めることとする。

1 避難誘導體制

(1) 誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関、市職員、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、市職員以外に地域の誘導協力者を選ぶこと。

(2) 避難指示者（市長、警察官、海上保安官）と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関（者）は異なる場合があり、その場合は全機関が一致協力して誘導する必要があるため、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る必要がある。

第7項 避難順位の一般的基準

避難は要配慮者を優先するものとする。

第8項 携帯品の一般的基準

- 1 携帯品として認められるもの
貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ
- 2 余裕がある場合は、上記の他若干の食料品、日用品等も認められる。
ただし、災害の状況によっては、その他の携行品を制限することができる。

第9項 避難所の運営管理

市は、災害時に避難所の運営が円滑に行われるよう、自主防災組織、教育機関及び事業者等と連携し、あらかじめ避難所の運営に係る協力体制を整備するとともに、福祉避難所の拡充及びその運営に係る協力体制の整備に努めるものとする。

市、自主防災組織、教育機関及び事業者等は、避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、要配慮者に配慮するものとする。

また、避難場所における活動を円滑に実施するために必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。

感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

- 1 管理運営体制の確立
管理責任者、避難場所従事者等についてあらかじめ定めておくものとする。
- 2 避難者名簿
- 3 避難収容中の秩序保持（管理要領）
- 4 災害情報等の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）
- 5 各種相談業務

第10項 避難所開設に伴う被災者救済措置

- 1 給水措置
- 2 給食措置
- 3 毛布、寝具等の支給
- 4 衣料、日用品の支給
- 5 負傷者に対する応急救護

第11項 避難所の整備に関する事項

市（地域福祉課）は、防災関係機関その他関係団体と連携し、避難所で必要となる物資の確保及び備蓄を行うものとする。

- 1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備（換気、照明等）
- 2 避難所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器、空調等）
- 3 災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ等）
- 4 避難所での備蓄
食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊出し用具、毛布、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源等避難生活に必要な物資

第12項 緊急避難場所、避難所等についての普及啓発

- 1 平常時における広報
 - (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の作成及び配布
 - (2) 住民に対する巡回指導
 - (3) 防災訓練等の実施
- 2 災害時における広報
 - (1) 広報車による周知
 - (2) 避難誘導員による現地広報
 - (3) 自治会等自主防災組織を通じた広報

第2節 教育機関及び事業者等の避難及び帰宅困難者対策

教育機関及び事業者等は、災害時にその管理する施設のうち緊急避難場所・避難所に指定されていない施設について、災害の規模その他の状況により当該施設を臨時的な緊急避難場所・避難所として開設する必要があるときは、市及び自主防災組織と連携し、当該施設を緊急避難場所・避難所として開設するよう努めるものとする。

また教育機関及び事業者等は、児童等、従業員その他の関係者が帰宅困難者（勤務先、外出先等において、災害時に交通機関の停止、道路の寸断等により帰宅することが困難な者をいう。）となるときに備え、市及び防災関係機関と連携し、必要な物資の確保及び備蓄を行うよう努めるものとする。

第3節 学校その他防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意

し、関係機関と協議のうえ、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど避難について万全を期するものとする。

第1項 学校及び幼児教育施設

学校及び幼児教育施設については、それぞれの地域の特性等を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項

第2項 病院

病院については、患者を他の医療機関又は、安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生等に関する事項

第3項 福祉関係施設

福祉関係施設については、入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項

第4項 その他の施設

その他防災上重要な施設については、避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法等に関する事項

第4節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

市（住宅政策課、営繕課）及び県は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

第1項 建設可能な用地の把握

あらかじめ応急仮設住宅の建設可能な用地を把握するなど、供給体制の整備をしておく。

第2項 建設資材の供給可能量の把握及び調達・供給体制

応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく。

第3項 公営住宅等の空家状況把握

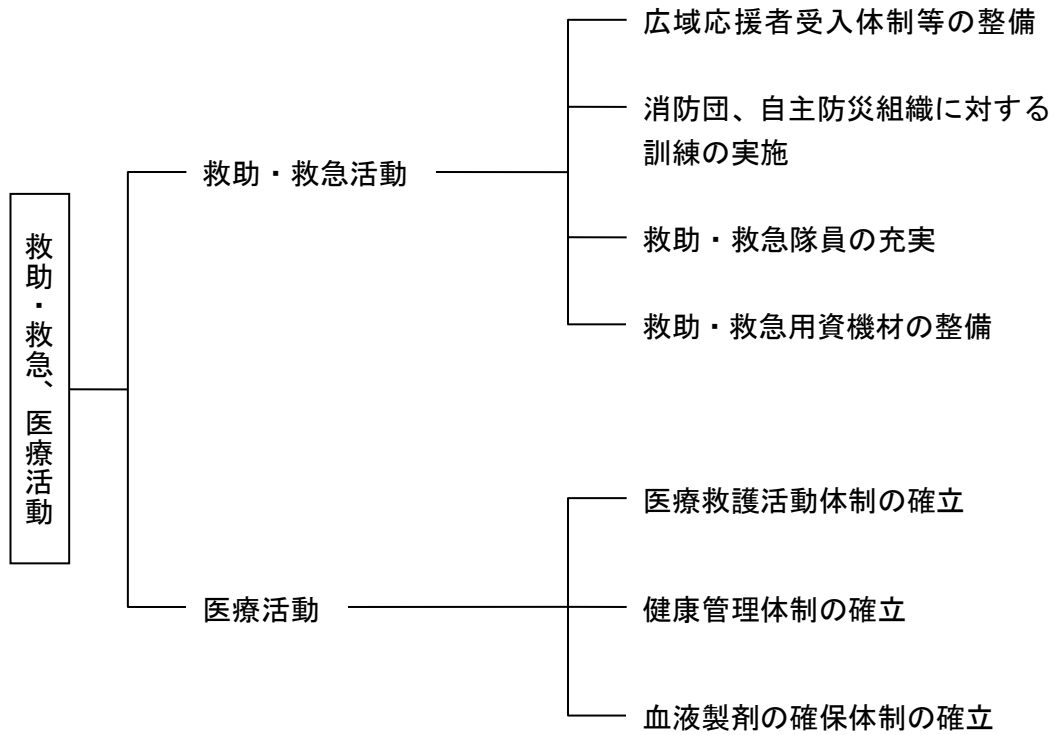
公営住宅及び民間賃貸住宅等の空家状況を常に把握し、災害時における被災者への迅速な提供、入居に当たっての選考基準、入居手続き等について、あらかじめ定めておくものとする。

る。

第4項 民間賃貸住宅の活用

民間賃貸住宅の災害時の活用については、業界団体との協定の締結に努める。

第8章 救助・救急、医療活動



第1節 救助・救急活動

第1項 広域応援者受入体制等の整備

県内広域消防相互応援協定等に基づく応援者等の受入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう活動体制の確立を図る。

第2項 消防団、自主防災組織に対する訓練の実施

消防局は、消防団、自主防災組織に対する普通救命講習等を実施する。

第3項 救助・救急隊員の充実

救助隊員については、複雑化する救助事象に対応できるように、消防大学校、消防学校への派遣及び研修会を実施するほか、機会あるごとに教育・訓練を実施し、高度な知識、技術の習得に努める。

救急隊員については、応急処置の範囲拡大に対応した、高度救急業務の推進を図るため、救急救命士の免許取得等、新たな教育訓練を実施し、専門的知識の習得に努める。

大規模災害時に的確に救助や救急に対応するため、救助・救急隊員の増強を図ると共に、都市型救助等の高度救助技術の導入や救急業務の高度化の推進に努める。

第4項 救助・救急用資機材の整備

救助工作車、救急自動車、救助・救急用資機材等の整備充実に努める。

第2節 医療活動

効率的に医療活動を行うために、「宇部市災害時保健活動マニュアル」に基づき、必要に応じ、保健福祉専門職が一元化し、部局横断的な体制を確立する。

第1項 医療救護活動体制の確立

1 市の対策（地域医療対策室、地域福祉課）

- (1) 救護所の指定をするとともに、住民へ周知する。設置場所は、原則として避難場所、災害現場とする。
- (2) 救護所として宇部市休日・夜間救急診療所を整備する。
- (3) 県、医療機関と連携して救急法、家庭看護知識の普及につとめる。

2 指定地方公共機関

市医師会は、市からの応援要請に備えて医療救護班の編成、出動体制の整備に努める。

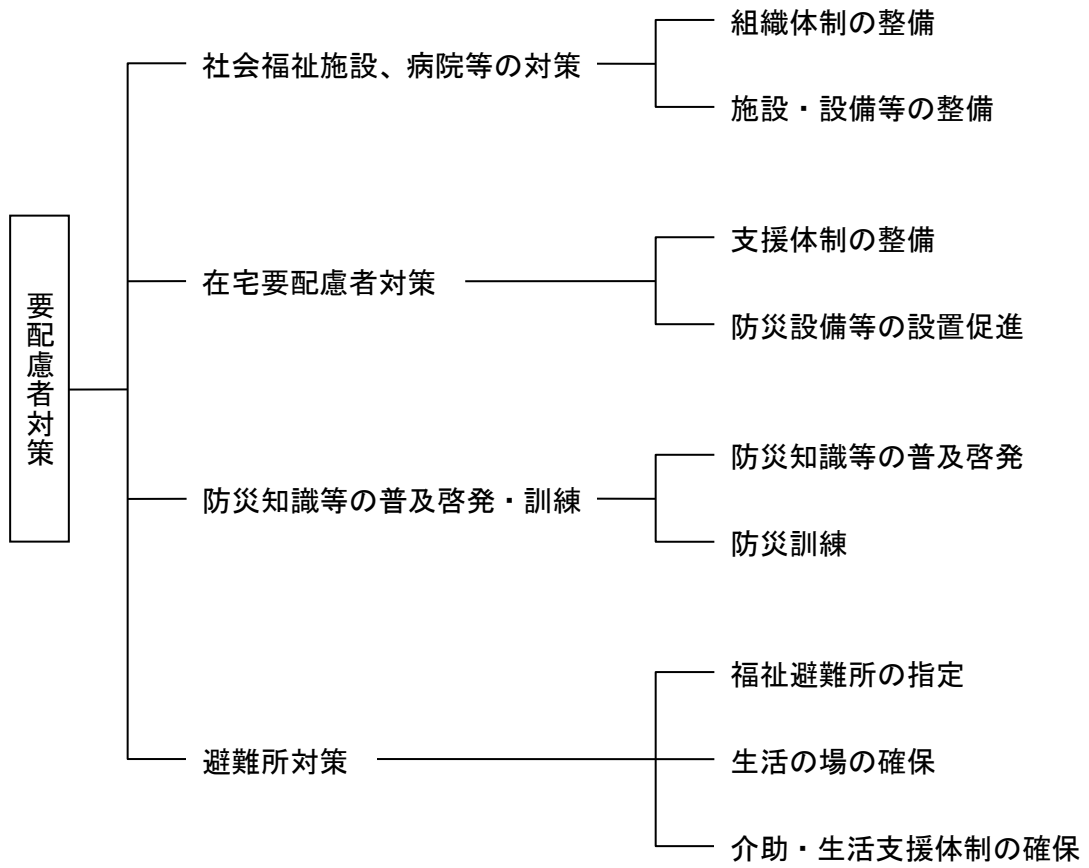
第2項 健康管理体制の確立

市及び県の保健師、栄養士は、被災者に対して巡回指導により被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立しておく。

第3項 血液製剤の確保体制の確立

- 1 県赤十字血液センターは、災害時における医療機関からの血液の要請に応えられるよう常時血液製剤を備蓄しておくとともに、他県血液センターからの支援が受けられるようあらかじめ体制の整備を図る。
- 2 医療機関は、災害時の血液製剤の輸送体制の確立を図る。
- 3 市は、災害時における血液不足に備え、住民に対して献血を啓発する。

第9章 要配慮者対策



第1節 社会福祉施設、病院等の対策

第1項 組織体制の整備（地域福祉課、障害福祉課、高齢者総合支援課、地域医療対策室）

- 1 市及び県は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。
 - (1) 社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障害者等の入所者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。

また、自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を促進する。
 - (2) 宇部市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- 2 市は、社会福祉施設、病院等の災害共助マップの作成を通じた災害時の地域の協力体制の整備を支援するため、近隣施設や地域住民の協力の呼びかけや連絡協議会の設置など各種調整を行うものとする。
- 3 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を促進する。
 - (1) 災害時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画（防災マニュアル）を作成するなど、組織体制を整備する。

特に夜間や休日における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導に十分配慮した体制を整備する。

また、職員や入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的実施する。
 - (2) 宇部市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の災害時等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、災害時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告しなければならない。
 - (3) 市、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。

第2項 施設・設備等の整備

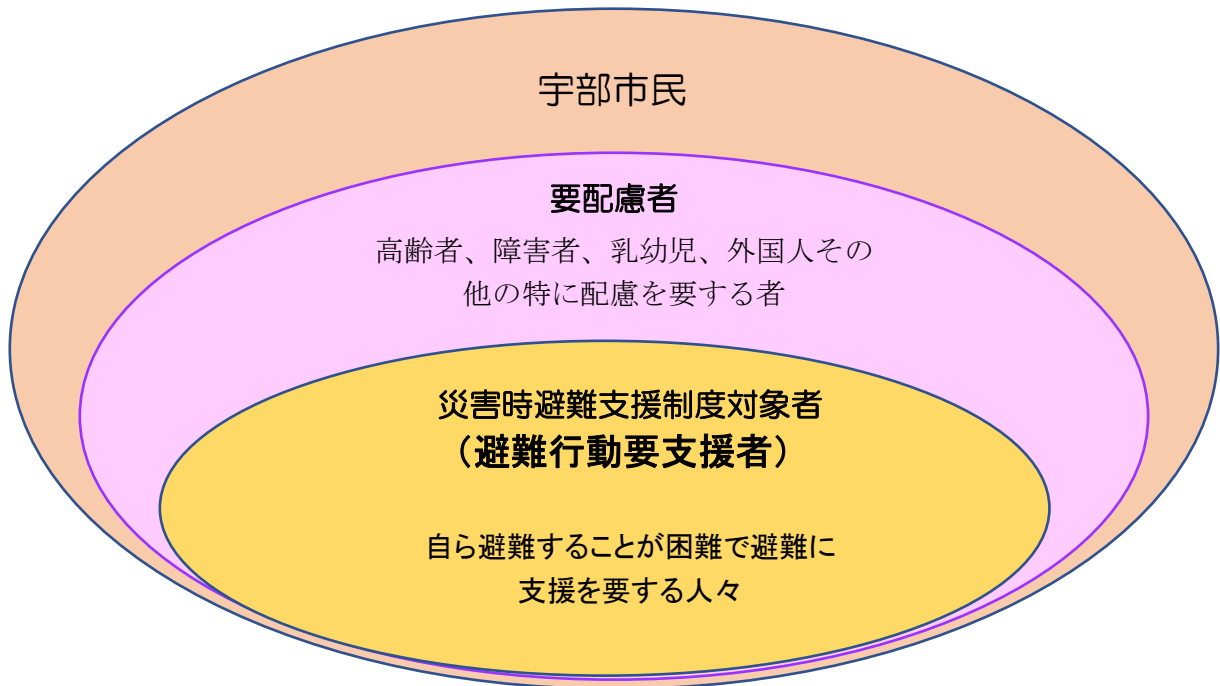
- 1 市及び県は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における入所・入院者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入れ体制の整備を促進する。
- 2 市は、防災情報が確実に伝達できるよう、防災メールの一斉配信などの防災情報伝達手段の整備を進める。また、施設の避難状況などを把握するため、施設との交信手段の取り決め等、連絡体制の整備を図るものとする。
- 3 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、施設・設備等の整備に努めるものとする。
 - (1) 入所・入院者等に対し、継続してサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限

り実施していくため、施設・設備の災害に対する安全性を確保するとともに、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄に努める。

- (2) 消防機関等への緊急通報設備や入院・入所者の避難誘導設備、施設の実態に応じた防災資機材の点検・整備を進める。

第2節 在宅要配慮者対策

第1項 支援体制の整備（地域福祉課、障害福祉課、高齢者総合支援課）



1 要配慮者避難支援体制の確立

市は、避難行動要支援者への情報提供及び避難支援が円滑に行われるよう、自主防災組織、事業者等その他関係団体と連携し、援護体制を整備しなければならない。

市は、避難行動要支援者の支援を的確に行うため、必要に応じ、その保有する避難行動要支援者に係る個人情報自主防災組織又は事業者等に提供することができるものとする。ただし、自主防災組織及び事業者等は、個人情報の取扱いに十分配慮しなければならない。

2 災害時避難支援制度

市は、災害時避難支援制度に基づき、民生委員・児童委員、福祉専門職等の協力を得て、避難行動要支援者避難支援プラン（個別避難計画）を作成するよう努めるものとする。

また、その実施に当たっては、消防、警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織（以下、「避難支援等関係者」という。）、事業者等と事前に協議しておくものとする。

3 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方で、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に家族以外の支援を要する者とする。

- (1) ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）、又は後期高齢者（75歳以上）のみの世帯の者
- (2) 身体障害者
- (3) 知的障害者
- (4) 精神障害者
- (5) 要介護認定者
- (6) 本制度の支援が必要と認められる者

4 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

また、個別避難計画には、次に掲げる事項に加え、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項を記載し、又は記録するものとする。

(1) 避難行動要支援者情報

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所
- オ 自宅電話番号
- カ 携帯電話番号
- キ 携帯メールアドレス
- ク 支援対象種別
- ケ 支援の種類

(2) 避難支援者情報

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所
- オ 自宅電話番号
- カ 携帯電話番号
- キ 携帯メールアドレス

5 情報の集約

市においては、避難行動要支援者名簿・個別避難計画を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。

6 都道府県等からの情報の取得

例えば難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成のため必要があると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができる。(法49条の10第4項、法49条の14第5項)。なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にするものとする。

7 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の利用及び提供

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿情報・個別避難計画情報をその保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、県警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織に対し、名簿情報・個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、名簿情報・個別避難計画情報を提供することについて本人の同意が得られない場合はこの限りでない。

市は、災害が発生し、又は発生するとおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報・個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報・個別避難計画情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

8 名簿情報・個別避難計画情報を提供する場合における配慮及び秘密保持義務

市は、名簿情報・個別避難計画情報を提供するときは、名簿情報・個別避難計画情報の提供を受ける者に対して名簿情報・個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

名簿情報・個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）もしくはその他の当該名簿情報・個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報・個別避難計画情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 避難支援関係者の対応原則

避難支援関係者は、平常時から名簿情報・個別避難計画情報を避難支援関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報・個別避難計画情報に基づいて避難支援を行うものとする。

また、避難支援関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、市は、避難支援関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。

10 避難支援関係者の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿・個別避難計画の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援関係者の安全確保の措置を決めておくものとする。避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供に係る同意を得る段階で得ておくものとする。避難支援関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援関係者を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿・個別避難計画制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうものとする。

1 1 避難行動要支援者名簿・個別避難計画のバックアップ

災害規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿・個別避難計画のバックアップ体制を築いておくものとする。こと。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

1 2 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、名簿情報・個別避難計画情報を最新の状態に保つこと。

1 3 市及び県は、災害時における高齢者、障害者等に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、福祉の輪づくり運動等を実施している社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努める。

1 4 市は、災害救助関係業務に加え、高齢者、障害者等に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行っておくとともに、福祉事務所、児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備しておく。

[資料] 2-6-30 災害時避難支援の協力等に関する協定書

第2項 防災設備等の設置促進（障害福祉課、高齢者総合支援課、消防局）

市及び県は、在宅の一人暮らし老人、重度障害者等が、災害時においても緊急に連絡ができ、安全の確保が図られるよう緊急通報機器の普及を進めるとともに、災害時における出火を防止するため、住宅用火災警報器、過熱防止装置付コンロ等の設置促進に努める。

また、聴覚障害者への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送受信装置の普及にも努める。

第3節 防災知識等の普及啓発・訓練

第1項 防災知識等の普及啓発（障害福祉課、高齢者総合支援課、消防局）

1 市及び県は、高齢者、障害者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家具の転倒防止措置等の家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

2 外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への外国語の付記等の対策を進める。（市民課、観光交流課）

3 市及び県は、地域における避難行動要支援者支援の取組みを促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、避難行動要支援者の支援方法等の普及啓発に努める。

第2項 防災訓練（地域福祉課、障害福祉課、高齢者総合支援課）

市及び県は、防災訓練を実施する際、高齢者、障害者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導が行えるようその支援体制の整備に努める。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第4節 避難所対策

市（地域福祉課、障害福祉課、高齢者総合支援課）及び県は、高齢者、障害者等にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。

また、被災時の男女ニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

第1項 福祉避難所の指定

市は、避難行動要支援者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定に努める。

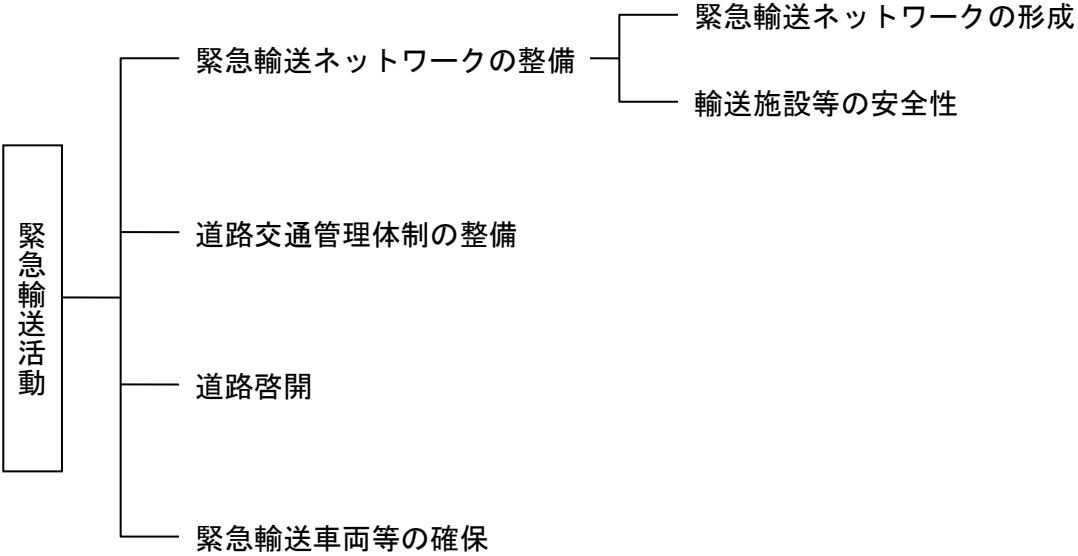
第2項 生活の場の確保

避難所における高齢者、障害者等の生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から生活の場の確保対策として、公的宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市町、近隣県等の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。

第3項 介助・生活支援体制の確保

避難所における高齢者、障害者等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。

第 10 章 緊急輸送活動



第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送ネットワークの形成

災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点を指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

また、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポートを指定する。

輸送施設及び輸送拠点の指定に当たっては、あらかじめ、施設の管理者と災害時の利用形態等について協議しておく。

1 輸送施設等の指定（県）

（1）道路

ア 緊急輸送道路として主要となる幹線的な道路の指定

イ 幹線的な道路が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線の指定

（2）港湾

ア 海上緊急輸送基地となる主要な港湾の指定

イ 海上緊急輸送基地を補完する港湾の指定

（3）漁港

ア 海上緊急輸送基地となる主要な漁港の指定

イ 海上緊急輸送基地を補完する漁港の指定

（4）飛行場等

ア 航空輸送の拠点となる飛行場等の指定

イ 臨時ヘリポートの指定

2 輸送拠点の指定（県）

他県等からの緊急物資の受入、一時保管、避難所等への配送を行うための拠点施設の指定

3 活動（進出）拠点の指定（県）

他県等からの応援部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点施設や移動する際の目標となる拠点施設を指定しておく。

4 市における輸送施設、拠点の指定

市（防災危機管理課）は、各地域の実情に応じた輸送施設、拠点の指定を図る。拠点施設が使用できない場合を想定し、あらかじめ利用可能な施設を把握しておく。また、協定締結し民間事業者の活用も図っていく。

5 市（防災危機管理課）及び県は、上記により指定した施設については、広報誌等を活用するなどして関係機関・住民等への周知を図る。

<第3部第7章「緊急輸送計画」参照>

第2項 輸送施設等の安全性

緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、災害に対する安全性の確保に配慮する。

第2節 道路交通管理体制の整備

- 1 県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害に対する安全性の確保を図る。
- 2 県警察は、災害時の情報収集、交通規制及び誘導等を円滑に行うため、警備業者等との間に応急対策業務に関する協定等の締結をする。
- 3 県警察は、交通規制を実施した場合における車両運転者の義務等について、普及啓発を図る。
- 4 県警察は、広域的な交通管理体制を整備するものとする。

第3節 道路啓開

道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建築業協会、高速道路株式会社等との間であらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。

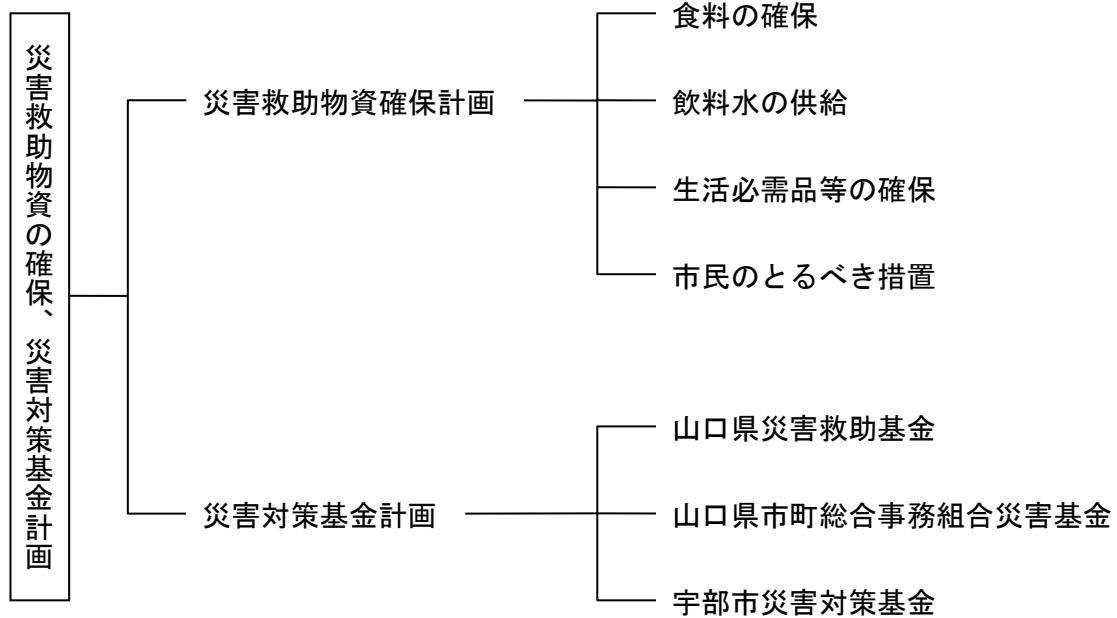
なお、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

第4節 緊急輸送車両等の確保

市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送業者等と協定を締結するなどし、体制を整備する。

<第3部第6章「応援要請計画」参照>

第 1 1 章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画



第1節 災害救助物資確保計画

第1項 食料の確保

市及び県は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給を円滑に実施するため、その調達・供給体制の整備に努める。

1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

災害時における応急用食料の調達・供給については、次により、市及び県がそれぞれの立場から、不測の事態に備えた体制を図るものとする。

(1) 県

県は、複数の市町にまたがる広範囲な災害が発生した場合、市町が想定していないような極めて甚大な被害が生じた場合等において、市町が行う応急用食料の調達・供給活動を支援することを基本とし、そのために必要な体制を整備するものとする。

(2) 市（地域福祉課）

市は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものでありその備蓄並びに調達、輸送及び配送体制の整備を図るものとする。

この場合、市町相互の応急用食料の調達・供給に関する広域的な応援体制の整備についても、十分留意するものとする。

2 応急用食料の調達・供給体制の整備

市（地域福祉課）及び県は、災害時を想定した応急用食料の調達・供給体制を、次により整備するものとする。

(1) 主食系として、米について、農林水産省等と連携し、災害が発生した場合直ちに供給できるよう体制を整備するものとする。

(2) 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量（流通在庫又は、製造能力）の把握に努めるものとする。

・精米、パン、おにぎり、弁当、即席メン、育児用調整粉乳、缶詰、食物アレルギー対応食品等

<第3部第6章「応援要請計画」参照>

第2項 飲料水の供給

1 応急給水活動計画

水道局は応急給水に係る給水拠点、給水基準、給水体制等応急給水活動計画を定めておく。

2 給水拠点の整備

応急給水活動計画に定められた給水拠点となる場所については、災害時に給水活動が円滑に実施できるよう体制を整備しておく。

3 飲料水の確保

(1) 必要量の確保

水道局は、被害想定を参考に、最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量を目標に飲料水の確保に努める。

(2) 井戸水の活用

市（環境政策課）は、井戸水を飲料水として活用する際の飲料方法等について指導する。

4 応急給水資機材の整備

水道局は、給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、給水袋等の必要な資機材の整備、備蓄に努める。

5 応急復旧体制の整備

水道局は、応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、市町相互、民間業者団体等との間に応援協定を締結するなど、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 生活必需品等の確保

市（地域福祉課）及び県は、毛布、下着、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベ等の生活必需品について、流通業者、流通在庫量等の把握を行い、調達体制の整備に努めるとともに、より迅速な救助を実施できるよう備蓄に努めるものとする。

第4項 市民のとるべき措置

市民は、防災の基本である「自らの身は自らが守る」という考えに基づき、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるものとする。

<第3部第9章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画」参照>

第2節 災害対策基金計画

市（防災危機管理課）及び県は、災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害救助基金等の積立をおこなう。

第1項 山口県災害救助基金

1 基金の積立

災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害救助基金の積立を行う。

2 基金の運用

災害対策基金の運用は、次の方法による。

- (1) 資金運用部への預託又は確実な銀行への預金。
- (2) 確実な債券の応募又は買入
- (3) 救助に必要な給与品の事前購入

第2項 山口県市町総合事務組合災害基金

1 災害基金組合

県内の全市町をもって、山口県市町総合事務組合が設立されている。

2 基金設置の目的

この基金は、組合市町の災害による減収補填、災害対策事業費その他災害にともなう費用に充て、もって組合市町の財政運営の健全化に資するため設置する。

3 基金組合への積立

平成3年度における基準財政需要額により算定された組合市町の納付額に達するまで、組合市町は毎年度、前年度の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の100分の0.2に相当する金額（その金額が組合市町の当該平均額を超える場合にあっては、平均額を上限とする。）を組合に納付するものであること。

[資料] 2-11-2 山口県市町総合事務組合災害基金現在高

4 基金の処分

(1) 基金の処分と対象となる災害は、次に掲げるものであること。

- ア 風害
- イ 水害
- ウ 雪害
- エ 地震
- オ 干害
- カ 火災
- キ その他議会の承認を経て定める災害

(2) 次に掲げる事項に該当する場合にあっては、市町納付金の3倍以内の額で処分することができるものであること。

- ア 災害による減収補填を要するとき
- イ 災害対策事業費の支出を要するとき
- ウ その他災害に伴う費用の支出を要するとき

(3) 上記事項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事業を行うときは、市町納付金現在額の範囲内において、基金の処分を行うことができるものであること。

- ア 道路、河川その他の公の施設の保全整備又は災害防止対策等に関する事業
- イ 災害等に係る自動車又は自動車に類し、道路以外の場所で用いる建設機械等の購入に関する事業
- ウ その他組合長が必要と認めた事業

第3項 宇部市災害対策基金

1 基金設置の目的

災害対策基本法第101条及び国、県の防災計画に基づき、災害非常時の応急対策に要する経費の財源として積み立てるとともに、その財源を活用し即時に災害対策に着手することを目的として設置する。

2 積立目標額

目標額は設定しない。

3 適用基準

災害救助法の適用はないが、それに近い大規模災害に適用し、次の適用事例に掲げる災害対策を必要とする事態の発生を伴う概ね次のような被害件数を目安とし、以下の3種類のうち1つ以上に該当した場合、また該当すると見込まれる場合の災害経費に充当する。

また、災害対応の強化及び地域住民の自発的な活動を促進するために充当する。

- (1) 全壊（全流失・全埋没・全焼失）家屋 10世帯以上
- (2) 半壊（半流失・半埋没・半焼失）家屋 20世帯以上
- (3) 床上浸水（住家が床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯） 30世帯以上

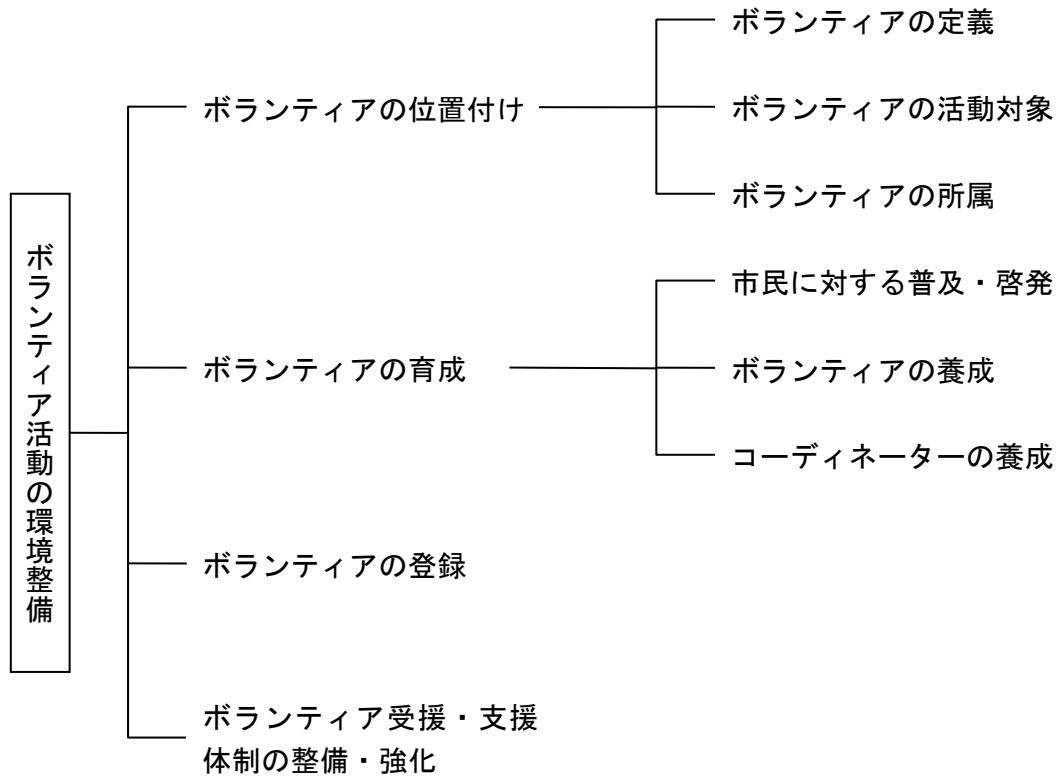
※ 被害を受けた世帯の数の算定は、半壊世帯は2世帯をもって、床上浸水は3世帯をもって1つの全壊世帯とみなす。

4 適用事例

- (1) 応急仮設住宅など収容施設の建設
- (2) 炊き出し等による食品の支給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の支給
- (4) 学用品の支給
- (5) 災害で日常生活に著しい支障を及ぼしている土石、竹木等の除去費用
- (6) 自主防災組織の活動助成として支給
- (7) その他市長が必要と認めるもの

[資料] 2-11-3 宇部市災害対策基金現在高

第12章 ボランティア活動の環境整備



第1節 ボランティアの位置付け

第1項 ボランティアの定義

市防災計画におけるボランティアとは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いた者で、災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加するものをいう。

第2項 ボランティアの活動対象

災害時におけるボランティアを、専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。

区分	活動内容	担当課
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none">・被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）・建築物危険度判定（応急危険度判定士）・土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士）・医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等）・福祉（手話通訳、介護等）・無線（アマチュア無線技士）・特殊車両操作（大型重機等）・通訳（語学）・災害救援（初期消火活動、救助活動等及びその支援等）・その他特殊な技術を要する者	住宅政策課 建築指導課 土木河川課 健康増進課 地域医療対策室 こども支援課 障害福祉課 防災危機管理課 観光交流課 消防局 防災危機管理課等
一般ボランティア	<ul style="list-style-type: none">・救援物資の整理、仕分け、配分・避難所の運営補助・炊き出し、配送・清掃、防疫・要配慮者等への生活支援・その他危険のない軽作業	職員課 地域福祉課

第3項 ボランティアの所属

(1) 組織や団体に所属するボランティア

NGO（非政府組織）やNPO（特定非営利活動）法人、企業及び宗教団体等の組織や団体に所属するボランティアで、自らの行動規範で活動する。

(2) 個人ボランティア

学生や勤労者等の中で、組織や団体に属さず、個人の意志で参加するボランティアで、個人の能力差が大きく、経験の少ない者が比較的多い。

(3) 後方支援や資金の提供

直接被災地で活動するのではなく、被災地外で行う支援活動や資金・物資等の支援を行うボランティアで、多くの者が参加できる。

第2節 ボランティアの育成

第1項 市民に対する普及・啓発

市（地域福祉課）及び市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会、県共同募金会、日本赤十字社山口県支部、並びに地域の関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの市民の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。また、学校や地域等において、福祉や社会貢献について関心を持ち、理解を深めるよう社会福祉行事等を行う。

第2項 ボランティアの養成

市（各課）、市社会福祉協議会及び日赤山口県支部は、関係団体と連携して、ボランティアが被災地で活動するうえで必要となる知識や技術を習得できるよう、必要な研修を実施し、ボランティアの養成を行う。

第3項 コーディネーターの養成

ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、一般ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの役割が重要であることから、市社会福祉協議会は関係団体と連携してその養成を図る。

第3節 ボランティアの登録

市社会福祉協議会（宇部ボランティアセンター）及び関係団体は、災害時におけるボランティアの登録をあらかじめ行い、災害時の対応に備える。

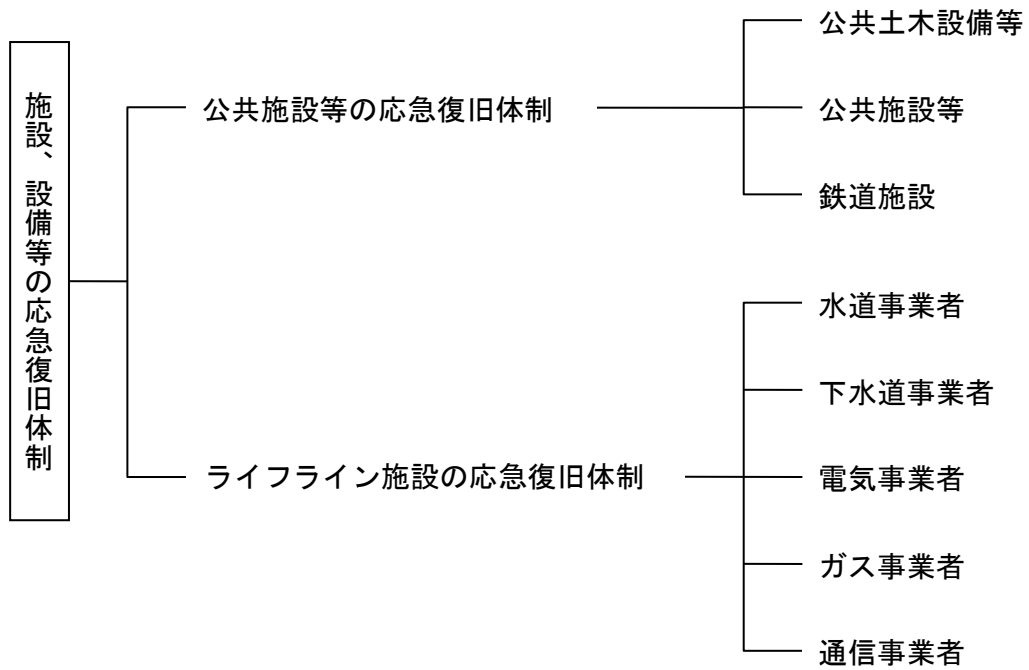
第4節 ボランティア受援・支援体制の整備・強化

市（地域福祉課）及び市社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）及び県社会福祉協議会、宇部市民活動センター青空等と連携して、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図り、受援体制及び支援体制を整備する。

市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動及び市災害ボランティアセンターの設置運営等を円滑に行うため、マニュアルを整備するとともに研修訓練を行う。市は、これらの活動に対して必要な指導助言及び財政支援を行う。

J V O A D	080-5961-9213
山口県社会福祉協議会	083-924-2777
宇部市社会福祉協議会	0836-33-3131
宇部市民活動センター	0836-36-9555

第13章 施設、設備等の応急復旧体制



第1節 公共施設等の応急復旧体制

第1項 公共土木設備等

- 1 被災施設設備の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制、活動体制の確立に努める。
また、民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結するなどの措置を講ずるものとする。
- 2 応急復旧に必要な各種資機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、あらかじめ民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じておく。

第2項 公共施設等

災害発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は、平常時から施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動及び救助等にかかる体制の整備をしておく。

第3項 鉄道施設

多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命に関わる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を講じる必要があることから、発災時の初動措置等（運転規制、乗務員の対応、乗客の避難誘導、救護活動等）に必要な体制の確立、復旧活動に必要な体制の確立に努めるものとする。

第2節 ライフライン施設の応急復旧体制

第1項 水道事業者

災害時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第2項 下水道事業者

下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、下水道事業者間相互、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 電気事業者

電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ施設設備の機能を維持する必要があることから、情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、同種の会社、関連企業からの応援等も含めた体制の整備に努める。

第4項 ガス事業者

二次災害の発生を防止するため発災時の初動措置、応急復旧に必要な活動体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

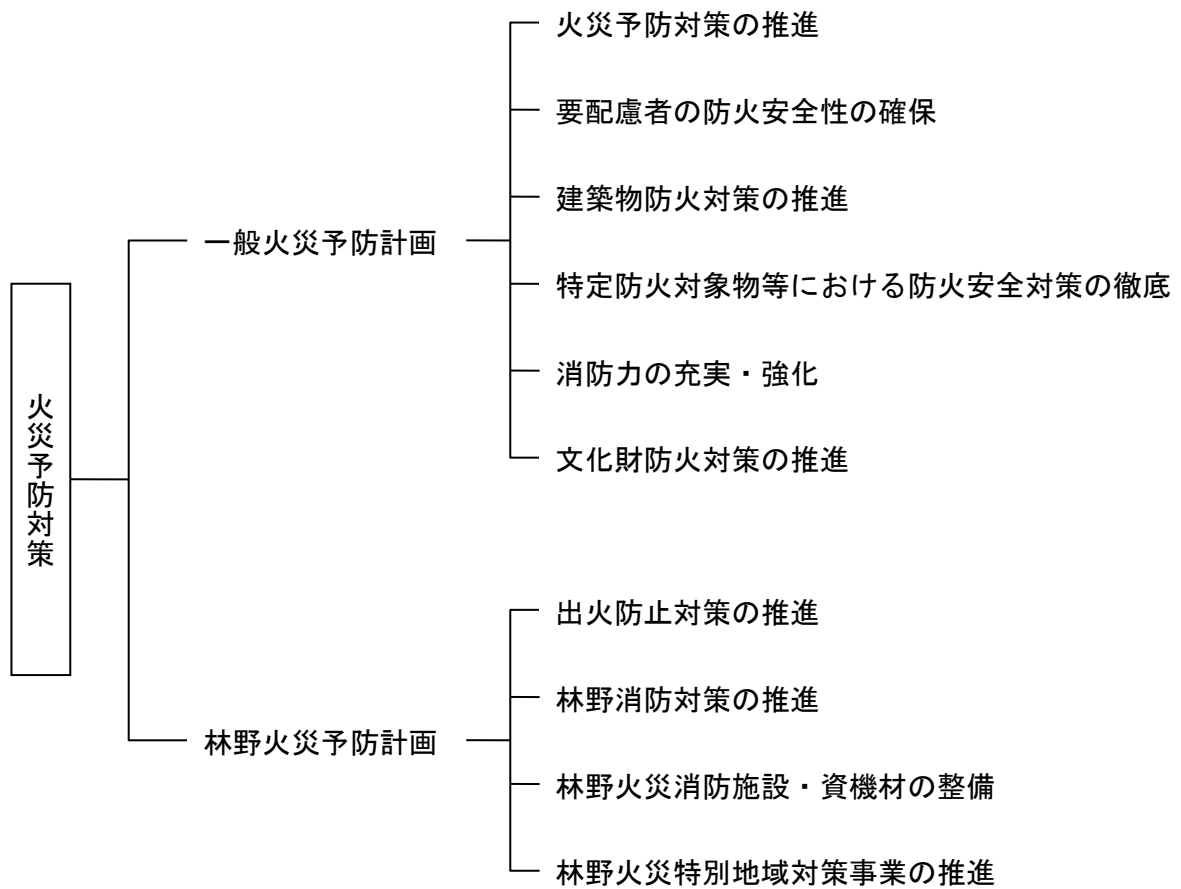
第5項 通信事業者

1 通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱をひきおこすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

2 通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国〔中国総合通信局〕を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

第14章 火災予防対策



第1節 一般火災予防計画

第1項 火災予防対策の推進（消防局）

1 火災予防思想の普及啓発

火災予防思想の普及啓発について、なお一層の徹底を図るため市、消防局及び県は、関係団体等と協力して地域に密着した効果的な防火思想の普及啓発活動を推進する。

特に春季・秋季の全国火災予防運動期間中には、講習会の開催、広報車の巡回広報、広報紙の配布、新聞、ラジオ等報道機関の利用等あらゆる機会をとらえ、火を出さないための運動を展開する。

(1) 地域に密着した防火、防災思想の普及啓発

ア 防火思想普及の徹底を図るため、広報用素材の充実、広報メディアの拡充、広報素材の有効活用等を図り、関係機関並びに団体と協力して防火対策の必要性を明確に伝える親しみやすい広報活動を展開する。

(ア) 街頭広報や報道機関を活用した啓発活動

(イ) イベント、集会等を利用した啓発活動

(ウ) 巡回による啓発広報活動

(エ) 家庭訪問による防火指導

(オ) 学校、職場等における防火指導

(カ) 組織化の推進による啓発広報活動

イ 外国人に対する火災予防広報の実施

近年、市内に在住する外国人が増加していることから、これらの外国人に対する火気の管理、避難等必要な広報活動を行う。

2 火を使用する設備・器具等の防火安全性の確保

日常生活で用いる火を使用する設備・器具等からの出火を防止するため、これらの設備・器具等の設置及び取扱基準等を定めた、宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例の周知徹底を図る。

(1) 炉、ふろがま等の火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準

(2) 調理器具、ストーブ等の火を使用する器具の取り扱い基準

(3) 指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の貯蔵又は取扱いの技術上の基準

3 住宅防火対策の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占めていることから、将来にわたり住宅火災による死者の大幅な低減を図るため、市、消防局及び県は、効果的な住宅防火対策を推進する。

(1) 防火意識の高揚

住宅の防火意識の高揚を図るため、住宅防火の現状、住宅防火対策の必要性等の周知徹底等を図る。

ア 住宅防火対策の必要性を明確に訴える親しみやすい広報活動を展開する。

イ 市、県の共催による住宅防火講習会及び住宅防火フェア等を開催する。

(2) 住宅防火診断の実施

住宅防火診断について、対象者に理解しやすい診断に努めるとともに、各種イベント、

展示会等を活用するなどして、診断対象の拡大を図る。

(3) 住宅防災機器等の普及

ア 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置、防災寝衣類の性能、効果等の認識を深めるため、これらの住宅用防災機器等展示コーナーの設置促進等を図る。

イ 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置等の設置を支援する住宅金融支援機構の割増し融資制度の周知を図るなどして、住宅防災機器等の設置を促進する。

4 地域における防火安全体制の充実

(1) 自主防災組織の整備充実

火災や地震等の災害から地域を守るには、市民一人ひとりの自覚と近隣居住者相互の協力が不可欠となる。このため、地域の実情に応じた、自治会、管内事業者、婦人・老人・社会活動団体等による自主防災組織の育成を図るとともに既存の防火クラブ(幼年・少年・女性の各クラブ等)の活性化等についても一層推進する。

また、地域住民、自主防災組織等が火災等災害発生時において初期消火、救助救出活動が迅速に取り組めるように必要資機材の整備を推進する。

<第2部第2章「防災活動の促進」第2節参照>

[資料] 2-2-2 自衛防災組織

[資料] 2-2-3 幼年消防クラブ

[資料] 2-2-4 少年消防クラブ

[資料] 2-2-5 女性防火クラブ

[資料] 2-2-6 自主防災組織

(2) 防火(防災)教育の充実

企業の自衛消防隊員等を消防学校に入校させ、市全体としての防火防災知識・技術の向上に努める。

また、消防学校に入校困難な消防団員、市職員、住民等に対しては移動消防学校の機会を利用するなどして必要な知識・技術の習得の支援を行う。

(3) 防火訓練の実施

防火に関する技能の習得、啓発を図るため、消防局、事業所等は防火訓練を定期的に行う。

訓練は形式的なものとならないよう訓練実施者は、具体的な訓練目標を定め、効果的な訓練の実施に努める。

第2項 要配慮者の防火安全性の確保

高齢者、障害者等の要配慮者に対し火災等の災害のない生活の場を確保するため、市(障害福祉課、高齢者総合支援課)、消防局、県及び関係団体等は以下の対策を推進する。

1 住宅防火対策(高齢者等の防火安全対策)の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占め、しかも65才以上の高齢者や障害者が被災するケースが多いことから、市(障害福祉課、高齢者総合支援課)、消防局及び県は、高齢者・障害者住宅防火対策の効果的推進を図る。

- (1) 防火意識の高揚
- (2) 住宅防災用機器の普及
- (3) 住宅防火診断の実施

2 避難協力体制の確立

一人暮らしの高齢者、障害者等が適切に避難できるよう消防団、自治会、事業所等を含めた地域が一体となった避難協力体制の確立に努める。

3 その他の安全確保対策の推進

- (1) 火災通報や救急通報等が迅速かつ効率的に行われるための自動通報（緊急通報システム）の普及促進を図る。
- (2) 高齢者、障害者等が入所している施設においては、的確に情報伝達や避難誘導が可能となる各種設備（閃光型警報装置、点滅型誘導灯等）の設置促進に努める。

第3項 建築物防火対策の推進

建築物の防火安全性を確保するため、市（建築指導課）、消防局及び県は、建築基準法、消防法等で定める防火に関する規制の適切な執行と必要な指導を行う。

1 関係者への指導の強化

- (1) 建築基準法に係る防火規制の徹底（建築基準法第6条、消防法第7条）

建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築物の許認可等により、防火規制の徹底及び適切な指導を推進する。

また、多数の人が利用する既存の特殊建築物等については、適正に維持管理され、防火性能が確保されるように、建築物の所有者・管理者に対し、建築基準法に基づく建築物の維持保全に関する計画書の作成、定期的な調査の実施及び保守状況の報告の指導を推進する。

- (2) 消防同意制度の適切な運用（消防法第7条）

建築物の許認可に係る消防機関の同意制度は、建築規制と消防規制との調和を図りつつ建築物の防火を推進しようとするもので、消防機関はこの制度の効果的な運用により、建築物の防火安全性の確保を図る。

- (3) 予防査察の強化（消防法第4条、第16条の5）

消防局は、消防法に定める予防査察の実施に当たっては、対象物の用途、規模等に応じ、計画的に実施し、市内の防火対象物（建築物）を的確に把握するとともに、火災の発生及び拡大の危険性の排除等火災予防上必要な措置について指導する。

2 消防用設備等の設置、維持の適正化

- (1) 消防局は、消防法に定める防火対象物の消防用設備等の設置について防火対象物の実態を踏まえ、基準に適合しかつ効果的な設備の設置指導を行い、建築物の防火安全性の確保を図る。
- (2) 消防局は、防火対象物の関係者に対し、消防法に定める消防用設備等の点検・報告制度の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告を徹底させ、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。

3 防火管理の徹底（消防法第8条、第8条の2）

消防法に定める防火管理制度では、防火対象物に対する人的な規制で、収容人員が一定以上の対象物には一定の資格を有する者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせることとしている。

消防局は、防火対象物の所有者等に対して防火管理者を選任、さらに、防火管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、火気管理等の防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、建築物の防火安全性の確保を図る。

第4項 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

多数の者が出入りする劇場、百貨店、ホテル・旅館、病院・社会福祉施設等の特定防火対象物については、火災により大きな被害が発生する恐れがあることから、前項の対策に加え次の事項を推進し、これらの特定防火対象物の防火安全性の確保を図る。

1 防火管理体制の充実（消防法第8条、第8条の2）

- (1) 消防局は、実態に応じた初期消火、通報及び避難等の訓練の実施についてきめ細かな指導及び検証を行う。
- (2) 特に高齢者、身体障害者に対する火災情報の覚知、伝達に配慮した避難誘導體制の確立について指導を行う。
- (3) 病院、社会福祉施設等で、自力避難が困難な者を多数収容している施設にあつては、近隣住民や、ボランティア組織の応援、協力体制の確立を推進する。
- (4) 消防局は、用途別に国が定めた次の「防火管理体制指導マニュアル」に基づき、用途別に適切な指導を行う。
 - ア 物品販売店店舗等における防火管理体制指導マニュアル
 - イ 旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル
 - ウ 社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル

2 避難施設・消防用施設等の維持管理の徹底（消防法第8条、第17条）

- (1) 火災発生時の避難路となる通路、階段等の適正な管理がなされるよう指導を徹底する。
- (2) 火災発生時において、煙の拡散及び延焼の拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図る。
- (3) 防火対象物の関係者自らが、自主的に適正な維持管理をチェックする体制の整備を推進する。

3 特定違反対象物に対する是正措置の徹底（消防法第5条）

消防局は、消防法令の違反により火災が発生した場合、人命危険が大であると予測される特定違反対象物については、指示、警告、措置命令、告発・公表等の適切な違反処理により、法令違反の是正を図る。

4 工場、倉庫等の防火安全対策の推進（消防法第8条）

工場、倉庫等の防火対象物においては、建築構造、収容物等の状況から、一旦火災が発生すると延焼速度が速いため大規模火災となる危険性が高く、甚大な人的、物的被害を生ずる恐れがある。

このため、これらの防火対象物については、消防用設備等の適正な維持管理等防火安全体制の徹底が図られるよう指導を行う。

第5項 消防力の充実・強化

1 消防組織の充実

- (1) 予防要員、警防要員の確保に努め、予防業務、警防業務の万全を期する。
- (2) 広域消防応援体制の整備
県内の市町、消防一部事務組合が締結した県内消防相互応援協定の円滑な対応が図れるよう、市等は必要な運用体制の確立に努める。
- (3) 消防団の活性化の推進
消防活動（防災活動）等において消防団が担う役割の重要性に鑑み、市（防災危機管理課）は消防団員の確保、活性化に必要な対策を計画的に推進する。
- (4) 自主防災組織の育成
＜第2部第2章「防災活動の促進」第2節参照＞

2 消防教育・訓練の充実

複雑多様化する消防事象に対応できる消防職員、団員の育成を図るため、県消防学校は、教育カリキュラムの充実を図るなど教育環境の整備充実に努め、市（防災危機管理課）及び消防局は、消防職員、消防団員が、容易に教育を受けることができる環境の整備に努める。

3 消防施設等の充実・強化

- (1) 消防施設等の整備
 - ア 消防局は、「消防力の基準」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）及び「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設及び消防通信施設等の整備について、年次計画を立てるなどして、その充実強化を図る。
 - イ 消防水利については、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に防火水槽や耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、河川やプールの活用等により消防水利の確保を図る。
 - ウ 消防水利の不足又は道路事情により消防活動が困難な地域については、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進する。
 - エ 自治会等自主防災組織による初期消火活動が円滑になされるよう軽可搬ポンプ等の消火機材の整備充実に努める。

[資料] 2-2-1 消防団組織

[資料] 2-6-6 消防ポンプ自動車等

[資料] 2-6-47 消防水利

[資料] 2-14-1 消防組織及び人員

[資料] 2-14-2 消防局、署、団及びポンプ配置図

(2) 化学消火剤の備蓄

化学消火薬剤については、消防局において備蓄してきているが、今後も整備充実に努める。

[資料] 2-6-50 化学消火薬剤備蓄

[資料] 2-6-51 特別防災区域の防災資機材等

第6項 文化財防火対策の推進（災対法第35条第2項、文化財保護法第182条）

文化財建造物の多くが木造の大規模な建築物であるとともに、その利用形態、建築物の構造等が多種多様であり、文化財の特性に応じた防火管理体制、消防用設備等の設置の推進を図る。

1 予防対策実施責任者

(1) 予防対策 - - - 所有者又は管理団体

(2) 予防対策指導 - - - 市教育委員会（学びの森くすのき・地域文化交流課）

2 文化財防火対策の推進

(1) 防火設備の整備充実

ア 消火設備の整備

消火器、スプリンクラー、ドレンチャー、放水銃、消火用水槽等を建造物の延面積に応じた能力の設備に整備する。

イ 警報設備の拡充

自動火災報知設備、漏電火災警報器等の整備拡充を図る。

ウ その他設備の拡充

避雷装置、火除地、消防道路、消防倉庫、防火塀、防火帯、防火壁、防火井戸等の整備促進を図る。

エ 防火設備の修理・更新

文化庁の「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づく定期的な点検や消防設備点検などで確認された不具合・老朽化等に対する確実な修理・更新等を図る。

(2) 予防対策指導の推進

利用の形態、建築物の構造等を踏まえ、次の事項を内容とする予防計画を策定する。

(ア) 防火管理体制

(イ) 災害通報体制

(ウ) 災害の起こり易い箇所の点検、確認、組織等の確立

(エ) 自衛消防組織の確立

(オ) その他、注意札、火気の使用禁止、浮浪者の進入防止等

(3) 防火思想の普及啓発

ア 毎年1月26日を文化財防火デーとし、関係者の協力を得て防火思想の普及啓発、防火訓練を実施するなどして文化財建造物の防火について広く市民の意識の高揚を図る。

- (ア) 防火思想の普及（新聞、ラジオ、テレビ、市広報紙、展示会、講演会、映画等による。）
 - (イ) 防火訓練の実施（地域住民、市町消防・消防団との連携協力により、通報、消火（初期消火体制の構築・強化）、重要物件の搬出、避難等総合的に行う。）
- イ 消防実技講習会等を実施して消防技術の向上を図る。

[資料] 2-14-3 文化財防火施設

第2節 林野火災予防計画

第1項 出火防止対策の推進

林野火災は2月から5月までの乾燥した季節に多く発生し、その原因としては、火入れ、たき火等人為による失火が大部分である。

林野は広大に広がり、そこには不特定多数の者が自由に出入りすることが出来ること及び林野の管理経営状態が多様であり、日常の防火管理が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、国、県、市、消防局及び森林組合等は、林野火災に対する予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

1 林野火災予防対策の推進

(1) 防火思想の啓発

国、県、市、消防局及び関係者は協力して市民の林野火災防止に対する認識のより一層の向上を図るため、防火思想の普及啓発に必要な対策を推進する。

ア 広報活動の推進

林野火災対策においては、その出火原因が人為によるものが大部分であること、また一旦発生するとその消火活動は困難を極める場合が多いこと等から出火防止の徹底が特に重要となる。

そのため、国、県、市、消防局及び林野の所有者等が相互に密接な連携を図り、広報の時期、地域、対象者、媒体等について関連的に検討を行い、有効かつ強力な広報宣伝活動を実施する。

また林野火災は、空気が乾燥する2月から5月までが多発時期であるため、この期間を林野火災防止強調期間として予防施策を推進し、特に3月を林野火災防止月間と定め協力を啓発運動を展開する。

- (ア) テレビ、ラジオ、有線放送等による啓発
- (イ) 広報車による巡回広報
- (ウ) ポスター、チラシ等の配布
- (エ) 新聞その他広報紙による啓発
- (オ) 学校等を通じた広報（児童生徒の防火意識の高揚）
- (カ) 林野火災予防標識板及び立看板等による啓発
- (キ) 森林保全巡視員による巡回指導

- イ 協議会等の開催
各関係機関、団体等による協議会、研修会、講習会等を通じて火災予防の徹底を図る。
- (2) 発生原因別対策
 - ア 一般入山者対策
登山、ハイキング、山菜採取、溪流魚釣等の一般入山者に対して次の事項を推進する。
 - (ア) たばこ、たき火による失火については、十分な防火思想の啓発を図る。
 - (イ) 山林内、休憩所、駐車場等に火災防止標識板を設置するなどして啓発を図る。
 - (ウ) 山林内でのたばこのポイ捨てを防止するため、空き缶等を利用した簡易吸殻入れの携帯運動を推進する。
 - (エ) 危険時期等における入山制限の周知を図る。
 - (オ) 観光事業者による防火思想の啓発を図る。
 - イ 山林内事業者（作業）対象
山林内において事業を営む者は、次の体制をとるものとする。
 - (ア) 火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。
 - (イ) 火気責任者は、あらかじめ事業所（作業箇所）内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期するものとする。
 - (ウ) 事業所において喫煙所等火気を取り扱う必要がある場合は、火気責任者が場所を設けるとともに、標識及び消火設備を完備するものとする。
 - (エ) 鉱山、道路整備等山林内で事業を行うものは、事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずるものとする。
 - ウ 道路、鉄道沿線等における火災対策
西日本高速道路株式会社、JR西日本及び市内バス等運送業者は、道路の利用者、乗客、乗員による沿線火災防止のための予防対策を樹立し、路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。
 - (ア) 危険地帯の可燃物の除去
 - (イ) 路線の巡視
 - (ウ) 車両通過中における火災発見の際の連絡系統及び周知方法の確立
 - (エ) 林野火災巡視の際の用地通行及び消火活動の際の路線通行の便宜
 - (オ) 緊急時における専用電話利用の便宜
 - エ 森林所有者対策
森林所有者は自己の所有する林野から失火が生じないように、林内作業等を行う場合は、火気について注意するものとする。
- (3) 巡視・監視の強化
 - ア 警戒活動の強化
市（農林整備課）、森林組合等は、林野火災の多発期間及び気象状況が火災の予防上危険であると判断されるときは、山林の巡視及び監視等の警戒活動を強化する。
 - イ 森林保全巡視員の設置
山火事の多発地帯、森林レクリエーション地帯等に森林保全巡視員を配置し、入山者に対する巡回指導のほか、次のことを行い森林の保全を図る。
 - (ア) 災害の早期発見に関すること。
 - (イ) 無許可伐採等に対する指導

(ウ) 森林の産物の盗掘、案内板等の棄損等の防止に関すること。

(4) 関係団体との協力体制

ア 県、市及び消防局は、地域住民による自主防災組織との間の協力体制の充実を図る。

イ 市及び消防局は、地域住民による林野火災自主防災組織の育成に努める。

第2項 林野消防対策の推進

市、消防局及び県は、林野火災に即応する体制の強化及び消防資機材の整備を図るため次の対策を講じる。

1 火災気象通報・警報の収集伝達体制の確立

(1) 下関地方気象台及び県は、林野火災の未然防止、被害の軽減を図るため、市に対し迅速、的確な乾燥注意報、強風注意報（陸上）、火災気象通報等の気象情報の伝達を行う。

(2) 県、市及び消防局は、火災気象通報が発せられた場合に遅滞なく住民、関係者に周知するための体制の充実を図る。

(3) 市長（消防長）は、気象台及び県からの火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、適切に火災警報を発令することができるよう必要な体制の確保に努めるとともに、住民、関係者に伝達するための体制の整備を図る。

2 活動体制の整備

(1) 消防体制の確立

消防局は、林野火災に的確に対処するため、林野火災多発時期における体制、火災警報発令時における警戒体制、火災発生を考慮した消防隊の編成など林野火災に即応できる組織を確立し、適正な運営を図るよう努める。

(2) 相互応援体制の確立

平成24年4月、県内19市町及び4組合消防本部を対象として県内広域消防相互応援協定を締結しており、今後はこれらの円滑な対応が出来るよう体制の整備に努める。

(3) 総合的消防体制

国、県、市及び消防局は、林野及び消防の行政窓口を中核として、自衛隊、警察、その他の関係機関の密接な協力を得て、総合的な消防体制の確立を図る。

(4) 林野火災被害報告の迅速化

林野火災発生の場合は、消火活動に必要な消防力の配置、延焼拡大防止のため、航空機の必要性の判断等に必要な情報の早期把握が求められる。

このため、市は迅速な火災発生速報が行えるようあらかじめ必要な体制を確立しておくものとする。

3 林野火災消火訓練の充実

市、消防局及び県は、関係者の協力を得て林野火災消火活動の特殊性を考慮した実践的な消火訓練を実施するものとする。

第3項 林野火災消防施設・資機材の整備

地理的、物理的条件等から消火活動に大きな制約、負担を伴う林野火災の消火活動を円滑に実施するため、市、消防局及び県は、必要な施設及び資機材の整備を計画的に推進する。

1 林野火災施設の整備

- (1) 市及び県は、防火管理道の整備を図る。
- (2) 市及び消防局は、林野火災用消防水利（防火水槽、自然水利）の確保に努める。
- (3) 県は、消火活動又は防火線としての役割を具備するよう林道の整備を計画的に推進する。
- (4) 林野火災危険区域については、国、県及び市有林はもとより、一般民有林についても、防火線の設置及び防火樹帯の造成を指導する。

2 消火資機材の整備

林野火災消火活動に必要な資機材の整備についてはこれまでも計画的に整備を進めてきているが、今後も必要な資機材について市、消防局及び県はその充実に努める。

[資料] 2-14-4 県農林事務所（森林部）所有林野火災対策用資機材

3 空中消火資機材の整備

市及び消防局は航空機による消火活動が円滑に実施できるよう、市内の地形、林相等を踏まえ日常から臨時ヘリポート、水利地点等の確保に努めるとともに、必要な体制の確保を図る。

[資料] 2-14-5 空中消火資機材

[資料] 2-14-6 県林野火災用空中消火資機材運用要綱

[資料] 2-14-7 林野火災用空中消火資機材運用基準

第4項 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を有する本市は、当該地域の林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、その地域に実態に即応した林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施することを目的とした林野火災特別地域対策事業計画を策定しており、この事業計画に定める各種予防対策を積極的に推進する。

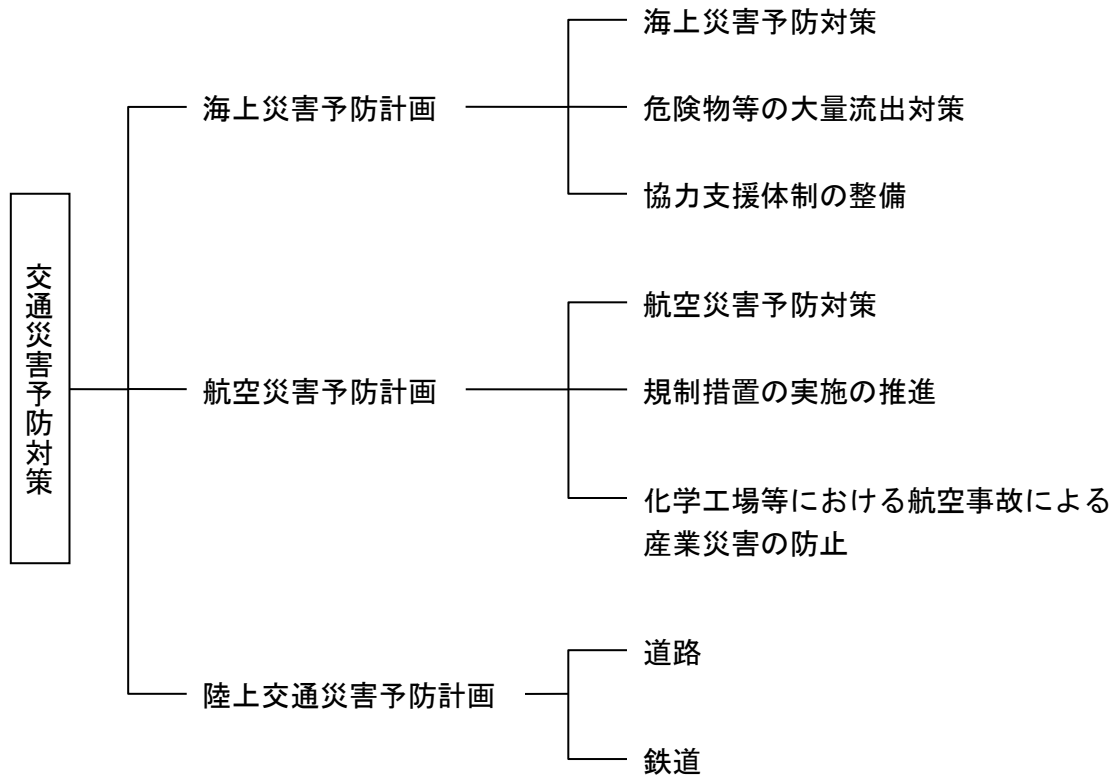
林野火災特別地域名	構成市町名		
	要件ア	要件イ	要件ウ
宇部・下関地域			宇部市

林野火災特別地域対策事業の要件

林野火災特別地域は、おおむね次のア、イ又はウに該当する市町村を1以上含むものとする。

- ア 市町村における林野占有率が70パーセント以上、森林面積が5千ヘクタール以上及び人口林率が30パーセント以上の市町村
- イ 上記ア以外で過去5年間における森林火災による焼損面積が300ヘクタール以上の市町村又は過去5年間における林野火災の出火件数が20件以上の市町村
- ウ 上記以外の市町村で、特に林野火災特別対策事業を実施する必要があると認められる市町村

第15章 交通災害予防対策



第1節 海上災害予防計画

第1項 海上災害予防対策

海上保安署、県、市、消防局、港湾・漁港管理者及び事業所等は、相互に協力し、航行中、係留・入渠中の海上災害の未然防止を図るため次の対策を推進する。

1 海事事務所、海上保安署（港長）、港湾・漁港管理者の対策

(1) 船舶の安全な運行の確保

発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、運行労務監理官による監査及び指導を実施する。

人的要因に係る海難防止等の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、外国船舶の監督（ポートステートコントロール：PSC）を積極的に実施する。

(2) 船舶の安全性の確保

危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施する。

(3) 船舶消防設備等の整備の指導

船舶における火災の発生及び拡大を防止するために船舶の構造、設備、防火設備及び船舶に備える消防設備について、指導及び取締りを行い海上火災の防止に努める。

(4) 海上災害予防運動の実施

全国海難防止強調運動（夏季）あるいはその他の海難防止運動の実施に併せ、主に港内就航船舶、カーフェリー、旅客船、油槽船、貨物船、漁船等を対象として、船舶消火設備及び火気管理状況の点検指導、船舶火災予防思想の高揚と防火上の注意の周知徹底、危険物荷役運搬船の事故防止対策の徹底及びこれらに関する広報活動、訓練等を通じ海上火災の防止に努める。

(5) 岸壁関係者等への指導

ア 岸壁管理者、所有者及び使用者等（以下「岸壁管理者等」という。）に対して船舶接岸中の火災を防止するため、必要な対策及び設備機材の設置又は改良の指導を行う。

イ 港内工事作業責任者に対して、港湾工事に伴う海上災害の発生防止に必要な対策の指導を行う。

(6) 海上防災訓練の実施

毎年1回以上、タンカー及び油槽所等の事故による火災等を想定した海上防災訓練を実施する。

2 消防機関の対策（消防局）

ふ頭または岸壁に係留された船舶及び上渠または入渠中の船舶は、消防法の適用を受けることから、消防局は、被害の軽減を図るため必要な対策の推進を図る。

(1) ふ頭施設等における火災予防に万全を期するため、消防水利、消防施設等の設置及び係留船のうち危険物等を積載する船舶に対して必要な指導を行う。

(2) 海上火災発生時の消火活動に必要な化学消防車、消火薬剤等の特殊装備の充実を図る。

(3) 通報・連絡体制の確立を図る。

(4) 情報収集体制の整備を図る。

3 市の対策（商工振興課、水産振興課、防災危機管理課）

港湾区域内、漁港区域内等において、災害防止を図るため、次の対策を推進する。

- (1) 港湾、漁港施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。
- (2) 消火、救難、警備及び避難誘導に必要な設備・資機材及び危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。
- (3) 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握しておく。
- (4) 重要な所管施設の構造図等の資料を整理しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- (5) 海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。

4 事業所の対策

荷受人、荷送人等の事業者は、係留中の船舶等による災害発生防止のため以下の措置を講ずる。

(1) 係留船舶の火災爆発防止

ア 危険物積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指導・監督のもとに安全管理体制を整備するとともに、荷役基準を定め災害発生防止に努める。

イ 二次災害発生防止のため、タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資機材の配備を完全に行うとともに監視体制を強化し、油流出の防止に努める。

ウ 危険物を積載した巨大船の着棧に際しては警戒船を配備し、近接する船舶の監視を行う。

(2) 通報連絡体制の整備

災害発生時等における関係機関（海上保安署（港長）、消防機関、港湾管理者等）への通報連絡体制の確立を図る。

5 臨海石油化学工業地帯における防災体制の強化

臨海工業地帯における防災活動について、海上保安署、関係消防機関、自衛消防機関の相互強力体制の整備強化、化学消防力の整備強化、消防艇、巡視船艇の増強及び消防装置の推進を図るものとする。

第2項 危険物等の大量流出対策

油、有害液体物質等の海上への流出・排出等にかかる防止対策については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」（以下「海防法」という）により各種の規制がなされている。

また、油等の排出に係る海洋汚染防止への対応については、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成18年12月8日閣議決定）」及び海上保安庁が作成した排出油等防除計画が策定されており、必要な対策が推進されている。

市は、関係機関と協力しながら必要な対策を実施する。

（参考）瀬戸内海西部海域排出油防除計画

1 情報収集・伝達体制の整備充実

油等汚染事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、海上保安署、中国地方整備局、市（防災危機管理課）、消防局、県、警察等関係機関は、早期の情報収集ができるよう情報連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

2 対応体制の整備

(1) 応急活動体制の整備

ア 海上保安署、海事事務所は、職員の非常参集体制を整備し、防災関係機関相互間の連携を強化する。

イ 中国地方整備局は、港湾施設、海岸保全施設等の海上災害発生に対応する活動体制の強化を図る。

ウ 市（防災危機管理課）、消防局及び県は、海上災害発生時における応急活動体制の強化を図る。

(2) 連携協力体制の確保

ア 油・危険物等の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え、現在、関係機関・団体・事業所を構成員とする「関門・宇部海域排出油等防除協議会」が設置され、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。

イ 油等汚染による動植物等の保護、環境保全等への対応も必要となることから、関係機関は必要な体制の整備に努めるとともに、関係機関相互間、関係団体等との連携協力体制の確保に努める。

[資料] 2-15-1 関門・宇部海域排出油等防除協議会会則・活動要綱

3 関係資機材の整備

(1) 国土交通省令で定められた船舶所有者、施設の設置者及び係留施設の管理者は、海防法に基づき排出油等の防除措置の実施に必要な資機材を船舶内及び施設等に備え付ける。

(2) 海上保安署、中国地方整備局は、油等汚染事故への対応を迅速・的確に実施するため必要な資機材（船艇、オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の充実を図る。

(3) 市、消防局及び県は、排出油等から保全すべき施設・設備・海岸等を検討し、必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の充実を図るとともに、油等の防除に必要な資機材の調達先等の把握等に努める。

<第2部第6章「災害応急体制の整備」第6節参照>

4 防災訓練の実施

海上保安署、県、市、消防局及び関係事業所等は、相互に連携し、危険物等の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練を年1回以上実施し、必要な技術の習得等に努めるものとする。

5 指導及び普及啓発

海上保安署、海事事務所等関係行政機関は、関係者に対して、講習会、訪船指導等により、危険物等の大量流出事故発生の防止及び事故発生時の対応等に関して指導を行い、これを通じて海洋環境保全に係る思想の普及啓発を図るものとする。

第3項 協力支援体制の整備

関係機関、事業所等は、海上災害の防止・防除活動の迅速かつ円滑な対応を図るため、従来から関係者相互間で協定等を締結してきているが、さらにその充実を図っていくものとする。

第2節 航空災害予防計画

本計画は、県が管理者である山口宇部空港における航空機災害の被害軽減を目的として市及び県がとる災害予防対策について定める。

第1項 航空災害予防対策

航空機災害対策を推進するにあたって、市及び関係機関は、その所掌する消防防災責任と相互協力により、必要な措置を講ずるものとする。

1 飛行場の保安管理の充実

県及び大阪航空局山口宇部空港出張所は、航空法に定める保安上の基準に従って、当該施設の保安管理を適切に行うとともにその充実に努める。

2 県の対応

県は、飛行場管理者として航空法により飛行場内における航空機災害についての保安管理責任が課されていることから、適正な保安管理を遂行するため、関係機関の協力のもと次の対策を推進するものとする。

(1) 県防災計画における航空機災害対策の策定及びその充実

航空機災害の予防及び応急対策を推進するため、本計画において航空災害に係る計画の充実を図る。

(2) 空港消防隊の整備充実

航空機災害及び空港施設の火災の発生に際して迅速、かつ的確な消火救難活動が行えるよう空港内関係機関で構成する山口宇部空港消防救難隊の設置及びその充実を図る。

(3) 消火救難設備の整理

山口宇部空港消防救難隊が適切な消火救援活動が行えるよう必要な設備の整備充実を推進する。

ア 消防力整備の原則

山口宇部空港を使用する飛行機の全長（機体の先端から最後部までの長さ）、最大胴体幅及び着陸回数（最大就航機種用最繁忙時における連続した3ヶ月間の着陸回数。以下同じ。）を勘案して「空港の等級」が決定され、これに基づき必要な消防力の整備を図る。

イ 山口宇部空港の整備すべき消防資機材

(ア) 化学消防車

消防力整備に係る山口宇部空港の等級は「9級」に位置付けられ、次の（イ）に記載する化学消火薬剤の放射が可能な化学消防車両を配備する。

(イ) 使用消火薬剤

使用する化学消火薬剤は、別表 2-1 (たん白泡沫又はふっ化たん白泡沫) 又は 2-2 (水性膜形成泡沫) により整備する。

この場合の整備数量は、化学消防車に積載している量の 2 倍の量を補充用として空港の適切な場所に保管しておく。

別表 2-1 飛行場分類と消火剤 a の量 (たん白泡沫又はふっ化たん白泡沫の場合)

飛行場 分類	たん白泡沫		補助剤		
	たん白泡沫 生産用水	放射率 (水/混合/分)	ドライケ ミカル	ハローカ ーボン	CO ₂
9 級	36,400 リットル	13,500 リットル	450 k g	450 k g	900 k g
a 救難及び消防車両に搭載					

別表 2-2 飛行場分類と消火剤 a の量 (水性膜形成泡沫の場合)

飛行場 分類	たん白泡沫		補助剤		
	水性膜形成泡沫 生産用水	放射率 (水/混合/分)	ドライケ ミカル	ハローカ ーボン	CO ₂
9 級	24,300 リットル	9,000 リットル	450 k g	450 k g	900 k g
a 救難及び消防車両に搭載					

(ウ) 救急医療搬送者

航空機火災等から救助を行うための救助工作車 1 台以上設置する。

(エ) 通信設備

迅速な消火救難活動を行うため、宇部市又は周辺市町の消防機関との間に専用電話又は無線通信設備を設置する。

(オ) (ア) から (エ) までに記述した消火、救難設備を有効に操作し、事故の現場に搬送できる要員を確保する。

(4) 救急資機材の整備充実

航空機事故が発生した場合は多くの死傷者を生ずることがあり、災害想定を基にして必要な医薬品、資機材の整備充実を図る。

(5) 連絡体制及び手段の整備

災害発生時等における関係機関への通報連絡体制の整備を図るとともに、山口宇部空港消防救難隊、市町消防機関、警察等関係機関との間の情報連絡が容易に行えるよう通信連絡手段の整備を推進する。

(6) 応援体制の整備

災害発生時における消防救難活動を円滑に行うには、宇部市、消防局及び近隣市町その他の関係機関の支援又は協力が必要となるため、これら関係機関との間における災害応急対策に関する協定等の締結を図るものとする。

(7) 訓練の実施

航空機災害に際して迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、防災技術の習熟、関係機関相互における支援体制の強化等を目的とした実践的な訓練を実施する。

3 市（防災危機管理課）及び消防局の措置

航空機災害時において、その消防責任を遂行するため、以下の事項を推進するものとする。

(1) 消防力の強化

化学消防車、化学消火薬剤等の整備充実を図る。

(2) 連絡体制及び手段の整備

災害発生時における市の内部及び関係機関への通報連絡体制の整備を図るとともに、相互間の情報連絡が容易に行えるよう通信連絡手段の整備を図る。

(3) 消防訓練の実施

人命救助、火災鎮圧等、実践的な訓練を飛行場管理者等と協力して行い、必要な知識、技術の習得に努める。

(4) 消防相互応援協定

航空機災害に際して、円滑な消防活動を実施するためには、飛行場管理者、近隣市町及びその他関係機関とあらかじめ災害応急対策に関する協定等の締結を図っておくものとする。

第2項 規制措置の実施の推進（大阪航空局山口宇部空港出張所）

1 航空機の安全確保については航空法に各種規制措置が定めてあり、航空関係者はこれを遵守することにより航空災害の発生防止を図ってきている。

2 大阪航空局山口宇部空港出張所は、関係する航空会社に対し航空法の遵守並びに運航の監督及び必要な指導を強化するなどして、航空災害予防に努めるものとする。

第3項 化学工場等における航空事故による産業災害の防止

1 特別防災区域における飛行制限に伴う行政上の措置

民間機並びに防衛出動、治安出動及び災害派遣を除く自衛隊は、特別防災区域の上空を離陸又は着陸を行う場合を除いて、航空法施行規則第174条に定める最低安全高度（300メートル）以下の高度で飛行してはならない。

2 空港事務所は、この規制について航空関係者が周知して厳守するように指導する。

3 高度制限違反航空機の監視体制

(1) 特別防災区域の上空を飛行する航空機の高度を記録するための航空機監視設備を関係企業と協議し設置するよう努めるものとする。

(2) 違反した航空機を発見した場合には、直ちに電話により進入、せん回、退出方向推定高度、機体番号その他の参考事項を広島空港事務所（広島県三原市本郷町善入寺字平岩64-34 TEL0848-86-8654）又は北九州空港事務所（北九州市小倉南区空港北町6 TEL093-474-0204）に通報し、あわせて県防災危機管理課に連絡する。

(3) 通報を受けた広島空港事務所及び北九州空港事務所は、違反者に対して厳重な注意その他適切な措置をとる。

第3節 陸上交通災害予防計画

第1項 道路（県、市（道路整備課）、地方整備局、西日本高速道路株式会社）

1 現況

本市においては、現在、高速国道が2路線10.9km、一般国道が3路線64.4km、主要県道6路線、一般県道15路線126.1km、幹線市道（一級路線）104路線174.4kmの合計375.8kmの幹線道路があり、都市計画道路としては、44路線、延長113.52kmを計画決定し、これまで約61.0%にあたる69.3kmを整備してきている。

また、事業所専用道路（宇部伊佐専用道路）が本市の西部を南北に貫いている。

2 対策

一般県道・市道・都市街路の整備は、国道や主要県道など幹線道路にくらべて立ち遅れているが、日常生活に密着した生活道路としての役割を重視して、その整備を進める必要がある。

これからの道路交通網の整備は交通安全の立場から、たとえば、分離帯、自転車歩行者道、安全な歩道、沿道緑化など積極的に整備を推進する。

また、昼間巡回、夜間巡回及び定期巡回の計画を立て、必要に応じて異常時巡回計画をたてるものとする。

一方では、長距離輸送、バス、トラック、ダンプカー等の運転者の労働管理を改善、指導し、運転者の過失、車両の整備不良等による交通災害を防止する。

3 自動車運転者の労働管理等の改善指導

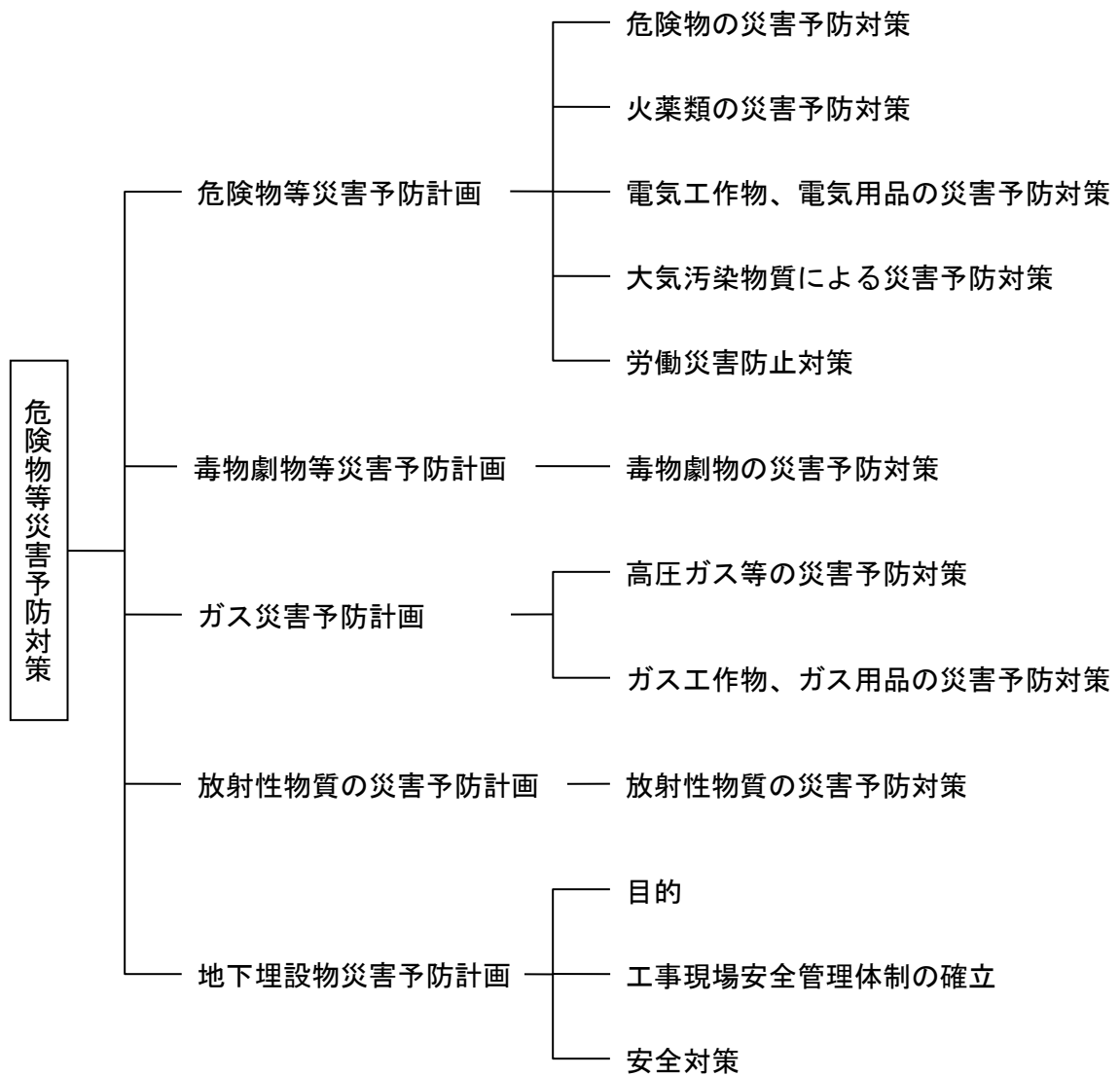
労働局等により、労働基準法の遵守徹底、労働管理の改善等について監督指導を行い、運転者の疲労等による災害の防止を図る。

第2項 鉄道（西日本旅客鉄道株式会社）

1 現況

本市の鉄道は、山陽本線、宇部線及び小野田線があり、市民生活において重要な交通機関の一つとなっている。

第16章 危険物等災害予防対策



第1節 危険物等災害予防計画

第1項 危険物の災害予防対策（消防法、労働安全衛生法）（県消防保安課・労働基準局・消防局）

1 危険物の範囲（消防法別表第一、労働安全衛生法施行令）

消防法上の危険物とは、消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

その主なものは次表のとおりである。

類別	性質	主な品名等
第一類	酸化性固体	塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物等
第二類	可燃性固体	硫化りん、赤りん、硫黄等
第三類	自然発火性物質 及び禁水性物質	カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム等
第四類	引火性液体	特殊引火物（ジエチルエーテル、二硫化炭素等） 第一石油類（アセトン、ガソリン等） アルコール類（メチルアルコール、エチルアルコール等） 第二石油類（灯油、軽油等） 第三石油類（重油、クレオソート油等） 第四石油類（ギヤー油、シリンダー油等） 動植物油類
第五類	自己反応性物質	有機過酸化物、硝酸エステル類、ニトロ化合物等
第六類	酸化性液体	過塩素酸、過酸化水素、硝酸等

2 石油類の危険物及び危険物製造所等の現況

市内には、給油取扱所（ガソリンスタンド）、一般取扱所、屋内貯蔵所、小規模な屋外タンク貯蔵所等が散在しているが、大規模な危険物施設は石油コンビナート等特別防災区域内に存在している。

[資料] 2-16-1 危険物施設

[資料] 2-4-2 宇部・小野田地区特別防災区域—宇部市

3 災害予防対策

(1) 危険物施設の災害予防対策（消防法第10条、労働安全衛生規則第2編第4章）

製造所、貯蔵所、取扱所の危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう、次の措置を行う。

ア 実施責任者（消防法第11条、労働安全衛生法第88条・91条）

(ア) 消防組合管理者（市長）

(イ) 労働局長、労働基準監督署長

イ 危険物規制の技術上の基準（危険物の規制に関する政令、労働安全衛生規則）

製造所、貯蔵所、取扱所の位置、構造及び設備の基準を示す。

ウ 指導対策

(ア) 立入検査

消防組合管理者（市長）、労働局及び労働基準監督署は、危険物施設が技術上の基準に適合するよう規制し、また、必要に応じて随時立入検査を行い、施設の整備改善、安全管理の徹底を図る。

(イ) 自主査察

危険物施設の所有者、管理者等は、危険物施設の自主点検及び定期点検等を実施し、定期点検記録の作成及び保存をするほか、必要に応じ施設の整備改善に努める。

(2) 危険物の取扱いに関する災害予防対策（消防法第10条、労働安全衛生法第20条・91条）

指定数量以上の危険物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策は異なるので、消防法の規定により予防対策を推進する。

ア 実施責任者

(ア) 消防組合管理者（市長）

(イ) 労働局長、労働基準監督署長

イ 指導対策

(ア) 立入検査

消防組合管理者（市長）、労働局長及び労働基準監督署長は、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を行い、危険物施設での危険物の取扱い、貯蔵について指導する。

(イ) 自主査察

危険物施設の所有者、管理者等は、危険物取扱者に対して、危険物の貯蔵、取扱い等について講習会等を実施し、安全管理の徹底を図る。

(ウ) 運搬対策

危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について「危険物の規制に関する政令」第28～30条の2で定める技術上の基準に従って行うものとする。

第2項 火薬類の災害予防対策（火薬類取締法（以下本項において「法」という）・労働安全衛生法）（県・中国四国産業保安監督部・労働局・警察・消防局）

1 火薬類の範囲（法第2条）

(1) 火薬— 黒色火薬、無煙火薬、その他

(2) 爆薬— 雷こう、硝安爆薬、ニトログリセリン、ダイナマイト、液体酸素爆薬、その他

(3) 火工品— 工業・電気・銃用・信号雷管、実包、空包、信管、導火線、信号焰管・火せん、煙火、その他

2 火薬類の販売・貯蔵の現況

[資料] 2-16-2 火薬類販売業者及び火薬庫

3 災害予防対策（県・中国四国産業保安監督部・労働局・警察・消防局）

火薬類の製造・販売・貯蔵・運搬・消費その他の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止する。

(1) 実施責任者（法施行令）

ア 経済産業大臣（中国四国産業保安監督部）

イ 知事

知事の権限に属する事項のほか、法施行令第16条の規定により経済産業大臣の権限に属する次の事項も行う。

(ア) 火薬もしくは爆薬を製造する製造所であつて、これを原料として信号焰管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所に関する事。

(イ) 火薬庫に関する報告の徴収（法第42条）及び緊急措置等（法第45条）に属する事項

(ウ) 取扱保安責任者を選任しなければならない火薬類の大口消費者（法第30条2項）に関する報告の徴収（法第42条）及び緊急措置等（法第45条）に属する事項

(エ) 販売業者に関する報告の徴収（法第42条）及び緊急措置等（法第45条）に属する事項等

ウ 労働局（労働安全衛生法）

エ 市長（消防組合管理者）（山口県の事務処理の特例に関する条例第2条）

ただし、知事から市長（消防組合管理者）に権限が委任された上記イの事項のみ。

(2) 製造及び販売営業の許可の基準（法第7条、同法施行規則第4条、4条の2）

(3) 指導対策

ア 危害予防規程の設定（法第28条、同法施行規則第6条）

(ア) 経済産業大臣の認可を受ける者—製造業者

(イ) 規程の内容

災害の発生を防止するために、製造業者が当該製造所の事情に応じ、製造施設の構造、位置、設備、製造方法の技術上の基準（法第7条、同法施行規則第4条、4条の2）その他災害の発生を防止に関する必要事項の細目について定めるものである。

(ウ) 規程の変更

経済産業大臣は、災害の発生を防止のために、必要があると認めるときは、規程の変更を命ずることができる。

イ 保安教育計画の策定（法第29条、同法施行規則第67条の2～67条の7）

(ア) 経済産業大臣又は知事の認可を受ける者

製造業者、販売業者又は知事が指定する消費者（規則第67条の2）

(イ) 計画の内容

製造業者、販売業者又は指定消費者がそれぞれの区分に従って、保安意識の高揚、火薬類一般の性質の大要等についての保安教育の実施に関する計画を策定するものである。（施行規則第67条の4～67条の7）

ウ 保安責任者の措置（法第30条、32条、同法施行規則第70条の2～70条の6）

製造業者が火薬類製造保安責任者を、火薬庫の所有者若しくは占有者又は大口消費者が火薬類取扱保安責任者をそれぞれ選任し、火薬類の製造又は貯蔵若しくは消費に係る保安に関する職務を行わせるものである。

エ 保安検査の実施（法第35条、同法施行規則第44条の2）

火薬類の爆発又は発火の危険がある製造施設又は火薬庫がその構造、位置、設備の技術上の基準に適合しているかどうかについて、毎年定期的に経済産業大臣又は知事が行うものである。

オ 立入検査等の実施（法第43条、労働安全衛生法第91条）

経済産業大臣又は知事はその職員に、県公安委員会は警察職員に、海上保安庁長官は海上保安官に、それぞれ製造業者、販売業者、消費者、又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所に立ち入りその者の帳簿書類、その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。また、経済産業大臣又は知事は、その職員に試験のため必要な最小限度の分量に限り火薬類を収去させることができる。

労働局長又は労働基準監督署長は、発破作業を行う事業場に立ち入り、発破技士の就業状況その他安全に関する措置の実施状況等について監督指導を行う。

カ 緊急措置等の実施（法第45条）

（ア）経済産業大臣又は知事の行う緊急措置（ただし、鉄道、軌道、索道、無軌条電車、船舶及び航空機による運搬については国土交通大臣、自動車、軽車両その他による運搬については県公安委員会が措置する。）

- ・緊急措置の内容 — 製造施設又は火薬庫の使用の一時停止
製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄の一時禁止又は制限
火薬類の所在場所の変更又はその廃棄した火薬類の収去
- ・緊急措置を行う場合 — 災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要がある場合

（イ）警察官の行う緊急措置

- ・緊急措置の内容 — 自動車又は軽車両により火薬類を運搬する者に対する運搬証明書への提示、運搬上の適否の検査、災害防止のための必要な応急措置
- ・緊急措置を行う場合 — 災害の発生を防止するため特に必要があると認める場合

キ 自主検査の実施（法第35条の2、同法施行規則第67条の8～67条の11）

（ア）実施者

製造業者、火薬庫の所有者又は占有者

（イ）自主検査の対象

危険工室、火薬類積替場、煙火等の製造所の製造施設、火薬庫、その他

（ウ）検査の方法

年2回以上毎年定期に実施する。（自主検査の計画、及び自主検査の終了については、経済産業大臣又は知事に届け出又は報告させるものとする。）

第3項 電気工作物、電気用品の災害予防対策（県（商政課）・中国経済産業局・労働局・中国四国産業保安監督部・中国電力株式会社・中国電力ネットワーク株式会社）

1 一般的事項

過去における災害の実情及び地域的条件等を勘案し、災害時における迅速かつ適切な措置を行うよう研究・検討を加え次の施策を漸次整備する。

（1）防災上必要な教育

（2）防災上必要な訓練

（3）電気工作物の災害予防

- ・強風対策
- ・洪水対策
- ・塩害対策
- ・高潮対策
- ・雪害対策
- ・地盤沈下対策
- ・土砂崩れ対策
- ・地震対策

- (4) 災害備蓄制度の運用
 - ・災害対策用資材　・輸送　・運用
- (5) 漏電等による災害の防止
 - ・お客さま電気設備　・送・配電設備

2 電気工作物の災害予防対策（電気事業法）

- (1) 経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）の行う予防対策（電気事業法第40条、47条、48条、49条、51条、52条、54条、55条、56条、67条、81条、107条）

経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）は、電気に起因する災害、障害を防止するため、主要電気工作物について工事計画の事前審査、使用前検査及び使用前安全管理審査及び随時の立入検査を行うほかボイラー、タービン等については溶接安全管理検査及び定期検査又は定期安全管理審査をあわせて行い、電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときには、技術基準適合命令を発する等により保安の確保を図る。

- (2) 事業用電気工作物設置者の行う予防対策（電気事業法第39条、42条、43条）

事業用電気工作物設置者は、電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持するとともに、主任技術者の選任及び保安規程の作成を通して自主保安体制を確立する。
- (3) 一般用電気工作物の予防対策（電気事業法第57条、57条の2、89条）

一般用電気工作物については、中国電力ネットワーク株式会社又はその委託を受けた（一財）中国電気保安協会等登録調査機関が施設の調査を行い、危険箇所の早期発見に努める。

3 電力の安定供給の災害予防対策

電力設備の形成にあたっては、主要地区に供給する送電系統の多ルート化等、信頼度の向上を図ったものとするが、これの災害予防措置としては、電気設備技術基準と防災業務計画により、地理的条件等を考慮して設計、建設及び保守の面にわたり対策を講じており、また、台風の襲来、洪水のおそれなど非常災害が予測される場合は、必要に応じ次の適切な予防措置をとり、災害の未然防止又は拡大防止に努める。

- (1) 強風対策

各設備とも設計時に、建築基準法、電気設備に関する技術基準等による強風対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。
- (2) 洪水対策
 - ア 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。

また、特に次の箇所について、点検・整備を実施する。

 - (ア) ダム、取水口の諸設備及び調整池等、貯水池の上下流護岸
 - (イ) 導水路と溪流との交差点及びその周辺
 - (ウ) 護岸等

- (エ) 土捨場
- (オ) 水位計
- イ 送電設備
 - (ア) 架空電線路
 - 土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所への支持物の構築を避けるとともに、支持物用地・擁壁・石積箇所の排水路を整備する。
 - (イ) 地中電線路
 - ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
- ウ 変電設備
 - 浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ及び窓の改造、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防災対策の不可能な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。
- (3) 塩害対策
 - 塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。
 - ア 火力発電設備
 - 活線がいし洗浄装置を設置するとともに、屋外諸機器のうち特に必要な箇所にはシリコン塗布等を施し対処する。
 - イ 送電設備
 - 耐塩がいし、がいし増結又はシリコン塗布で対処するとともに、必要に応じがいし清掃を実施する。
 - ウ 変電設備
 - 耐塩がいし又はがいし増結で対処するとともに、必要な箇所は水洗装置を設置し、がいし洗浄を実施する。
 - エ 配電設備
 - がいし、変圧器、開閉器等には耐塩型を使用して対処する。
- (4) 高潮対策
 - 火力発電所における高潮対策は、各設備ごとに予防計画目標を設定し、必要箇所に角落としあるいは防潮壁等適切な対策を行いこれに対処する。
- (5) 雪害対策
 - 雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。
 - ア 送電設備
 - 鉄塔にはオフセットを採用し、必要によりがいし装置を耐張吊型にするとともに、難着雪リングを取付ける。また、新設・建替鉄塔は着雪に対する設備の強化対策を行う。
 - イ 配電設備
 - 配電線の太線化、縁線支持用ピンがいし増加、耐雪支線ガードの取付け、難着雪伝染の使用等を行うとともに、降雪期前の樹木伐採を行う。
- (6) 地盤沈下対策
 - 地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には、将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量などに基づいて算定する。

4 電気用品の災害予防対策（電気用品安全法）

（1）知事の行う予防対策（電気用品安全法第46条、同法施行令第5条）

ア 立入検査

知事の委託を受けた職員は、販売事業者の事務所、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。

（2）経済産業大臣（又は経済産業局長）の行う予防対策（電気用品安全法第3条、5条、11条、12条、42条の5（経済産業大臣のみ）、45条、46条、46条の2）

経済産業大臣（又は経済産業局長）は、電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、電気用品の製造（又は輸入）の事業を行う者の届出の受理、工場等の立入検査を行い、業務の方法の改善、表示の禁止、電気用品の提出、その他必要な措置を電気用品製造（又は輸入）事業者に命ずることができる。

5 感電事故等の防止対策

（1）経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）の行う防止対策（電気関係報告規則第3条）

電気事業者及び自家用電気工作物設置者に対し、事故報告に基づき、事故の再発防止の指導を行う。

（2）労働局の行う防止対策（労働安全衛生規則第2編第5章）

停電作業、活線作業における災害の防止

第4項 大気汚染物質による災害予防対策（県環境政策課・中国四国産業保安監督部・労働局）

1 ばい煙の種類（大気汚染防止法第2条）

- （1）いおう酸化物
- （2）ばいじん
- （3）カドミウム及びその化合物
- （4）塩素及び塩化水素
- （5）弗素、弗化水素及び弗化珪素
- （6）鉛及びその化合物
- （7）窒素酸化物

2 特定物質の種類（大気汚染防止法第17条）

- （1）アンモニア
- （2）弗化水素
- （3）シアン化水素
- （4）一酸化炭素
- （5）ホルムアルデヒド
- （6）メタノール
- （7）硫化水素
- （8）燐化水素
- （9）塩化水素
- （10）二酸化窒素

- (11) アクロレイン
- (12) 二酸化硫黄
- (13) 塩素
- (14) 二硫化炭素
- (15) ベンゼン
- (16) ピリジン
- (17) フェノール
- (18) 硫酸（三酸化硫黄を含む）
- (19) 弗化珪素
- (20) ホスゲン
- (21) 二酸化セレン
- (22) クロルスルホン酸
- (23) 黄燐
- (24) 三塩化燐
- (25) 臭素
- (26) ニッケルカルボニル
- (27) 五塩化燐
- (28) メルカプタン

3 災害予防対策

ばい煙の排出基準の遵守状況の監視指導を行うとともに、特定物質についても、事故時等により人体に重大な危害を及ぼすことがないように予防措置を実施する。

また、大気汚染の主要物質であるいおう酸化物等について自動測定器による常時監視を実施する。

(1) 立入検査

知事又は中国四国産業保安監督部長は、必要に応じ工場又は事業場に設置されるばい煙発生施設及び特定物質発生施設等の立入検査を実施する。

(2) 常時監視

知事は、いおう酸化物自動測定器等により大気汚染状況を常時監視する。

常時監視測定局

測定器設置所	区分	所在地
岬街区公園	テレメーター化	宇部市松山町五丁目9番
厚南市民センター	〃	〃 厚南中央三丁目1番2号
原小学校	〃	〃 大字東須恵4267番地
宇部市役所	〃	〃 常盤町一丁目7番1号

(3) 緊急時の措置

知事は、大気汚染が悪化したことを認めた場合は、企業に対して排出量の減少措置について協力を求め、勧告を行い、又は命令する。

市内の協力要請又は勧告対象工場数は11か所である。

[資料] 2-16-3 特定物質を発生する施設を有する会社工場

[資料] 2-16-4 有害物質を発生する施設を有する会社工場

(4) 特定物質に関する事故等の措置

知事又は中国四国産業保安監督部長は、事故等により特定物質が多量に排出され、周辺住民の健康被害のおそれのあるときは、企業に対し、その事故の拡大又は再発防止のため必要な措置をとるべきことを命ずる。

第5項 労働災害防止対策（労働局）

化学工場等における爆発、火災、中毒の災害防止対策について、次の事項を具体的に検討、協議する。

1 安全衛生基準の整備、改善に関すること。

(1) 共有設備等の安全衛生の確保

ア 共有施設、共有ユーティリティ等の共有設備及び事業場間原料需給設備の設置基準並びに運転基準の確立

(ア) 緩衝設備、遮断弁、排出装置、インターロック、安全弁、予備電源装置等の設置基準の確立

(イ) 事業場間を連絡する導管の敷設基準及び導管の付属設備の設置基準の確立

(ウ) 平常運転時の操作基準及び異常時の措置基準の検討

(エ) その他

イ 共有設備等の保守点検制度の確立

(ア) 共有設備（事業場間を連絡する導管及びその付属設備を含む。以下同じ）の保守点検のためのメンテナンス要員の確保

(イ) 共有設備の点検箇所、点検回数、点検方法等の点検基準の確立

(ウ) 共有設備の定期補修の時期、方法等の補修基準の確立

(エ) 事業場間送給受入原料、共有ユーティリティ等原料又は材料の圧力、温度及び流量の調節、漏えい検査等の基準の確立

(2) 事業場の安全衛生の確保

ア 危険場所の指定等

(ア) 工程別、危険物、有害物の取扱場所等による爆発、火災、中毒等の災害の発生するおそれのある危険場所の指定

(イ) 上記危険場所において使用する電気機械器具、その他の機械器具の使用基準の設定

(ウ) 上記危険場所における作業基準の設定

イ 運転操作基準及び点検基準の設定

(ア) 労働安全衛生規則第274条、第276条及び第277条の規定による具体的措置の検討

(イ) 化学設備、配管等の保守点検のためのメンテナンス要員の確保

(ウ) 平常運転時における配管及びその付属設備から危険物、有害物等の漏えいについての点検箇所、点検回数、点検方法等の点検基準及び異常時の措置基準の設定

(エ) 配管の腐しよく、損傷等に関する点検基準及び配管の交換基準の設定

ウ 補修作業時、設置増設工事時等の作業基準の確立

(ア) 爆発、火災、中毒等の災害の発生するおそれのある危険作業の指定

(イ) 作業着手前における危険物、有害物の排除又は漏えい防止、ガス検知、設備相互

間又は作業相互間の連絡等の基準の確立

- (ウ) 作業中における作業指揮者の職務、ガス検知、消火設備、防火設備、除害設備、安全衛生保護具、危険標識等の設置等の基準の確立
- (エ) 火気使用の手続、火気使用中のガス漏えい防止等の火気使用基準の確立
- (オ) 作業終了時における残留異物除去、運転開始時の事前点検、設備相互間の連絡等の基準の確立

2 事業場相互間の連絡調整に関すること

- (1) 隣接事業場の境界線付近にある化学設備等の新設時、補修時、異常運転時、緊急時等における連絡設備、連絡の方法及び措置の基準の確立
- (2) 原料需給工場間の送給設備又は受入設備の送給開始時、シャット時、異常運転時、緊急時等における連絡設備、連絡の方法及び措置の基準の確立
- (3) 共有設備の運転開始時、運転停止時、異常時等における連絡設備、連絡の方法及び措置の基準の確立
- (4) 共有設備の使用時期、使用範囲、使用内容等に関する連絡の基準の確立
- (5) その他

3 排気、排液の処理に関すること

- (1) 近接事業場の安全衛生の確保のための危険有害性のガス、液体等の排出方法及び排出濃度の基準の確立
- (2) 近接事業場の安全衛生の確保のための危険有害性のガス、液体等の排出設備（安全弁、排気、排液処理装置等）の設置及び保守管理基準の確立
- (3) その他

4 構内下請事業場等に対する安全衛生管理の改善指導に関すること

- (1) 構内下請事業場が行う補修作業、運搬作業等の総合安全衛生管理体制の確立
 - ア 親企業における総合管理を担当する者の選任
 - イ 協議組織の設置及び運営
 - ウ 作業間の連絡及び調整
 - エ 作業箇所の巡視
 - オ 合図、標識、警報等の統一
 - カ 消火設備、除害設備の設置及び点検、ガス検知器の設置及び点検等に関する責任権限の明確化
 - キ 1の(2)のアの措置及びウの基準の徹底
 - ク 安全衛生保護具の備付け、使用責任の明確化等
 - ケ その他
- (2) 危険場所に接近して行われる設備増設工事における総合安全衛生管理体制の確立
 - ア 親企業における総合管理を担当する者の選任
 - イ 元方事業者における統轄安全衛生責任者の選任
 - ウ 下請事業者における安全衛生責任者の選任
 - エ 4の(1)のイからクに掲げる事項についての親企業としての援助方法
 - オ その他

- (3) 補修作業時、設備増設工事時等の作業基準の確立
 - 1の(2)のウに掲げる事項に同じ。
 - (4) 安全衛生教育（消防及び救護の訓練を含む）の計画の策定
 - ア 実施の時期（補修作業時、設備の新設、改造時等）
 - イ 対象者（未熟練労働者、危険作業従事者等）
 - ウ 内容（取扱化学物質の危険有害性と取扱方法、設備の修理、清掃等の方法、火災時における消火方法、安全衛生保護具の使用方法、事故時における救護及び除害の方法等）
 - エ その他
- 5 緊急時における措置（夜間時を含む）に関すること
- (1) 危険有害性のガス、液体等の漏えい又は流出時（共有設備からの漏えい又は流出時を含む）の措置基準の確立
 - ア 応急体制及び応急措置の基準の確立
 - イ 火災、爆発、中毒等の被害波及防止の基準の確立
 - ウ 警報措置の基準の確立
 - エ その他
 - (2) 出火時等の措置基準の確立
 - ア 初期の消火、除害等の基準の確立
 - イ 延焼及び誘爆の防止の措置基準の確立
 - ウ 避難措置及び救護措置の基準の確立
 - エ その他
- 6 災害事例の分析及び検討に関すること
- 協議会の構成事業場における災害事故の事例について発生状況、発生原因等を分析検討し、基準又は指針となるべきものの検討、作成の参考とすること

第2節 毒物劇物等災害予防計画

第1項 毒物劇物の災害予防対策（県（薬務課））

1 毒物の種類

毒物及び劇物取締法別表第1に掲げる物及び毒物及び劇物指定令第1条により指定された物

[資料] 2-16-5 毒物

2 劇物の種類

毒物及び劇物取締法別表第2に掲げる物及び毒物及び劇物指定令第2条により指定された物

[資料] 2-16-6 劇物

3 毒物劇物製造所等の現況

市内には、瀬戸内海沿岸の工業地帯を中心として毒物劇物製造所等が10箇所所在し、その施設の大半は石油コンビナート等特別防災区域内である。

[資料] 2-16-7 毒物劇物製造所

4 災害予防対策

(1) 毒物劇物取扱施設の災害予防対策（毒物及び劇物取締法第11条）

製造所、取扱所等の施設の構造及び設備について飛散、流出等の事故がないよう次の措置を行う。

ア 実施責任者 知事

イ 毒物劇物製造所の設備（毒物及び劇物取締法施行規則第4条の4）

製造場所の構造、貯蔵設備、運搬用具が基準に適合するよう規制する。

ウ 指導対策

(ア) 立入検査（毒物及び劇物取締法第18条）

知事は、毒物劇物取扱施設が法令の規制に適合するよう、必要に応じて随時立入検査を行い、施設の整備改善、安全管理の徹底を図る。

(イ) 自主点検

毒物劇物取扱施設の所有者、管理者等は、毒物劇物取扱責任者又はこれに準ずる者に命じて、施設設備が法令の規制に適合しているか否かを自主的に点検し、必要に応じ施設設備の整備改善に努める。

(2) 毒物劇物の災害予防対策（毒物及び劇物取締法第16条第1項）

毒物劇物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策が異なるので、毒物及び劇物取締法の規程により予防対策を推進する。

ア 実施責任者 知事

イ 指導対策

(ア) 立入検査（毒物及び劇物取締法第18条）

毒物劇物取扱施設に対し、必要に応じて立入検査を行い、毒物劇物の取扱い等について指導する。

(イ) 自主点検

毒物劇物取扱施設の所有者、管理者等は、毒物劇物取扱責任者又はこれに準ずる者に命じて、従業員講習会等を実施し、安全管理の徹底を図るものとする。

(ウ) 貯蔵対策

固体以外の毒物及び劇物を屋外・屋内及び地下に固定されたタンク（埋没タンク・工程タンクを除く。）に貯蔵する場合は、「毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準」に従うものとする。

(エ) 運搬対策

毒物劇物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について毒物及び劇物取締法施行令第40条の2、40条の3、40条の4、40条の5、40条の6、40条の7で定める技術上の基準及び「毒物及び劇物の運搬容器に関する基準」に従って行うものとする。

(オ) 廃棄対策

毒物劇物の廃棄は、毒物及び劇物取締法施行令第40条で定める技術上の基準に

従って行うものとする。

第3節 ガス災害予防計画

第1項 高圧ガス等の災害予防対策（高圧ガス保安法（以下本項において「法」という。）、労働安全衛生規則、ボイラ及び圧力容器安全規則）（県（消防保安課）、中国四国産業保安監督部、労働局、警察）

1 高圧ガスの範囲（法第2条、同法施行令第1条）

- (1) ゲージ圧力が常用の温度で1メガパスカル以上となる圧縮ガスで、現にその圧力が1メガパスカル以上であるもの、または、温度35度において圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く）。
- (2) 常用の温度で圧力が0.2メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガスであって、現にその圧力が0.2メガパスカル以上であるもの、または、温度15度において圧力が0.2メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガス。
- (3) 常用の温度で圧力が0.2メガパスカル以上となる液化ガスであって、現にその圧力が0.2メガパスカル以上であるもの、または圧力が0.2メガパスカルとなる場合の温度が35度以下である液化ガス。
- (4) その他、温度35度において圧力0パスカルを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル、液化酸化エチレン。

2 高圧ガスの製造、販売、貯蔵等の施設の現況

[資料] 2-16-8 高圧ガス製造、販売、貯蔵所

3 災害予防対策

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びにボイラ、圧力容器の製造及び取り扱いを規制するとともに、高圧ガス保安協会、山口県高圧ガス保安協会、日本ボイラ協会等による高圧ガスの保安、ボイラ、圧力容器の安全確保に関する自主的な活動を促進することにより、高圧ガス等による災害を防止する。

(1) 実施責任者

経済産業大臣（中国四国産業保安監督部長）、知事、労働局長、労働基準監督署長

(2) 許可の基準（法第8条、16条）

(3) 指導対策

ア 危害予防規程の制定（法第26条）

(ア) 規程の届出

第1種製造者（法第5条第1項の許可を受けたもの）は、危害予防規程を制定し、県知事に届け出るものである。これを変更したときも同様である。

(イ) 規程の内容

公共の安全の維持または災害の発生の防止のために、法第8条の第1号及び2号に定める製造の施設、方法に関する技術上の基準に適合するよう必要な事項について定める。

イ 保安教育計画の作成及び保安教育の実施（法第27条）

（ア）計画の作成

第1種製造者は、保安教育計画を策定する。

（イ）計画の内容

高圧ガスによる災害を防止するために、高圧ガス保安協会が示す保安教育計画の基準に従い作成する。

（ウ）保安教育の実施

第1種製造者、第2種製造者、販売業者、第1種貯蔵所及び第2種貯蔵所の所有者又は占有者若しくは特定高圧ガス消費者は、その従業者に保安教育を施す。

ウ 保安統括者等の選任及び届出

（ア）種類

（ 保安統括者 保安技術管理者 保安主任者 保安係員 保安企画推進員 ）	（第1種製造者又は一定規模以上の第2種製造者が事業所ごとに選任）
高圧ガス販売主任者（販売業者が販売所ごとに選任）	
特定高圧ガス取扱主任者（特定高圧ガス消費者が消費事業所ごとに選任）	
ボイラー取扱主任者	
圧力容器取扱主任者	

（イ）職務

保安について監督を行う。

（ウ）届出

知事又は労働基準監督署長に対する届出

エ 保安検査の実施（法第35条、労働安全衛生法第38条）

（ア）検査の対象

高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（特定施設）

（イ）検査の実施者

知事、労働局長、労働基準監督署長、指定保安検査機関又は高圧ガス保安協会、日本ボイラ協会、ボイラクレーン安全協会

（ウ）検査の内容

特定施設又は製造に関する技術上の基準に適合しているかどうかについて定期（1年～3年）に行う。

オ 定期自主検査の実施（法第35条の2）

第1種製造者又は、一定規模以上の第2種製造者は製造施設、特定高圧ガス消費者は消費施設について、その施設が製造施設は法第8条、消費施設は法第24条の3第1項で定める技術上の基準（耐圧試験にかかるものは除く）に適合しているかどうかについて毎年定期的に1回以上自主検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しておく。

カ 製造所等が行う危険時の措置及び届出（法第36条）

（ア）応急措置

- ・製造施設又は消費施設が危険な状態になったときにおいて、直ちに製造又は消費の作業を中止し、その設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に特に必要な作業員のほかは、退避させる措置

- ・販売施設、貯蔵所又は充てん容器が危険な状態となったときにおいて、直ちに充てん容器等を安全な場所に移す措置
- ・前記の措置を講じることができないときにおいて、従業員又は必要に応じて付近の住民に対し退避するよう警告する措置
- ・充てん容器等が外傷又は火災を受けたときにおいて、充てんされている高圧ガスを廃棄し又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める措置

(イ) 届出

前記のような事態を発見した者は、直ちに、その旨を県知事又は警察官、消防吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官に届け出る義務がある。

キ 緊急措置の実施（法第39条）

(ア) 措置する場合

公共の安全の維持又は災害の防止のために緊急の必要があると認めるとき。

(イ) 実施者

経済産業大臣（中国四国産業保安監督部長）又は知事

(ウ) 措置できる事項

- ・施設の全部又は一部の使用の一時停止
- ・製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時禁止又は制限
- ・容器の廃棄又は所在場所の変更

ク 立入検査の実施（法62条）

(ア) 経済産業大臣又は知事の委任を受けた職員の行う立入検査

公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、消費等をする者の事務所、営業所、工場、事業場、高圧ガス若しくは容器の保管場所、又は容器検査所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の容積に限り高圧ガスを収去させることができる。

(イ) 警察官の行う立入検査

人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため、特に必要があるときは、高圧ガスの製造、販売若しくは消費の場所又は高圧ガス貯蔵所その他の高圧ガスの保管場所に立ち入り、関係者に質問することができる。

(4) 高圧ガスの移動中における災害防止対策

高圧ガスの移動中における災害の発生を防止するため、山口県高圧ガス保安協会においてガス別に防災事業所を指定し、地域内で発生した事故等の応援活動を行う。

[資料] 2-16-9 高圧ガス防災活動実施要綱

第2項 ガス工作物、ガス用品の災害予防対策（経済産業局・中国四国産業保安監督部・県（消防保安課））

1 ガス工作物の災害予防対策（ガス事業法）

- (1) 経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長の行う予防対策（第20条、21条、32条、57条、61条、68条、82条、84条、94条、96条、101条、172条、176条）

経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長は、ガスに起因する災害を防止するため、主要ガス工作物について、工事計画の事前審査及び随時の立入検査を行い、ガス工作物が技術基準に適合していないと認めるときは、その技術基準に適合するように命令を発する等により保安の確保を図る。

また、業務方法の改善命令等により災害の未然防止に努める。

なお、ガス小売事業者登録については、消防庁長官に通報することにより、消防活動が円滑に遂行できるよう措置する。

- (2) ガス事業者の行う予防対策（ガス事業法第21条、24条、25条、30条、33条、34条、61条、64条、65条、66条、69条、71条、96条、97条、98条、99条、102条、104条）

ガス事業者は、ガス工作物が技術基準に適合するように維持するとともに、ガス主任技術者の選任及び保安規程の作成を通じて自主保安体制を確立する。

2 ガス用品の災害予防対策（ガス事業法）

- (1) 経済産業大臣（又は経済産業局長）の行う予防対策（ガス事業法第140条、148条、157条、171条、172条、173条）

粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する届出、立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。

- (2) ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者の行う予防対策（ガス事業法第145条・146号）

ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し技術基準適合義務・適合性検査を定めることにより、事故発生を防止する。

3 ガス事故等の防止対策

- (1) 経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長の行う予防対策（第171条）

ガス事業者に対し、ガス事故報告に基づきガス事故再発防止のための行政指導を行う。

- (2) ガス事業者の行う防止対策

ガス事業者は、次によりガス事故の未然防止に努める。

- ア 巡回点検
- イ 老朽管の取替
- ウ 漏えい検査
- エ 下請事業者の工事監督
- オ ビル、地下工事の際の事故防止
- カ 一般消費者への周知と調査
- キ 社員教育の徹底等

第4節 放射性物質の災害予防計画

第1項 放射性物質の災害予防対策 県（消防保安課・医務保険課及び関係課）・国（山口労働局）

放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び汚染されたものの廃棄、その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止するものである。

1 放射線同位元素（放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律、電離放射線障害防止規則）

（1）放射線障害予防規程の設定（同法第21条）

ア 届出

販売業者等は、予防規程を作成し、原子力規制委員会に届出を要する。

イ 規程の内容

（ア）取扱い従事者に関する職務及び組織

（イ）装置の使用

（ウ）汚染された物の詰替え、保管、運搬廃棄

（エ）放射線量率等の測定並びに測定結果の記録及び保存

（オ）従事者等に対する放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練

（カ）障害を発見するために必要な措置

（キ）障害を受けた者等に対する保健上必要な措置

（ク）使用、保管、その他の事項に関する記帳及び保存

（ケ）危険時の措置

（コ）その他放射線障害の防止に関し必要な事項

ウ 規程の変更—原子力規制委員会は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めるときは、使用者等に規程の変更を命ずることができる。

（2）取扱いの制限（同法第31条）

18歳未満の者又は精神障害者に放射性物質又はこれによって汚染された物の取扱いをさせてはならない。

（3）危険時の措置（同法第33条、消防法第24条、同規則第5条）

ア 実施責任者

使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者

イ 応急措置の内容

（ア）火災の発生及び延焼のおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署又は市の指定した場所に通報する。

（イ）放射線障害の発生を防止するために必要がある場合には、施設の内部にいる者等に避難するよう警告する。

（ウ）放射線障害を受けた者等に対する救出、避難等の緊急措置をとる。

（エ）汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。

（オ）安全な場所に移す余裕がある場合には移転する。

（カ）その他必要な防止措置を講じる。

（キ）事故が発生した場合には線量等を記録する。

- (4) 健康診断（同規則第8章）
- (5) 計画の届出（同規則第61条）
- (6) 被ばく線量の測定（同法第20条）

2 放射性物質の所在状況

3 通報体制の整備

県は、事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む）及び受信した情報の連絡通報体制を確立する。

[資料] 2-16-10 放射性物質

第5節 地下埋設物災害予防計画

第1項 目的（労働局・県・市・中国電力株式会社・中国電力ネットワーク株式会社・山口合同ガス・NTT西日本・工事施工者）

地下工事現場における地下埋設物施設に係る大規模な事故の発生を未然に防止し、第二次災害の拡大を予防し、沿道住民及び通行者の安全確保を図る。

第2項 工事現場安全管理体制の確立

1 安全管理組織

組織図を作成し、責任の明確化を図る。

2 現場責任者の指定

責任者を指定し、現場における工事の施工に関する指揮をとる。

3 非常事態における緊急措置

緊急時における分担区分と動員計画を確立する。

第3項 安全対策

1 工事施工に係る安全対策

工事施工に当たっては、道路法、道路交通法、消防法等その他公署からの命令事項を遵守して工事を行うよう義務づけ、なお、工事施工者においても監督を行う。

2 地下埋設物管理者との協定

地下埋設物については、各管理者と協定又は承認書等を取り交わし、安全の確保に努める。

なお、工事については、試験堀等を行い、その位置を確認し、埋設物（特に電気・ガス・通信）に接近した場所での作業は、各管理者の立会いを求める等の措置を講じ、安全の確

保に努める。

3 他の施行工事との連絡協調

道路管理者主催の調整会議、企業者間打合せ会議等において工事において十分打合せを行い、工事の施工中においても連絡を密にして協調を図る。

4 沿道住民への通報体制

緊急時において、現場内の非常ベル等を鳴らして作業員に知らせるとともに、広報車やハンドマイク等により沿道の住民に周知する。

5 各種防災用具の着用又は備付場所の標示

消火器、ガス検知器等の防災器具、各種標識類はもとより、防火用具の着用、ガス検知器等の携行を請負業者に義務づける。

6 工事現場の巡回、点検

工事現場は、常に巡回を行い、保安設備等の点検を行い、不十分なものについては、速やかに改善等の措置を行わせる。

7 応急資機材の確保

必要な資機材は、現場近くに準備し、緊急時に備える。

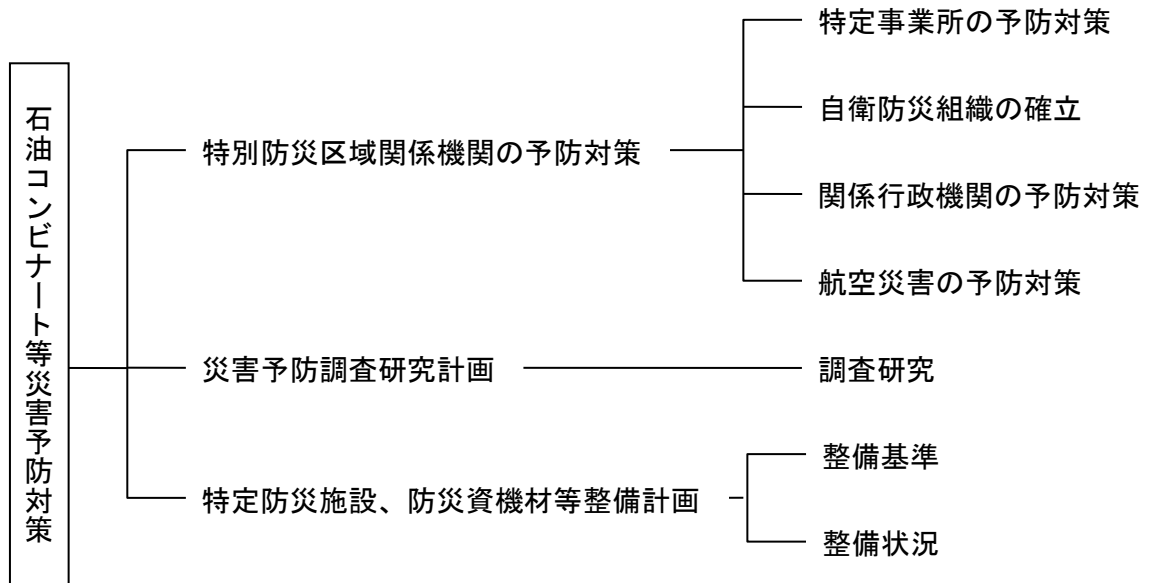
8 防災訓練の実施

工事の進行に伴い、予想される災害を想定して関係機関と合同による防災訓練を実施する。

9 土木建設関係者に対する周知

土木建設関係者に対して、建設工事の際の電気・ガス・通信施設による災害を防止するため電力・通信ケーブル及びガス管の敷設状態、埋設深度、材質等ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに電気・ガス・通信事故防止にあたっての注意事項の徹底を図る。

第17章 石油コンビナート等災害予防対策



第1節 特別防災区域関係機関の予防対策

第1項 特定事業所の予防対策

特別防災区域内に所在する特定事業所は、安全第一主義の立場に徹し次に掲げる事項を基本方針とした総合的予防対策を実施するものとする。

1 安全目標の設定

年度ごとの安全目標を設定し、事業所一体となった安全管理を実施し、安全思想の高揚に努めるものとする。

2 安全管理組織の整備、拡充

安全第一主義の思想及び実施すべき諸予防対策が首脳部から現場の末端まで徹底され円滑な実施が可能になるよう有資格者の適正な配置、各種委員会の設置、安全担当部門の強化など安全確保の自律的機能が発揮されるよう整備、拡充を図るものとする。

3 教育訓練の強化

災害原因の大部分が誤操作であることに鑑み、知識の欠如、錯覚、たるみ等誤操作の要因となるものを排除するため、各種基準類の周知徹底、安全技術の習得に力点を置く教育を強化するとともに、装置故障等の異常現象に迅速に対応できるようきめ細かな異常時処理訓練の実施に努めるものとする。

4 運転管理体制の強化

運転に係る各種基準類の簡易化、運転管理限界の明確化、指揮命令系統の明確化等と共に、ダブルチェック、指差呼称、報告確認等の励行による作業体系の強化を中心とした運転管理の整備、強化を図るものとする。

5 設備管理体制の強化

設備管理が円滑に推進できるよう保全部門を強化し、設備保全に関する基準の明確化と機器の老朽化の防止を図るものとする。

6 安全設備の整備、強化

災害発生に伴う被害の程度を極小化するためブロック化設備、緊急移送処理設備、異常現象早期覚知設備等の安全設備の設置及び配置について整備、強化を図るものとする。

7 防消火設備の整備、強化

防護対象ごとの消火薬剤等の最適化、固定式及び移動式設備の併用、高圧ガス施設、その他の施設に対する既存防消火設備の総合的見直しによる整備、強化を図るものとする。

8 有毒性物質対策の強化

防御活動の困難性に鑑み、スクラップアンドビルド的考え方による設備の更新、容量の極限化、除害設備の強化、クローズドシステムの採用、保安法規を補完する厳正な設備管理の実施などの予防対策の強化を図るものとする。

9 異常時通報連絡体制の確立

内外部に対して直ちに通報連絡が行えるよう通報体制を整備するとともに、従業員、協力会社作業員に対する防災規程の周知等防災教育の徹底を図るものとする。

1 0 協力会社に対する安全管理の徹底

作業員に対する作業指示の内容の明確化、作業の際の立会、指示命令系統の明確化等による安全作業が行われるよう徹底した指導に努めるものとする。

1 1 各種基準類の整備

科学技術の進歩、設備の複雑化、大型化に即応した現場に密着する基準類となるよう定期的に整備するとともに、従業員に対し、周知徹底するよう努めるものとする。

1 2 新技術の開発に伴う新施設に対する予防対策の強化

未知の分野が多い点に鑑み、安全上のデータ等の蓄積に特段の配慮をするとともに、技術開発部門から積極的な応援を得るよう努めるものとする。

1 3 環境の整備

不安全作業の是正、作業雰囲気最適化、発火源の管理、空地保安距離の確保、耐火防爆構造の採用、産業廃棄物の処理方法の改善等環境の整備による労働安全衛生の強化に努めるものとする。

第2項 自衛防災組織の確立（中国四国産業保安監督部・県消防保安課・県薬務課・企業等）

特定事業所は、石災法第16条に基づき、自衛防災組織を設置しなければならない。

1 自衛防災組織の所掌事務

- (1) 災害時における統轄、指示に関する事項
- (2) 災害情報の収集に関する事項
- (3) 災害対策要員の非常招集に関する事項
- (4) 消火作業等応急措置に関する事項
- (5) 消防機関、防災機関、関連企業等への出動要請、応援要請、災害状況の通報等に関する事項
- (6) 一般作業員の避難誘導に関する事項
- (7) 災害現場周辺の警戒、警備に関する事項
- (8) 負傷者の応急救護、収容に関する事項
- (9) 応急資材の調達支給に関する事項
- (10) 報道関係者、来訪者等の応援に関する事項
- (11) その他必要な事項

2 宇部・小野田地区特別防災区域保安防災協議会

(1) 組織

ア 設立年月日

昭和54年7月30日

イ 会員数と名簿

No.	事業所名
1	UBE (株) 宇部ケミカル工場 東西地区
2	西部石油 (株) 山口製油所
3	セントラル硝子 (株) 宇部工場
4	太陽石油 (株) 山口事業所
5	UBE (株) 宇部ケミカル工場 藤曲地区
6	EJホールディングス (株) 宇部事業所
7	UBE三菱セメント (株) 宇部セメント工場
8	宇部マテリアルズ (株) 宇部工場
9	チタン工業 (株) 宇部工場
10	日興石油 (株) 沖の山油槽所
11	宇部MC過酸化水素 (株) 宇部工場
12	テクノUMG (株) 宇部事業所
13	宇部吉野石膏 (株)
14	宇部市東部浄化センター
15	宇部市環境保全センター
16	エムシー・ファーティコム (株) 宇部工場
17	UBEマシナリー (株)
18	UBE (株) 生産・技術本部宇部電子工業部材工場
19	(株) 宇部スチール
20	UBE (株) 宇部本社
21	UBE (株) 研究開発本部宇部研究所

ウ 特別会員

中国四国産業保安監督部
山口労働局
山口県
山口県警察本部
宇部海上保安署
宇部労働基準監督署
宇部市 (総務部)
山陽小野田市 (総務部)
山口県宇部健康福祉センター (山口県宇部環境保健所)
宇部警察署
山陽小野田警察署
宇部・山陽小野田消防局

エ 部会

- (ア) 高圧ガス部会
- (イ) 消防防災部会
- (ウ) 安全衛生部会

(2) 平常時における連携体制の整備

ア 組織の整備

- (ア) 化学工場地域の保安に関する自主基準の検討
- (イ) 地域内の設備配置の適正化に関する事項
- (ウ) 保安技術の共同研究
- (エ) 地域内の保安管理体制の整備に関する事項
- (オ) 地域内の災害を防止するための相互援助に関する事項
- (カ) 保安教育に関する共通事項
- (キ) その他化学工場地域の保安に関する必要事項
- (ク) 化学工場地域の災害事故を想定した共同防災訓練を1年に1回以上実施する。

イ 平常時における連絡協調

関係企業は、災害時における相互応援の円滑なる実施に資するため、次の事項に留意して保安上必要があると認められる場合、相互に通報、連絡するなど平常時から連絡協調に努めるものとする。

(ア) 相互通報に関する事項

- ・ 導配管による輸送時
- ・ 導配管輸送物質の成分、圧力、流量等に変動が生じた場合及びその恐れのある場合
- ・ 隣接事業所に影響を及ぼす恐れのある多量の可燃性ガス等を放出する場合
- ・ ばい煙、ばいじん等を異常に発生させる恐れのある場合
- ・ 異常騒音の発生が予想される場合
- ・ 隣接事業所に影響を及ぼす恐れのある火災、爆発等の事故が発生した場合
- ・ 装置の稼働を停止又は再開することにより、関係事業所へ影響を与える可能性のある場合
- ・ 油の流出等、平常時と異なり保安上連絡を要すると考えられる場合

(イ) 設置設備の相互把握事項

隣接する事業所との間で、次の事項を記入した設備配置図等の必要な資料を相互に交換する。

- ・ 高圧ガス設備（貯槽を含む）を設置している区域
- ・ 危険物製造所等の設置されている区域
- ・ 前2号に掲げるもの以外の可燃性及び毒性のガス及び液体並びにその他危険性物質を貯蔵する区域
- ・ ベントスタック、充てん設備、その他可燃性ガス又は毒性ガスが放出される恐れのある設備を設置している区域と放出ガスの名称
- ・ 火気を使用する設備の位置
- ・ 保安施設の位置
- ・ 屋外消火栓、貯水槽、非常用通用門、障壁等の位置
- ・ その他危険施設又は保安施設で必要と思われるものの位置

(ウ) 相互了解に関する事項

関係企業は、概ね次の事項について保安上必要がある場合、隣接事業所に連絡し、了解を得るものとする。

- ・ 貯蔵能力10,000立方メートル以上（液化ガスにあつては100トン以上）の高圧ガス貯槽を当該事業所の境界線から100メートル未満の位置に設置する

場合

- ・貯蔵能力10,000キロリットル以上の可燃性液体貯槽を当該事業所の境界線から100メートル未満の位置に設置する場合
- ・毒性ガスの貯蔵設備を当該事業所の境界線から100メートル未満の位置に設置する場合
- ・可燃性のガス又は酸素の製造設備を当該事業所の境界線から50メートル未満の位置に設置する場合
- ・前各号に掲げる設備以外の設備を当該事業所の境界線から20メートル未満の位置に設置する場合
- ・他事業所又は他事業所の導管に近接した導管の設置、撤去、修理等を行う場合
- ・導管を設置する場合
- ・フレアースタックを設置する場合
- ・その他必要な事項

ウ 資料等の相互交換に関する事項

第3項 関係行政機関の予防対策

特定事業所に係る保安法規には、石炭法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（関係機関）、消防法（県消防保安課、消防機関）、高圧ガス保安法（中国四国産業保安監督部、県消防保安課）、労働安全衛生法（労働局、監督署）、毒物及び劇物取締法（県薬務課、健康福祉センター）、大気汚染防止法（県環境政策課、健康福祉センター）、その他多数の法規があり、それぞれの観点において相違はあるが、災害の未然防止が第一主義的目的であることに一致点を見い出すことができる。

関係行政機関はそれぞれの法の趣旨に沿い、他機関と密接な連携を保ちながら、次に掲げる事項を基本方針とした予防対策を積極的に推進するものとする。

- 1 法の周知徹底
- 2 事前協議の徹底
- 3 立入検査等の実施
- 4 災害予防運動の展開
- 5 境界領域問題の連絡調整
- 6 合同査察の実施
- 7 特別防災区域協議会等に対する指導
- 8 災害事例の活用
- 9 災害予防指導

第4項 航空災害の予防対策（空港事務所）

<第2部第15章「交通災害予防対策」第2節参照>

第2節 災害予防調査研究計画

第1項 調査研究

災害予防対策が円滑に推進されるためには、参考となるべき文献、実験データ統計、報告資料、スライド、映画等視聴覚媒体、学術参考書、災害事例等の各種資料の収集は不可欠のものである。

このためには、防災本部、関係機関は次に掲げる事項を参考とする積極的な調査研究に努めるものとする。

- (1) 学会等への加入による専門誌の収集
- (2) 学会等の実施する講演会等への出席による参考資料の収集
- (3) 安全用機材メーカーとのタイアップによる参考資料の収集
- (4) 各種実験の実施若しくは参加、見学によるデータの収集
- (5) 情報交換による参考資料の収集
- (6) 共同技術研究による参考資料の収集
- (7) 他地区視察による参考資料の収集
- (8) 研究機関等への研究員派遣による文献、学術参考書の収集
- (9) 防災訓練の実施による参考資料の収集

第3節 特定防災施設、防災資機材等整備計画

第1項 整備基準

特定事業者は、石災法に定める防災施設、防災資機材等のほか特定事業所の特性に応じ災害防御活動に必要な次の防災資機材の整備を図るものとする。

- 1 無線車
- 2 救急車
- 3 運搬車
- 4 広報車
- 5 バキューム車
- 6 通信機器

7 照明機器

8 ガス検知器

9 土のう

10 その他必要な資機材

[資料] 2-17-1 特定事業所の防災資機材等整備基準表

第2項 整備状況

[資料] 2-6-5 1 特別防災区域の防災資機材等